

平成 29 年 9 月 13 日開会

第 3 回定例会会議録

美波町議会

見 出 表	頁
9 月 13 日 (水)	
■ 議長開会の挨拶	6
■ 町長提案理由の説明	9
9 月 14 日 (木)・9 月 15 日 (金)	
9 月 16 日 (土)・9 月 17 日 (日)	
9 月 18 日 (月)・9 月 19 日 (火)	
休 会	
9 月 20 日 (水)	
■ 一般質問	32
10 番議員	
・ワールドマスターズゲームズ2021関西に向けて町民の語学習得の取り組みについて	
4 番議員	35
・町長任期4年間の公約について	
・町県民税変更課税に伴う事務処理について	
8 番議員	42
・タブレット端末導入について	
・子ども農山漁村交流プロジェクトについて	
7 番議員	53
・第一次産業の振興	
・水産高校跡地の払い下げ活用方法	
・水泳客増加に伴う公衆トイレの設置	

見 出 表	頁
12 番議員	63
・ 国保税について	
・ 住民税について	
9 番議員	67
・ 住民への税負担軽減策と徴収・滞納・不納欠損等への対処について	
・ 公正さを確保するために、公共工事の発注、入札等への談合防止策等の取組みについて	
9 月 21 日（木）	
総務産業建設常任委員会・文教厚生常任委員会	
9 月 22 日（金）	
文教厚生常任委員会	
■ 議案審議	81
■ 町長提案理由の説明	108
■ 議案審議	108
■ 請願について	110
■ 意見書について	121
■ 議員派遣の件について	136
■ 議長不信任決議（案）について	147
■ 議運委員長辞任勧告決議（案）について	151
■ 閉会中の継続調査申出書について	154
■ 閉会	155

会議録⑤

平成 29 年 9 月 定例会議

平成 29 年 9 月美波町議会定例会会議録（第 1 号）

招集年月日

平成 29 年 9 月 13 日（水）

招集場所

美波町役場本庁舎 3 階議場

出席議員

12 名

1 番	舛田 邦人	2 番	岩瀬 公	3 番	江本 昇
4 番	北山 朝彦	5 番	川尻 竹藏	6 番	松本 晋児
7 番	永本善次郎	8 番	寺下 博子	9 番	戎野 博
10 番	向山 篤宏	11 番	丸龍 孝敏	12 番	中川 尚毅

欠席議員

0 名

会議録署名議員

10 番 向山 篤宏 11 番 丸龍 孝敏

議会事務局

局長 豊崎 浩司

地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	影治 信良	副 町 長	山路 和秀
教 育 長	寺内 康博	支 所 長	海司 広幸
会計管理者兼会計課長	丸岡 武	総務企画課長	礒野 晴幸
総務企画課特定事業調整監	岸本 博志	消防防災係長	近藤 和人
税 務 課 長	別宮 亀弘	福 祉 課 長	島田 修
健康増進課長	武田 和幸	産業振興課長	小坂 進
建 設 課 長	鶴木 敏夫	水 道 課 長	浜 孝至
住民生活課長	花木美名子	学校教育課長	山本 浩一
社会教育課長	坂本 理	美波病院事務長	橋本 一晴
日和佐診療所事務長	岡本 照彦	監 査 委 員	青木 昭夫
教 育 委 員 長	近藤 一郎		

会議録⑤

1. 会議事件は次のとおりである。

【認定】2件

認定第1号 平成28年度美波町公営企業会計決算の認定について

認定第2号 平成28年度美波町歳入歳出決算の認定について

【報告】2件

報告第9号 平成28年度決算における健全化判断比率について

報告第10号 平成28年度決算における資金不足比率について

【計画変更議案】1件

議案第55号 過疎地域自立促進計画の一部を変更することについて

【条例議案】2件

議案第56号 美波町子どもはぐくみ医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について（条例第20号）

議案第57号 美波町町民グラウンド設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について（条例第21号）

【補正予算議案】6件

議案第58号 平成29年度 美波町一般会計補正予算（第2号）

議案第59号 平成29年度 美波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第60号 平成29年度 美波町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第61号 平成29年度 美波町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第62号 平成29年度 美波町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）

議案第63号 平成29年度 美波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

【人事議案】1件

議案第64号 徳島県後期高齢者医療広域連合議員の選出について

【追加議案】1件

議案第65号 物品購入契約（日和佐公民館マイクロバス）の締結について

【請願議案】2件

請願第2号 国民健康保険都道府県単位化に係る意見書提出に関する請願

請願第3号 現在のインターネット配信の議会中継に議案審議の映像を含めた中継を求める請願

【発議議案】3件

発議第 8号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書（案）

発議第 9号 国民健康保険都道府県単位化に係る意見書（案）

発議第 10号 「学校での働き方改革」を通して教職員と子どものゆたかな教育環境づくりを求める意見書（案）

発議第 6号 川尻議長不信任決議（案）について

発議第 7号 寺下議運委員長辞任勧告決議（案）について

会議録⑤

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 町長提案理由説明

本日の会議に付した事件 議事日程に同じ

平成29年9月13日(水)

(時に 9時00分)

議 長 おはようございます。ただ今の出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、これより平成29年美波町議会第3回定例会を開会致します。

(時に 9時00分)

議 長 会議に先立ちまして諸般の報告を行います。6月20日美波町戦没者追悼式に出席しました。6月28日県議長会臨時会に私、議長が出席しました。6月28日一般国道55号阿南安芸自動車道整備促進期成同盟会総会に副議長が出席しました。6月30日文教厚生委員会、全員協議会、総務産業建設委員会を開催しました。7月7日漁業者関係者との意見交換会を開催しました。7月13日保健センター落成式に出席しました。7月14日県議会役員会に議長が出席しました。7月15日うみがめまつりに出席しました。7月16日ひわさうみがめトライアスロンに出席しました。7月17日赤松防災拠点施設落成式に出席しました。7月21日文教厚生委員会がエコパーク阿南に視察に行きました。7月25日県議会、県議長会総会に議長が出席しました。7月26日・28日全国市町村国際文化研究所で開催された「子ども農山漁村交流プロジェクト研修会」に寺下議員が出席、参加致しました。7月31日広報特別委員会を開催しました。7月31日阿南市地域医療確立対策協議会に議長が出席しました。8月4日県町村議会議員研修会に出席しました。8月8日広報特別員会、文教厚生委員会を開催しました。8月12日たくままつりに議長と総務産業建設委員長が出席しました。8月15日ゆきまつりに参加しました。8月22日全員協議会を開催しました。8月28日海部郡議長会議員研修会に参加をしました。9月6日議会運営委員会、全員協議会、文教厚生委員会、広報特別委員会を開催しました。以上で諸般の報告を終わります。

小休します。

(時に 9時04分)

(小休中)

(時に 9時04分)

議 長 再開します。

北山議員

4 番 議 員

ええと、住民に関わることなんで、この場でちょっと説明を議長に求めたいと思います。と言うのは、先日の6日の今、議長から説明があったように、全員協議会が開催されました。その全員協議会が非公開というかたちで開催されたことについて、議長は何を根拠に非公開というかたちにされたのか。そこのところを分かりやすく説明をして頂きたいと思います。

議 長

再開します。今ちょっと小休さしてもうとった。

再開します。

北山くんのんは再開しとうけんな。

再開します。

今回の9月6日の全員協議会です、非公開にしたということのことについてのご質問と思います。美波町議会会議規則第123条の中に「全員協議会の運営その他必要な事項は、議長が別に定める」となっております。個人情報が含まれますので、非公開とさせて頂きました。

北山議員

4 番 議 員

その時の会議の内容ですが、個人情報は全く出てきていなかった。それにこれあのう議員必携では、議会の会議は基本公開ということになっております。そういうことからしたら、先日の全員協議会の内容について、議長は個人情報が出ないようにしてくれ。もし個人情報が出るような状態になれば、これは秘密会を、秘密会をすることができるとなつとんで、秘密会にすべきと思います。それを最初から非公開、全くこう議員必携の中に入れてないことなんですよね。原則公開で、特例として個人情報とかいろんなこう状況があった場合は、秘密会ということにすることができるんだから、当然秘密会にすればいいことで。個人情報が出る、先日の会議の中でも個人情報を出す必要があるんかなあって私は思いました。そこで議長としては基本公開なんだから、まず個人情報は出さんようにしてくれということで会議を進めれると思うんですよね。それを非公開というかたちで、あれ住民の方が傍聴に来てなかったから住民の方は不利益をこうむらなかつたけれども、住民が傍聴にきとって出されて、内容をまったくこう秘密会にすべき内容でない場合、住民が不利益をこうむると言うかたちになりますんで、そこのところもう少しかつはつきりと、もうそれだけで安易にそれだけでやったっていうんでなしに、あんまり勉強されずにやつとんであれば、今後は二度とこういうことのないように配慮をして頂きたいと思います。そこのところもう一度答弁

願います。

議 長 この全員協議会につきましてはですね、理事者側の方から当然重複になるんですが、個人情報が含まれる可能性があるから非公開ということで、私の方も理事者側のことを受けてですね、個人情報が出るということで非公開にさせていただきました。結局その時にですね、個人の情報が出なんだでないかと、そういう個人の情報を出さないように最初から努力をどしてせなんだならというようなご指摘でございます。しかしそこまでちょっと私の方もですね、十分にそこまで個人情報が出るんでなかろう、出るだろうというんを理事者側の方からも話を聞いておったんで、私は非公開ということでさせていただきました。

北山議員

4 番 議 員 だからやはり理事者の方からやっぱり言われたと、だからやったんだというような答弁なんですけど、やはり議長はやっぱり議会の顔なんで、議会として会議基本公開という原則がありますんで、今後はやっぱり理事者から言われても、まずは公開ということで進めて頂きたいと思います。そんな中で、どうしても個人情報が出てくるんであれば、秘密会っていう手立てがありますんで、これもきちっとやっぱり法律で決められてますんでね、そういうことをやっぱりきちっと配慮して運営をして頂きたいと思いますんで、そういうことをお願いして私の質問を終わります。

議 長 小休します。

(時に 9時10分)

(小休中)

(時に 9時12分)

議 長 すいません、再開します。
小休で構いませんか、すいません。

(時に 9時12分)

(小休中)

(時に 9時13分)

議 長 再開します。
以上で諸般の報告を終わります。

本日の会議を開きます。

日程第1 議会、会議録署名議員の指名を議題と致します。会議録署名、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により議長において指名致します。10番向山議員、11番丸龍議員、両名を指名致します。

日程第2 会期決定の件を議題と致します。

会期につきましては、去る9月6日に議会運営委員会を開催しておりますので、議会運営委員長よりご報告お願い致します。

寺下議会運営委員長

8 番 議 員

おはようございます。議会運営委員長報告を行います。去る9月6日に議会運営委員会を開催致しました。委員6名の出席のもと、理事者側からは影治町長、山路副町長、磯野総務企画課長の出席を求め、平成29年美波町議会第3回定例会に上程予定の議案・会期日程等につきまして慎重に審議致しました。結果、会期は本日9月13日より、9月22日までの10日間とすることに決定を致しました。今定例会までに提出されている請願について、「現在のインターネット配信の議会中継に議案審議の映像を含めた中継を求める請願」は、テレビ中継特別委員会に付託し、「必要性が明確でない公費、旅費の返還を求める請願」は総務産業建設常任委員会に付託することに致しました。陳情・要請等については配布致しております。

なお一般質問の通告は、本日の正午までと致しておりますので、ご承知おき願いたいと思います。以上で議会運営委員長報告を終わります。

議

長 お諮り致します。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から9月22日までの10日間とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

よって会期は本日から9月22日までの10日間と決定致しました。なお、会議予定につきましては、お手元にご配布の日程表により進めたいと思いますので、ご了承願います。

日程第3

小休します。

(時に 9時17分)

(小休中)

(時に 9時18分)

議

長 再開します。

日程第3 町長提案理由説明を議題と致します。

本定例会に提出されております議案は、議案一覧表にありますとおり、認定2件、報告2件、計画変更議案1件、条例議案2件、

補正予算（案）6件、人事議案1件の計14件であります。これを一括して議題と致します。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長

町

長

おはようございます。猛暑が続いた今年の夏も、9月に入りようやく朝夕に秋の気配が感じられるようになった本日、平成29年美波町議会第3回定例会を招集致しましたところ、議員各位には公私何かとご多用の中全員のご出席を賜りまして、ご審議を頂きますこと大変有り難く存じているところでございます。

始めに去る7月30日に執行されました美波町長選挙におきまして、多くの町民の皆様の温かいご理解と格別のご支援を頂き、無投票当選の栄誉を賜り8月23日から三期目の町政を担わせて頂いております。改めて、その期待と責任の重さを深く感じているところでございます。

議案のご審議をお願いするに先立ちまして、私の町政運営に取り組む姿勢について申し述べ、議員各位並びに町民の皆様方のご理解とご協力を賜りたいと存じます。これまでの2期8年間、議員の皆様をはじめ多くの町民の皆様のお力添えを頂き、町政を運営出来ましたこと、まずもって御礼を申し上げます。振り返ってみますとこの8年間は、合併時の課題であった「防災無線のデジタル化」「病院の建替」や「交流事業の促進」「コミュニティーバスの検討」や、合併後の新たな課題である「南海トラフ巨大地震・津波への備え」「人口減少社会への対応」や「地方創生」に注力を傾けた期間でありました。公平・誠実・実行をモットーに、対話の町政を基本姿勢として、町の一体感の醸成に努めながら、「産業振興のまちづくり」「安全・安心のまちづくり」「未来を創る人づくり」「持続可能なまちづくり」に取り組んで来たところでございます。その結果、合併時の課題については、おおむね解決を見ることが出来ました。これも、議員の皆様のご理解・ご協力のおかげであり、厚くお礼申し上げます。

しかしながら、今の美波町には、産業振興や地方創生など、まだまだ解決しなければならない課題がたくさんございます。一方で町の歳入の5割を占めている地方交付税の合併特例の優遇措置が平成27年度で終わり、現在は段階的に減少する経過措置期間であり平成32年度で完全に終了する予定とされています。今はまさに、美波町の未来を決する重要な時期であります。そのような時期であるからこそ、これまで進めてまいりました一つ一つの歩みを更に前進・加速させ、町民の皆様「住んでよかったと実感で

きるまち」を創りあげていくことが、私に課せられた重要な使命であり、責務でもあると考えているところでございます。

そのためには、非常に厳しい社会情勢の中ではありますが、今「何が大切なのか」「何が必要なのか」しっかりと見極めながら新たな挑戦をしていかななくてはなりません。これからの4年間のテーマを「挑戦」と位置づけ、もとより微力ではありますが、町民の皆様から寄せられた期待に応えるべく、知恵を絞り、工夫をこらして、職員と一丸となって力を合わせて取り組んでいく所存でありますので、議員の皆様のご今後なお一層のお力添えを賜りますようお願いを申し上げます。

さて、本定例会におきましてご審議をお願いする議案につきましては、平成28年度の決算認定2件と、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく比率等についての報告2件、計画変更議案1件、条例議案2件、平成29年度の一般、特別会計の補正予算に関する議案6件、人事議案1件の計14件を提出しているところであります。

議案説明に先立ちまして、平成28年度普通会計の決算概要についてと、諸般のご報告を申し上げます。

まず、普通会計の決算概要についてであります。歳入の決算額は7,189,309千円、歳出の決算額は6,861,436千円で、歳入から歳出を差引いた形式収支は327,873千円であります。この額から翌年度に繰り越すべき財源90,601千円を差引いた実質収支は237,272千円となり、実質収支比率は6.5%となっております。

次に、主な財政指標でございますが、まず、経常収支比率は87.5%で、前年度に比べ2.3ポイント増加しております。主に地方交付税の減少によるものであります。

次に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条の規定に基づく平成28年度決算における財政の「健全化判断比率」であります。が、「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「将来負担比率」については、黒字決算のため該当がありませんが、「実質公債費比率」については5.1%となり、早期健全化基準の25.0%を大幅に下回ると共に、昨年度より0.5ポイントの減少となっております。このように、現在、財政指標は健全でございますが、本町の財政構造が地方交付税に大きく依存しているため、今後とも「選択と集中」により、健全な財政運営に努めて参りたいと考えているところであります。

始めに、総務企画課関係でございますが、美波町医療保健センター建設工事については、関係各位のご支援、ご尽力を賜り、お

陰をもちまして、7月13日に関係者多数のご臨席を頂き、落成記念式典を挙げる事が出来ました。議員の皆様方にもご多用の中ご臨席賜り、誠にありがとうございました。その後、関係所管課等の引越しや所要の準備を進め、8月1日には日和佐診療所及び健康増進課、地域包括支援センター、美波町社会福祉協議会が、新しい施設での業務を開始致しております。また、透析施設を開設して頂く玉真病院「海へのクリニック」については、8月3日から開院して頂いております。

今後は、医療保健センター並びに昨年完成しました美波病院と併せて医療・保健・福祉・介護等を一体的に受けられる地域包括ケアシステムとして、住民の方々の生活や健康などのサービスの向上に努めさせて頂き、また医療保健センターについては周辺環境の整備も併せて行い、住民の皆様の交流の場所として、皆様に親しまれる施設・空間として活用して頂くこととしております。

赤松防災拠点施設建設工事についてであります。過疎化、少子化による児童数の減少に伴い、平成22年3月に閉校した赤松小学校の跡地利用について、地元と検討を重ね、連絡道路も含めた防災関連施設として整備することと致しておりました赤松防災拠点施設が完成し、7月17日に関係者多数のご臨席を賜り、落成記念式典を挙げる事が出来ました。議員の皆様方を始め関係各位のご支援、ご尽力にお礼を申し上げます。

当日は、徳島県版特区で取り組んでおります「赤松座」の人形浄瑠璃のお披露目もあり、花を添えて頂きました。この施設の完成を以て、既に完成している進入路及びヘリポートと併せて、山間部である赤松地域の地理的条件も活かした災害時の防災拠点施設として整備されたこととなります。

なお、本施設については8月1日から地元赤松分館に指定管理をして頂いており、平常時は防災意識の向上や地域内外の住民等とのつながりを深める施設として有効に活用することと致しております。

県南地域づくりキャンパス事業については、四国大学文学部の学生達による薬王寺の文化財調査に関する報告会を8月5日日和佐公民館で開催しました。報告は、古文書班や典籍班、書画班、石造物班の4つの班に分かれてあり、一般公開されていない宝物や普段気がつかない石造物などについて報告がありました。また、当日は住民など約30名が参加され、四国大学須藤教授から「語りかける古文書」と題してのご講演も頂きました。今後も、各大学との連携のもと若者の発想や視点を活かした新たな地域活性化へ

の取り組みとして行って参りたいと考えております。

地域づくりインターン事業では、8月9日から23日までの間、龍谷大学の学生さん1名を受け入れました。最終日の23日には受け入れ関係者などへの報告会を開催し、観光事業やうみがめ保護、道の駅や漁協などの施設での体験を通して、美波町の地域の活性化などについて学生の視点による提言を頂きました。

姉妹都市交流についてであります。香川県三豊市関係では、7月16日の「うみがめまつり」に三豊市副市長を始め、3代目浦島太郎さんなど一行11名が来町、また8月12日には「たくま港まつり」に川尻議長と私を始め、乙姫大使など関係者11名が訪問するなど友好の絆を深めたところであります。

オーストラリアケアンズ市関係では、平成27年度から実施致しております中学生を対象としたケアンズ短期留学を行うグローバル人材育成事業を8月17日から25日までの9日間の日程で実施致しました。参加者は日和佐中学校及び由岐中学校の生徒12名と引率の先生2名、事務局1名の計15名であります。ケアンズでは、ケアンズ市役所及び領事事務所の表敬訪問を始め、トリニティベイハイスクールでの授業体験を2日間行い、2人1組で5日間ホームステイを体験致しました。中学生にとっては初めての海外でのホームステイなどでしたが、全員元気に帰国致しました。この事業は、これからの時代を担う子ども達が、留学を通じて国際理解や知識の拡大、語学力の向上や国境を越えた人との繋がりを持つなど、新しい可能性を見つける機会となったと思います。今後も、この事業を継続して実施し、人材育成と姉妹都市との親善に繋げていきたいと考えております。

地域おこし協力隊事業では、新たに9月から1名の方に着任頂いております。お名前は村野裕太さんで、受入団体の「一般社団法人アンド・モア」と共に移住者支援事業などに取り組んで頂いております。この事業は、過疎・高齢化が進む中、新たな地域の再生と活性化を図ることを目的と致しており、村野さんを含め現在3名の方々に活動して頂いております。

地方創生関係でございますが、急速な少子高齢化の進展や東京圏への過度の集中を是正するため取り組みを進めております総合戦略については、昨年度実施致しました地方創生関係事業について、8月25日に美波町地方創生推進会議検証部会を開催し、ご審議を頂いたところであります。頂戴致しましたご意見等は今後の取り組みに繋げ、更に地方創生による地域の活性化に繋げて参りたいと考えております。

また、9月8日には小倉將信総務大臣政務官が来町され、本町でのサテライトオフィスや移住交流の取り組みについて視察して頂きました。当日は、移住交流施設やまさき、株式会社鈴木商店、株式会社あわえ、戎邸を視察後、山河内の「オドリ」で関係者の皆様との昼食会を行い、意見交換をさせて頂きました。町と致しましても、サテライトオフィスの更なる展開や移住交流の促進など、総合戦略に掲げました取り組みを着実に進めて参りたいと考えております。

文化庁の採択を受け進めています外国人の日本語教室の開設を支援する日本語教育スタートアッププログラムの本年度のキックオフ会議が6月23日に開催され、この事業に取り組む団体である多文化共生ネットワーク「ハーモニー」などの取り組みの紹介やシニアアドバイザーの西原先生から「生活者としての外国人」と題したご講演をして頂きました。社会の国際化が進む中、美波町においても外国人との関わりも多くなって来ており、今後も国際化の一つの取り組みとして進めて参りたいと考えております。

次に、税務課関係では、町県民税変更課税に伴う事務処理で、平成23年度から28年度分において、一部の納税者に対し、還付手続き及び追加徴収手続きができていなかったことが判明しました。ただし、当初課税及び変更課税そのものには誤りはありませんでした。このため、町県民税の課税データを利用している国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料等への影響はございませんでした。しかしながら、対象年度が数年度に渡っており、還付金を受け取れるはずの納税者に対し、現在まで還付が出来ていないこと、追加徴収となる納税者に対する納税通知が遅れたこと等、対象となる納税者の皆様に多大のご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

現在、担当課において、対象となりました納税者の皆様を戸別訪問し、事情説明を行っておりますが、9月11日までに、対象者の約半数近くの方への訪問と事情説明を終え、お詫びを申し上げたところでございます。なお、今回の事案を重く受け止め、事務処理に関わった職員については美波町職員の懲戒処分の基準等に関する規程等に基づき、厳正に対処することと致しております。今後は、電算システム操作の共有化を図り、課内で情報が共有できるようにすると共に、複数名でのチェック体制を取ることで再発防止に万全を期して参ります。

次に、住民生活課関係では、高齢者向け臨時福祉給付金の申請受付を当初予定の5月末から1ヶ月延長し、6月末まで行っ

ころ、支給対象者 2,062 名に対する申請受付者数は 2,030 名となり、支給率は 98.4%となりました。6月20日、由岐公民館におきまして議員各位のご参列も頂き、遺族会会員の皆様と共に平成 29 年度美波町戦没者追悼式を開催しました。先の大戦において尊い命を失われた方々の御霊を偲び、今後、二度とあの惨劇を繰り返さないことを誓い、参加者全員で献花致しました。

次に、福祉課関係では、昨日、開催する予定でありました「美波町敬老の日記念式典」は、朝方に大雨警報が発令されたため、延期しましたが、9月19日（火）に改めて開催する予定と致しております。また、9月14日には、私が 101 歳以上の高齢者を訪問し、長寿のお祝いを申し上げるとともに、お祝い状並びにお祝い金を贈らせて頂く予定と致しております。

「美波町高齢者保健福祉計画・第 7 期介護保険事業計画」並びに「障がい者計画・障がい福祉計画」の策定につきましては、それぞれニーズ調査等を済ませ、現在はその集計作業も完了しております。9 月下旬には計画策定委員会を開催し、より良い計画が策定できるよう準備を進めて参ります。

次に、健康増進課関係では、国民健康保険特定健診・保健指導の実施状況につきましては、8月31日現在で検診対象者の 1,482 名に対し、受診者は 426 名であり、受診率は 28.7%となっております。また、特定保健指導につきましては 49 名の対象者に対し、生活習慣改善のため家庭訪問指導を行っております。近年の傾向として心原性脳塞栓を要因とする疾病も目立つことから、平成 28 年度の集団検診より心電図検査を追加致しております。40 才以上の 501 人に実施、101 人に不整脈等の所見があり、治療につながった方や経過観察となっており、重症化予防のための保健指導も行っています。今後につきましても、健診受診率の向上並びに住民の皆様の健康づくりに努めて参ります。

次に、産業振興課関係でございますが、まず農業では、今年の四国地方の梅雨入りは、平年より 2 日遅い 6 月 7 日、梅雨明けが平年より 1 日遅い 7 月 19 日とほぼ平年通りでありました。日和佐地区の 7 月の降水量は 165.5mm で平年比 57%、気温は平年差 +1℃、日照時間は 174.1 時間で平年比 95%と、降水量は少なかつたものの、ほぼ平年通りで天候に恵まれ、稲作にとっては非常に良い気象条件でありましたが、8 月の台風 5 号の暴風の影響を受け収量、品質の低下が認められました。

J A かいふの水稲の集荷状況によりますと、8 月 24 日現在の総集荷量は 3,286 袋で、非常に豊作であった昨年同時期比 77.5%と

なっております。また、1等米の比率は53.2%で、一昨年同時期の77.9%から大きく低下しております。しかしJA「買い取り価格」については、8月24日までのコシヒカリ1等米で6,300円と昨年同時期に比べ600円高値となっており、美波町における29年産水稻については、豊作であった昨年との比較では収量、品質は低いものの、ほぼ平年並みであり、価格は良好な状況であります。

また、本年度から「新規需要米」の新しい取り組みとして導入した稲WCSについて、赤松地区で9月6日から収穫を開始しました。本年度は、赤松地区6ha、北河内登り地区1.5haの計7.5haにおいて8戸の生産者が阿南市の加茂谷牧場と利用供給協定書を締結し、栽培をしたものであります。高齢の生産者や、農地を引き受ける担い手の労力軽減に繋がる一つの選択肢として、引き続き研究を進めたいと考えております。

安心・おいしい地域ブランド米として「乙姫米」をJAかいふとともに振興しておりますが、今年4月15日に田植え交流をした赤松・阿地屋地区の圃場において、消費拡大とPRを目的として、8月19日に県内の消費者53名を招き、生産者との交流会を兼ねた、稲刈り交流を開催致しました。

平成27年度から試験栽培に取り組んでおりますドクダミについては、木岐中畑の育苗畑16a他で、苗提供の目処がついたことから、8月に実行組を通じ農家へ栽培希望者募集について周知案内を行いました。今後10月定植に向け、栽培講習会開催、苗提供を行い、栽培面積の拡大に取り組むと考えております。

平成27年度から第4期対策に入った中山間地域等直接支払制度については、集落協定は30協定と同じですが、大越集落協定で管理者死亡により協定農用地面積7,551㎡の減、耳瀬集落協定で協定農用地面積7,054㎡の追加により、交付金対象面積は、1,350,961㎡を予定しております。また、多面的機能支払交付金については、北河内字登り地区を対象とする活動組織が新規認定をされ、既存組織のうち府内地域資源保全会が農用地面積を0.38ha追加することとなり、国庫交付金等の内示を得ております。平成29年度は、赤松、山河内、西河内、恵比須浜・田井、木岐、北河内の6集落・9組織が、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため活動に取り組んでおります。

鳥獣被害対策については、町単事業の鳥獣侵入防止柵設置に対する補助についてですが、予算額2,000千円に対し、8月末現在の執行額が878千円、受益者6名、内訳としましては、電気柵851

m、378千円、金網柵440m、500千円となっております。予算残額が、1,122千円あることから広報等で引き続き周知しながら、今後も要望を受け付け、鳥獣からの被害軽減に活用できればと思いますので、よろしくお願い致します。

林業については、ナラ枯れ対策につきましては、昨年と同様、日和佐森林組合と業務委託契約を締結し、城山周辺の四国のみちのウバメガシ9本にトラップを設置し、カシノナガキクイムシの誘引捕殺を実施しているところであります。農山漁村未来創造事業につきましては、今年度にハード整備として、町内の高台に町産材のストック・仕分機能を持つ流通備蓄倉庫を整備し、地元で加工される体制を築くこととしており、加えて町の産業振興、防災対策の観点から、製材・プレカット事業者と行政の流通・備蓄に関する協定の締結についても検討することとしております。

水産業については、本町における水産業関係としての各種放流事業実績ですが、県より配布される平成29年度アユ種苗放流事業は、4月28日に、日和佐川の山河内字西山の西山橋付近に15kg、北河内谷川の北河内字久望の久望橋直下に10kgの計25kgを放流致しました。西河内公民館を事業主体とする町費補助によりまず西河内アユ種苗放流事業については、5月11日に西河内字平戸潜水橋にて40kg、山河内字西山春兼橋直下で40kgの計80kgを補助金200千円で実施しております。那賀川上流漁協赤松支部を事業主体とする赤松川アユ放流事業についても、5月15日に町補助の数量75kgを含む750kgを放流しております。補助金は事業費2,500千円の1割の250千円となっております。県より配布されますウナギ種苗放流ですが、6月14日に日和佐川・西河内平戸潜水橋で2.5kg、山河内西山堰上流で2.5kgの計5kgを放流しております。

次に、燃油や資材の高騰、漁獲量の減少、漁業者の減少など、長年厳しい状況が続いております水産業において、個々の地域の現状に合わせて「将来の漁業のあるべき姿」や「取り組むべき課題」を、漁業者自身で考え作成する浜の活力再生プランについては、水産庁からの支援受け平成28年度末までに町内の全7漁協において事業実施計画が承認されております。補助事業等を利用するに際し、セーフティネット加入が条件であるなどクリアすべき問題は多々ありますが、引き続き漁業組合との関係を密にとりながら漁業者への情報提供を積極的に行っていくと共に、海部郡内全域での広域浜プラン策定も同時進行で進めてまいります。

また、このたび、徳島県信用漁業協同組合連合会へ200,000千

円を預金し、預金残高がトータルで 440,000 千円となりました。本年はこの預金残高の 0.2% に当たる 880 千円が信漁連から町内 7 漁協に均等に配分されることとなり、1 漁協当たり 125 千円余りとなりますので、漁業振興に活用して頂けたらと思います。

県単沿岸漁場整備開発事業・増養殖場造成事業で実施してきたアオリイカ産卵礁の設置については、日和佐町漁協においては 5 箇所、阿部漁協においては 3 箇所に設置し、同事業・有害生物駆除事業で実施してきたヒトデ等の駆除については、東由岐、西由岐、志和岐 3 漁協は 7 月 16 日に実施し、木岐漁協は 11 月中旬頃に実施する予定となっております。

商工・観光・イベント関係では、門前町再生については、総務企画課所管の平成 26 年度まちなか再生支援事業以来、日和佐地区内で活動実績のある神奈川大学と連携し、「2017 年度門前町再生支援事業」がスタートしました。6 月 9 日、7 月 18 日と役場関係者、発心の会と協議を行っております。主にイベント、空き家の活用、景観づくりについて協議を進めていく計画であります。直近の会合である 8 月 29 日には、桜町地区住民と初めての意見交換会が行われました。

イベントとしては、発心の会が開催しております「第 11 回手づくり物の市」が 7 月 15 日にうみがめまつりと同時開催され、14 店舗の出店がありました。次回開催は 9 月 17 日を予定しております。また、その日にお披露目となるのが、巨大トリックアートであります。門前町に新しい観光資源をつくり集客を図るため、四国旅客鉄道株式会社の許可を得て美波町が設置致します。今後イベント時は近隣商店と連携し、SNS 等での情報発信を行いながら、薬王寺門前町の魅力発信に繋がりたいと考えております。

道の駅日和佐では、以前から座って休憩できる場所が欲しいとご要望があり、国交省と断続的に協議の結果、国交省の土地である四阿両側の芝生が生えている部分に、地方創生拠点整備交付金により設置することで内諾を得、実施設計後に正式に占用許可を受ける手はずとなっております。

(株) 道の駅日和佐の経営面については、スタッフミーティング等を通して赤字改善策の検討に向けて動いていますが、8 月下旬から駅長の強い希望により宝くじの販売を物産館で開始しております。また、外商的取り組みについても試行を行っており、東京新聞と中日新聞を通じ紹介された「アオリイカの沖漬け」については、短期間に 500 個もの注文が舞い込みました。なかなかすぐに効果は見えてこないと思いますが、経営の改善に向けて少し

でも貢献できることを期待しています。

田井ノ浜海水浴場については、6月25日に海水浴場開きを開催し、8月27日までの64日間開設致しました。今年の実開きは、昨年のドリンク販売、フラダンスショー、ギター弾き語り、ダッシュでGO!!等を行わず、天候のこともあって、安全祈願祭、テープカットのみ行いました。

今年の実開きは、例年集客の見込める海開きの際に天候が悪かったことや、台風の影響があったことなどから、昨年と比べ361人少ない9,632人でした。しかし、田井ノ浜海水浴場のPRやメディア等への情報発信の効果などから実開きは昨年同様9,000人台となったところであります。

観光関係のイベントとして、7月15日に「うみがめまつり」を例年同様で開催致しました。天候に恵まれ、非常に気温が高い中でしたが、感謝祭を大浜海岸で行いました。ウミガメの放流では、混獲されたアカウミガメが少なく、放流できる個体がないということで、混獲が多かったタイマイを放流しました。その後のフェスティバル、納涼花火共に、各部会で計画されていたイベントを予定通り開催することができました。

桜町通りの夜店では、発心の会、まけまけマルシェと協力し、今年最高の出店数になりました。来場者についても今年初めてカウントを行い、フェスティバル会場だけで5,322人の入り込みが確認できましたが、スタッフや関係者からも過去最高の人手で、全体では1万人は優に超えているだろうとの声が寄せられました。薬王寺山門前では、徳島文理大学の学生により「薬王寺ライトアップコンサート」が同時開催され、通りの外でも賑やかさを感じることができたと思っております。

翌16日開催のトライアスロンについては第18回目の大会となり、インターネットによる参加申し込みを実施する中、812名の申し込みがあり、うち742名が出場する大会となりました。回を重ねるごとに人気が高まり、出場者も年々増え続け、美波町は勿論、近隣の市町村にまで経済効果を及ぼすイベントとしてすっかり定着してきたと思っております。前日のうみがめ祭りから2日間にわたりご協力頂いた関係者並びにボランティアの方々に、この場をお借り致しまして御礼を申し上げたいと思っております。

8月6日に予定しておりました観光協会主催イベント「清流 日和佐川で自然を楽しもう！」は台風接近のため中止となりました。

住民と帰省者との貴重なふれあいの場として、また由岐地区における数少ないステージイベントの一つとして、お盆の恒例行事

となっている「ふるさと由岐まつり」は、今年で33回目を迎え、例年通り8月15日に由岐支所前グラウンドを会場に開催しました。今年には風船匠りいずの風船教室、タレントみかんのものまねショー、竹野留里歌謡ショー、阿波踊り、由岐小唄、由岐音頭を行い、約1,200名の来場者で賑わいました。今年出演して頂いた竹野留里さんには、由岐中学校の応援歌として由岐の田井地区出身の小島功氏が作詞作曲した「私の故郷」を歌って頂いております。

今年で27回目となる「由岐伊勢エビまつり」は、美波町商工会を事務局として10月22日に開催する予定で、実行員会において順次準備が進められており、続いて、県南地域を対象とする「四国の右下」ロードライド2017が11月12日に、海陽町・まぜのおかオートキャンプ場を発着点として実施される予定であります。

海部郡3町で組織する南阿波よくばり体験推進協議会が行っている体験型観光や修学旅行受入については、5月7校663名、6月2校244名、7月2校182名を郡内で受け入れております。今後、修学旅行等の受け入れ予定としては、9月27日から28日の呉市立昭和中学校、10月3日から5日南丹市立桜が丘中学校、10月23日から24日神奈川県立綾瀬高校、11月9日から10日福山市立大成館中学校が訪れることになっております。昨年からはスタートしたSUP体験は学校に大好評で、今後ますます利用校が増えると思われれます。

昨年度から始めた事業として、着地型観光商品の造成を目指し、県南の観光協会や観光ボランティアガイドを対象として、観光マネジメント塾を7月26日に開催しました。NPO法人徳島ツーリズム協会から講師を招いて、着地型旅行商品造成のポイントと今後の商品造成について学びました。今後年間を通じて4回程度の開催を予定しております。また誘客促進部会として「四国の右下」版DMO組織のあり方に係る検討会議が初めて開かれました。徳島県南部圏域を取り巻く観光の現状について話し合いが行われ、南部圏域における広域連携の必要性と可能性について、今後も引き続き協議する事となっています。

また、「四国の右下・魅力倍増」推進会議では、まけまけマルシェの定着を目指して毎月第2日曜に道の駅日和佐で開催し、水槽を使った釣り堀や鮎のつかみどりなど集客イベントも行って、今までとは違った盛り上がりを見せています。今後のイベントとして、四国の右下食博覧会（仮称）を11月19日に美波町商工祭と

同時開催の予定で準備が進められております。

次に、建設課関係でございますが、はじめに町工事関係についてご報告致します。地籍調査事業では、東由岐字本村・大池地区及び奥河内字寺前・弁才天地区について、8月1日から8月27日までの20日間で地籍調査結果の閲覧を行いました。閲覧筆数2,916筆に対し1,302筆、44.65%の閲覧が完了しており、閲覧欠席者に対しては、郵送にて結果を確認して頂く予定です。今後、閲覧結果に基づき誤り訂正等があれば再調査を行い、地籍図及び地籍簿の成果を作成することにしております。

また、28年度からの繰越事業で恵比須浜及び恵比須浜字田井地区の現地調査等に伴う地元説明会を6月30日と7月1日に開催し、9月下旬頃から現地立会による一筆地調査を実施する予定です。空き家対策については、9月1日に学識経験者等で構成する空家等対策協議会を立ち上げ、空家等対策計画の策定作業を進めているところです。

道の駅日和佐南西側山林における高台整備事業につきましては、6月23日に日和佐公民館において、整備計画の概要について関係地区の弁才天、奥潟、寺込、桜町への地元説明会を、8月29日には日和佐こども園の保護者への説明会を開催し、短期整備計画として、「進入道路整備」「日和佐こども園移転」と「防災公園整備」に関する取り組みについて説明をさせていただきました。

今年度は、進入道路の測量設計及び地質調査、排水路調査等を行い、平成30年度から用地買収、こども園及び防災公園の設計業務等を経て、平成31年度から進入道路の工事に着手する予定で早期完成に向けて進めてまいります。

恵比須浜漁港の浚渫工事に係る深淺測量等の検討業務を6月下旬に発注しております。山河内字なかのなか3号線落石対策工事は、7月中旬に発注しております。伊座利生活改善センター裏の急傾斜地崩壊対策工事に係る測量設計業務は、9月上旬に完了したため、10月中の工事発注に向けて、9月補正予算において工事請負費を計上させて頂いております。

28年度繰越事業の公共土木施設災害復旧事業では、山河内字白沢の白沢谷川の河川工事は、6月中旬に、奥河内字寺前の寺込川と赤松字新発谷の久原谷川及び北河内字大戸のへゴ谷の河川工事については、7月中に完成しています。

次に、県工事の主なものについてご報告申し上げます。まず、道路関係でございますが、日和佐小野線・恵比須浜字田井のバイパスは、田井側トンネル入り口までの調査ボーリング及び道路詳

細設計を7月下旬に発注したと聞いております。日和佐小野線ホテル白い燈台手前の法面コンクリート吹付のひび割れ箇所については、8月中旬に完成したと聞いております。阿南鷲敷日和佐線の北河内不動の滝付近の線形改良は、擁壁工事を9月上旬に発注したと聞いております。由岐大西線の由岐中学校沿い魚呑川兼用護岸の復旧工事は、8月下旬に完成したと聞いております。由岐港線の西由岐での道路落石対策工事は、8月上旬に完成したと聞いております。

河川、砂防関係では、河川の維持工事については、北河内字本村の角田商店付近の河川内の除草、伐採及び西河内字平戸の大持宅前日和佐川における堆積土砂の掘削工事は、8月中旬に完成したと聞いております。県単砂防事業の津波避難階段については、薬王寺周辺において施工箇所の検討中と聞いております。山王谷の通常砂防事業については、東側堰堤の調整池を含む流路工事の一部を施工中と聞いております。

港湾、漁港関係では、日和佐港海岸の海岸高潮対策事業の大浜地区防潮堤については、うみがめ博物館前において陸閘修正設計作業が完了し、10月以降に防潮堤工事と階段修繕工事及び陸閘改良工事を発注予定と聞いております。由岐漁港由岐地区における防波堤耐震改修ブロックの据え付け工事について、現在、施工方法の検討中と聞いております。県単改良事業の漁港照明LED化工事については、木岐漁港において10月頃から施工予定と聞いております。水域環境保全創造事業の藻場造成工事については、山河内・二見沖において11月頃からブロック製作・設置工事を進める予定と聞いております。

次に、消防防災課関係でございますが、まず災害関係では、7月4日、台風3号が四国地方を通過し美波町に接近する進路予報であったため、午前10時に避難準備情報を発令し、高齢者等避難に時間のかかる住民に早めの避難を呼びかけました。14時54分に暴風、波浪警報が発令され、町内の避難所には一時6世帯6人が避難されました。台風がコンパクトな台風であったことが幸いし、長時間の風雨とはならず、17時25分暴風波浪警報は解除となり、大きな被害の発生はありませんでした。

また8月6日、7日にかけて台風5号が四国沖を通過し、動きの遅い台風であったため長時間の警戒体制となりました。6日18時30分に避難準備情報を発令し、早めの避難を呼びかけ、7日深夜には12世帯12人が避難されました。19時20分に波浪警報、22時37分に大雨警報、7日の0時34分には暴風警報が発令され

ました。徳島県に接近したまま海上を通過したものの、幸いにも台風による大きな被害はありませんでした。

今年の雨の降り方の特徴として、短時間に狭い範囲で大雨が降る傾向にあり、全国各地で記録的短時間大雨情報が出されるなど、河川の急な増水や道路の冠水、低い土地の浸水などが発生し、地域によっては、河川が氾濫し、多くの住宅が浸水する等の被害が発生しております。このような現象は、ゲリラ豪雨的に発生し、予測が難しく、避難情報なども発令が難しい状況にあります。気象情報に細心の注意を払いながら、警戒に当たりたいと考えております。また、これからの時期は、台風が発生しやすい時期となりますので、台風接近の際には十分な警戒態勢をとるとともに、住民に対して早め早めの対応が取れるよう心掛けていきたいと思っております。

次に、防災関係では、6月29日に阿南市と福井町自主防災連絡会と美波町、美波町自主防災会連合会の4者による「大規模災害発生時における相互協力に関する協定書」を締結しました。避難所の少ない美波町においては、近隣の自治体に避難者の受け入れについて頼らなければならぬ状況にあるため、福井町小野地区の自主防災会と美波町自主防災会連合会が相互協力をしながら、避難所を開設し、福井町福井南小学校において避難者の受け入れをお願いすることとしております。

また、7月23日に美波町と大規模災害時の支援協定を結んでおります「AMD A」との第4回AMD A南海トラフ地震対応プログラム調整会議が岡山市で開催され、AMD Aと協定を結んでいる自治体や医療支援関係団体等が岡山市に集まり、関係機関の連携と医療活動の体制の構築について確認致しました。

8月20日午後3時より由岐公民館2階大会議室におきまして防災講演会を開催し、講師として東京大学生産技術研究所都市基盤安全工学国際研究センター准教授の加藤孝明氏をお招きし、「防災もまちづくりのすすめ方～自分も地域も元気になる最先端防災～」と題して、ご講演を頂きました。

毎年、防災の日の9月1日に行っています公共施設等を対象とした地震津波避難訓練は、「午前10時00分、南海トラフ付近を震源とするマグニチュード9.0の地震が発生し、美波町の震度は6強から震度7でこの地震により津波等の発生が予測される。」という想定で、町内の学校、こども園、病院、支援学校など17施設を対象に避難訓練を実施しました。なお、当日の避難訓練参加者は、882名でありました。

次に、教育委員会関係でございますが、学校教育課関係では、各学校の普通教室へのエアコンの設置について、8月8日に美波町PTA連合会会長名で「小中学校の普通教室へエアコン設置を求める陳情書」が、各PTA会長の署名を添えて提出されました。学校へのエアコン設置につきましては、県下各教育委員会により取り組みに相違がありますが、美波町PTA連合会としての意見要望が届けられましたので、今後対応について検討することとしています。

平成27年度から徳島県と取り組んでいる「地方と都市を結ぶデュアルスクール」についてですが、昨年度に引き続き、東京都の小学3年生の男子児童が、7月10日から20日まで、美波町内のサテライトオフィスでの保護者の仕事に合わせ、美波町に滞在し、日和佐小学校へ通学、学校生活を送りました。また、同児童につきましては、本年10月にも10日間程度滞在し、同じく日和佐小学校へ通学する予定となっています。

新しいALT英語指導助手として、スティーブン・ケリー・スマイヤー氏、ウィリアム・ドリュー・マクナット氏の両名が7月下旬から着任され、スマイヤー氏は日和佐中学校、マクナット氏は由岐中学校にそれぞれ配属され、英語指導にあたっております。なお、前任の由岐中学校で英語指導助手として勤務されていたシモンズ・トラヴィス氏は7月をもって離任されました。

社会教育関係では、7月1日に「美波町こがめ杯バレーボール大会」が2会場で15チームが参加し、2ゾーンに分かれて熱戦を繰り広げ、日和佐少女バレー部がAゾーンで優勝しました。

7月26日に子ども会連合会県外研修として、小学生35人が参加し「キッザニア甲子園」において、いろいろな仕事の体験学習をしてきました。また8月25日には、小学生19人が参加し「淡路イングランドの丘」において、パンづくりなどを体験し、夏休みの思い出にしました。

8月14日には、日和佐地区で公民館対抗ふるさと野球、由岐地区で第40回夏の野球大会が開催され、お盆休みで帰省した人との久しぶりの再会や普段なかなか会わない人との交流を楽しみながら、熱戦を繰り広げました。8月20日に「お楽しみ親子映画大会」を日和佐公民館で開催し、2回上演で60人の観覧を頂きました。8月22日から25日までの3泊4日、沖縄海洋体験セミナーとして小学5・6年生6人を引率し、沖縄でのマリンスポーツ体験、沖縄の伝統・文化及び悲惨な戦争についての学習をし、夏休みの思い出にもなりました。

今年のウミガメの上陸状況であります。大浜海岸の保護規制を例年どおり5月20日から8月20日まで実施しました。6月1日の初上陸以降、計27回の上陸で17回の産卵を確認しました。昨年の上陸7、産卵2に対して大幅に回復したように数字上は見えますが、27回の上陸のうち、ほぼ半分を占める13回は同一個体によるもので、たくさんの個体が上陸したわけではありません。個体数は識別できたものが5頭、上陸のみで個体識別できていないものが4頭ありますので、上陸した個体数は5から9頭ということになります。また、ウミガメは上陸時に光を嫌うこと、ふ化後海へ向かう際に光に誘引されることから、現在白い燈台へ向かう途中の外灯を数本、ウミガメに影響の少ない波長を持つLED電灯に交換していますが、その効果を確かめるため、同様の波長を持つポータブルのLEDを用いてふ化脱出時の誘引実験を行っています。ほとんどの巣穴のふ化予定がまだ先ですので、現段階で調査結果は出ていません。

他にも巣穴の過度な温度上昇を避けるため遮光ネットをいくつかの巣穴に設置し、何もしない巣穴とのふ化率比較も調査していますが、こちらも光実験同様の理由で結果は出ておりません。あと、光を減らすということから、うみがめ荘とカレッタ間の駐車場脇電灯の上部に遮光物を被せ、光の照射範囲を減らしています。

以上、諸般の報告と致します。議員各位のご理解を申し上げる次第であります。

続きまして今議会に提案してご審議を賜ります議案につきまして、その概要を順次ご説明申し上げます。

はじめに、認定第1号は「平成28年度美波町公営企業会計決算の認定について」であります。これは、監査委員の審査に付した「水道事業会計」と「病院事業会計」の平成28年度決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

認定第2号「平成28年度美波町歳入歳出決算の認定について」は、監査委員の審査に付した「一般会計」と「9件の特別会計」の平成28年度決算について、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。なお、事業の成果報告につきましても、規定により提出を致しております。

報告第9号「平成28年度決算における健全化判断比率について」は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規

定に基づき、監査委員の審査に付した平成 28 年度決算における財政の「健全化判断比率」であります「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」、「将来負担比率」の 4 指標について、監査委員の意見をつけて議会に報告するものであります。

報告第 10 号「平成 28 年度決算における資金不足比率について」は、報告第 9 号と同じく、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定に基づき、監査委員の審査に付した平成 28 年度決算の「資金不足比率」について、監査委員の意見をつけて議会に報告するものであります。

議案第 55 号「過疎地域自立促進計画の一部を変更することについて」は、過疎地域自立促進計画を変更するため、過疎地域自立促進特別措置法第 6 条第 7 項において準用する同条第 1 項の規定により議決を求めものでございます。平成 29 年度の新たな事業について、過疎対策事業債の対象とするため計画の変更を行うもので、新たに加える事業は、東由岐配水管改良工事、赤松配水池計装盤更新工事、海部消防組合の消防指令車整備負担金及び高規格救急車整備事業の 4 件でございます。

議案第 56 号「美波町子どもはぐくみ医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について（条例第 20 号）」は、徳島県が医療費助成対象者を小学校修了から中学校修了までと拡大したことに併せ、字句の改正を行うことに伴う改正であります。美波町におきましては、医療費の助成対象者を既に拡大済みであることから、今回は徳島県の改正に合わせた条文の字句を改めるものであります。

議案第 57 号「美波町町民グラウンド設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について（条例第 21 号）」は、美波町医療保健センターを含む旧日和佐高校跡地周辺のエリアについては、愛称を募集し審査の結果「みなみらいスクエア」と命名されています。そのエリアに整備を進めていたグラウンドが間もなく完成する見込みとなり、町民グラウンドとして位置づけするため条例改正するものです。なお、名称は愛称に合わせ「みなみらいグラウンド」としてあります。

次に、議案第 58 号から議案第 63 号までの 6 議案は、平成 29 年度一般会計・特別会計の補正予算であります。

まず、議案第 58 号「平成 29 年度美波町一般会計補正予算（第 2 号）」は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 131,785 千円を追加し、総額を 6,157,652 千円と致しております。

今回の補正では、共通項目として各費目において給与等の人件

費関係について、4月の人事異動に伴う調整を行っております。歳出の主なものでは、総務費の文書費では、役務費の通信運搬費でマイナンバー制度の施行に伴う書留料金等、郵送料の増が生じたことにより年度末までの必要経費1,700千円、電子計算費では委託料で社会保障税番号制度の導入に伴う基幹系システムの厚労省関係のシステム改修に伴うシステムサポート料2,680千円、情報ネットワーク費では需用費の消耗品費1,000千円、企画費では地域情報基盤設備運営事業に係る備品購入費2,744千円、戸籍住民基本台帳費では委託料で、国の制度改正に伴う住民システム改修委託料で10,260千円、本人通知システム導入委託料で3,780千円の計14,040千円をそれぞれ追加しております。

民生費の障害者福祉費では、委託料で障害者自立支援給付支払等システム事業に伴うシステム改修料1,782千円、認定こども園費では、工事請負費で日和佐こども園避難路整備工事費2,800千円をそれぞれ追加しております。

衛生費の保健衛生総務費では、委託料で徳島県の制度改正に伴う子どもはぐくみ医療システム改修委託料1,326千円を追加しております。

農林水産業費の林業振興費では、負担金補助及び交付金で、儲かる林業のためのドローン技術による高精度森林情報整備事業の負担金1,575千円を追加し、商工費の観光費では、委託料で道の駅日和佐の足湯に係る指定管理料2,200千円を追加しております。

土木費の土木総務費では、委託料で由岐地区の大井に新たに残土処分場を整備するための設計委託料5,000千円、砂防費では工事請負費で伊座利漁協裏の急傾斜地対策工事費17,000千円をそれぞれ追加しております。

消防費の消防施設費では、工事請負費で阿部地区防火水槽新設工事費3,000千円、災害対策費では、工事請負費で東由岐避難路整備及び衛星Wi-Fi整備等の工事費3,620千円、とくしま0作戦緊急対策事業費では、委託料で日和佐地区高台事前復興計画策定業務委託料9,000千円をそれぞれ追加しております。

教育費のコミュニティーホール運営費では、工事請負費でホール音響及び映像設備更新工事費2,500千円を追加しております。

諸支出金のふるさと振興基金費では、積立金で10,000千円を追加しております。これは、薬王寺から「福祉・教育のために活用して下さい。」と頂きました指定寄付金でありまして、基金として積立活用するものでございます。

まちづくり基金費では、合併特例債による積立金 36,000 千円の追加で、後年度において財源的に有利な基金として活用するものでございます。

議案第 59 号「平成 29 年度美波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）」は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 255 千円を追加し、総額を 1,288,466 千円と致しております。歳入では、主に国民健康保険税の調定税額の確定による調整で 7,809 千円を減額し、特別調整交付金 7,874 千円の追加であります。歳出の主なものは、退職被保険者等高額療養費 1,750 千円の追加と予備費 1,750 千円の減額であります。

議案第 60 号「平成 29 年度美波町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）」は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 15,586 千円を追加し、総額を 108,415 千円と致しております。歳入では、前年度決算が確定したことに伴い、繰越金 15,586 千円を追加しています。歳出では、財政調整基金で 2,000 千円、予備費で 13,586 千円それぞれ追加しております。

議案第 61 号「平成 29 年度美波町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）」は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 114,028 千円を追加し、総額を 1,363,220 千円と致しております。歳入では、当初賦課が行われ保険料が確定したことに伴う追加と、地域包括支援システムの改修に伴う国庫補助金及び県補助金等の追加、前年度決算が確定したことに伴う繰越金の追加であります。歳出の主なものは、地域支援事業費では地域包括支援システム改修に伴う追加と、前年度精算に伴う償還金と一般会計繰出金の追加及び予備費の追加であります。

議案第 62 号「平成 29 年度美波町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 1 号）」は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8,762 千円を追加し、総額を 304,137 千円と致しております。歳入では、前年度決算確定に伴う繰越金 8,762 千円の追加であります。歳出では、賃金で臨時看護師賃金を 2,232 千円減額し、負担金補助及び交付金で美波病院からの看護師派遣負担金 5,040 千円及び予備費 5,954 千円をそれぞれ追加致しております。

議案第 63 号「平成 29 年度美波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,453 千円を追加し、総額を 149,753 千円と致しております。歳入では、主に前年度決算が確定したことに伴う繰越金 4,451 千円の追加であります。歳出では、前年度実績に基づく後期高齢者医療広域連合納付金 4,041 千円及び一般会計繰出金 412 千円をそれぞれ追加

致しております。

最後に、議案第 64 号「徳島県後期高齢者医療広域連合議員の選出について」は、広域連合議員である美波町長の任期満了に伴う広域連合議員の選出についてであります。広域連合議員の任期は、徳島県後期高齢者医療広域連合規約第 1 条により市町村の議会の議員又は町長の任期によることとされており、広域連合議員であった私の任期が 8 月 22 日で満了となったことに伴い、徳島県後期高齢者医療広域連合規約第 8 条の規定に基づき、選挙による広域連合議員の選出を求めるものです。選出の方法については、地方自治法第 118 条の規定を準用し「投票」又は「指名推選」となっておりますので、よろしくお願い致します。

以上、提案致しております議案の主だったものの概要をご説明申し上げました。なお、議案の詳細につきましては、担当課長から説明致しますので、ご審議の上、原案のとおりご承認を賜りますようお願いを申し上げます。町長提案理由の説明と致します。どうぞよろしくお願い致します。

議 長 戎野議員
9 番 議 員

議会の運営、議運の委員長より請願の付託について報告を受けました。それで本来は所管の常任委員会もしくは議運で請願については付託をどうするかということで、議長の権限により進められてくると思うんですが、今回はテレビ中継の特別委員会に付託ということだったので、これについては議会の議決をしたうえでですね、特別委員会に付託するという規定かと思っておりますので、その点の議決をして頂ければと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長

小休します。

(時に 10 時 31 分)

(小休中)

(時に 10 時 33 分)

議 長

再開します。

お諮りします。

本定例会に提出されております議案のうち、認定第 1 号・第 2 号及び報告第 9 号・10 号については、所管の常任委員会に付託して、審議したいと思っております。ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

したがって認定第 1 号・2 号、報告第 9 号・10 号については、所管の常任委員会に付託して審議することに決定しました。

小休します。

(時に 10時34分)

(小休中)

(時に 10時57分)

議

長 再開します。

先ほど議会運営委員長報告にありました請願の取り扱いに關しましては、議会に諮っておりませんでしたので、改めてお諮りします。

議会運営委員長より報告のありました請願につきましては、「現在のインターネット配信の議会中継に議案審議の映像を含め、中継を求める請願」につきましては、テレビ中継特別委員会、「必要性が明確でない公費・旅費の返還を求める請願」につきましては、総務産業建設常任委員会に付託することにご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

したがって2つの請願につきましては、それぞれの委員会に付託することに決定しました。

以上で本日の日程は終了しました。本日はこれにて散会します。

(時に 10時58分)

会議録⑤

平成 29 年 9 月 定例会議

平成 29 年 9 月美波町議会定例会会議録（第 2 号）

招集年月日

平成 29 年 9 月 20 日（水）

招集場所

美波町役場本庁舎 3 階議場

出席議員

12 名

1 番	舩田 邦人	2 番	岩瀬 公	3 番	江本 昇
4 番	北山 朝彦	5 番	川尻 竹藏	6 番	松本 晋児
7 番	永本善次郎	8 番	寺下 博子	9 番	戎野 博
10 番	向山 篤宏	11 番	丸龍 孝敏	12 番	中川 尚毅

欠席議員

0 名

会議録署名議員

10 番 向山 篤宏 11 番 丸龍 孝敏

議会事務局

局長 豊崎 浩司

地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	影治 信良	副 町 長	山路 和秀
教 育 長	寺内 康博	支 所 長	海司 広幸
会計管理者兼会計課長	丸岡 武	総務企画課長	磯野 晴幸
総務企画課特定事業調整監	岸本 博志	消防防災係長	近藤 和人
税 務 課 長	別宮 亀弘	福 祉 課 長	島田 修
健康増進課長	武田 和幸	産業振興課長	小坂 進
建 設 課 長	鶴木 敏夫	水 道 課 長	浜 孝至
住民生活課長	花木美名子	学校教育課長	山本 浩一
社会教育課長	坂本 理	美波病院事務長	橋本 一晴
日和佐診療所事務長	岡本 照彦	監 査 委 員	青木 昭夫
教 育 委 員 長	近藤 一郎		

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件 議事日程と同じ

平成29年9月20日(水)

(時に 9時00分)

議 長 おはようございます。ただ今の出席議員は全員です。定足数に達しておりますので休会前に引続き本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問を行います。

一般質問の通告者は6名です。通告順に発言を許可します。なお要点を簡潔に示されるようお願い致します。

10番向山議員の一般質問を許可致します。なお美波病院職員駐車場の有効利用についての質問事項については、取下げの申し出がありましたので、議長において許可致しました。

向山議員

10番議員 おはようございます。それでは私から質問をさせていただきます。私からは今回1問になりましたけれども、よろしくお願い申し上げます。

それではお伺いします。関西ワールドマスタースゲームズ2021に向けて町民の語学習得のための取組みについてお伺い致したいと思っております。昨年ブラジルで行われ、世界中を感動させたオリンピック、パラリンピックが2020年にはおもてなしをキーワードとして誘致に成功した東京で開催されます。またその翌年には関西圏域で第10回ワールドマスタースゲームズ2021が行われ、美波町ではトライアスロン、アクアスロンの会場となることが昨年秋に決定されました。さて、どこの国からどれぐらいの選手や関係者が来町されるか分かりませんが、我が町としては過去に例がない外国人が一同に訪れることとなると思っております。これから大会への準備が関西広域連合を母体として行われることと思っておりますが、美波町としては最高のおもてなしをして、これを機会に美波町を日本や世界に発信する絶好の機会としなければなりません。先の一般質問で町長が美波町を世界に発信する絶好の機会と捉えていると答弁しております。そして大会を成功させるためにオランダにも視察を行っております。この大会を成功させるためには大会の運営の良しあしとは別に美波町民ができる最高のおもてなしを行う必要があります。おもてなしには多種多様あるとおもいますが、美波町民ができる取り組みとしては大会に向けて観光協会や商工会など、それぞれの分野が部署において語学学習の取組みを行っている。また今後行っていくと思っておりますが、一

般町民においてはどうか。外国人と町民との心のふれあい、親しく会話することがそのおもてなしのひとつであると思っております。外国語といってもたくさんありますが、ここでは国際語と言われる英語について考えております。会話と簡単に言いますが、なかなか容易なことではありませんが、簡単な歓迎の挨拶や競技中の選手への励ましの言葉で十分だと思っております。英語でフレンドリーに挨拶などを行えば、参加者にとってはおもてなしになり、参加者の記憶に残るお土産になるのではないかと考えております。つきましては次の2点について確認と取り組み施策についてお聞きしたいと思います。

1 番目に社会人対象の外国人教室の状況は現在どのようになっているのか。また関西マスターズゲームズ 2021 において参加者と町民が簡単な会話ができるように一般住民の方の語学習得への取り組みは、今後考えられないのかについてお聞きしたいと思います。以上よろしくお願い致します。

議 長
社会教育課長

社会教育課長
ただ今の向山議員のご質問についてお答えさせていただきます。まず1点目の現在行っている語学教室でございますが、現在公民館では英語指導員及びALTに講師となってもらい、年間をとおして英会話教室を行っております。初心者コースと経験者コースにわけ、日和佐公民館では初心者コース2部、経験者コース1部、由岐公民館では経験者コース1部をそれぞれ週1回行っております。平成28年度の参加状況は初心者コース20名、経験者コース22名で初心者コースで6割、経験者コースで8割の方が継続して参加されております。続いて2番目の簡単な会話ができるような語学学習についてでございます。ワールドマスターズゲームズに限らず、近年ではお遍路さん等、外国人が美波町を訪れる機会が増えております。また、美波町はオーストラリアケアンズ市と姉妹都市であり、ケアンズ市との交流の中、今後ますます外国人と触れる機会も増えてくると思われます。そこで、訪れて頂いた外国人の方に町であった時に、挨拶など簡単な会話ができることは美波町のイメージアップにもつながると考えます。会話をするためには、まずは外国語に触れてもらう機会をつくるのが第一であると考えますので、簡単な会話をまとめたパンフレットの作成や、老人大学・女性大学等での学習機会の提供などを関係者と協議しながら検討していきたいと思っております。以上答弁とさせていただきます。

議 長
向山議員

10 番 議員 今、坂本社会教育課長から外国語教室の状況の説明を頂きましたが、学びたい方については一層学んで頂けるように、外国語教室については継続して充実して開催できるようにお願いしたいと思います。また一般住民の方の語学習得への取組みについては、チラシ等で配布して、外国人とのふれあいの機会を増やしたいというお話を頂きました。ありがとうございます。有効な取組みをお願いしたいと思います。まだ大会までには4年あります。少しでも町民が簡単な英語を習得できるように施策をお願いしたいと思います。チラシ等で、老人大学で周知を図りたい、学習の機会を増やしたいということはありましたけども、私からももうひとつ提案させて頂きたいんですが、広報誌、これは広報みなみのことをいっておりますけども、発行ごとにスペースがあれば片隅にでも一言ずつ今月の英語、英会話「おはようございます」とか、「いい天気ですね」とか、「ご機嫌いかがですか」とか、そういったものを一言語句ずつでも、掲載して慣れ親しんで頂ければいいかなと思います。これは検討して頂いて、できるできんかはもちろん検討、内部で検討して頂きたいと思います。それから役場や観光協会、またボランティアガイドの皆様の中には英語の堪能な方が、もちろん町の職員の中にもおいでだと思いますけども、そういったところに相談窓口を設けて、例えばこういうことは英語でどういうんですかとかいう相談があれば、それを相談にこう受けて頂いて、町民らに知らせて学んで頂くというようなこともあろうかと思いますが、どうでしょうか。検討して頂きたいわけですが、広報誌等にですね、逐次一言ずつでも掲載していくということについて、もし今のところお考えがあればお答えしたいと思います。

議 長 総務課長
 総務企画課長 先ほどの広報誌への一言英語の掲載については、こういった文言とかそういったのも含まして、検討させて頂きたいと思いますので、よろしくお願い致します。

議 長 向山議員
 10 番 議員 今、磯野総務企画課長からご答弁頂きました。検討して下さるということですので、広報誌に限らずなにかいい方法があれば教育委員会とも相談して、いい方向で検討して頂ければと思います。それで私が最終的に目的といいますか、思っておるところにつきましては、これについては大会参加者へのおもてなしに終わるのではなく、これを機会に町民が少しでも国際語といわれる英語に親しんで頂いて、それがしいては子ども達が英語に親しんで英会

話が堪能になり、外国人と生で会話することにより、幅の広い国際感覚を見につけた社会人となって各分野で活躍できるようになることを願っております。今、外国人のお遍路さんも数多く巡礼されておりますし、今後は多くの日本人が海外へ出向く機会も増えると思います。英会話は今後、生活の必需品になるといっても過言でないかと思っております。そのためにも英語を身に付ける取り組みを少しずつでもいいと思いますので、町民が簡単な英語からでも習得できるような施策をご検討下さい。英語の通じる町ということで、県下、全国から目を引かれるような町になればうれしいかなあと思っておりますので、よろしくご検討して私の一般質問終わりたいと思います。ありがとうございました。

議 長

以上で向山議員の一般質問は終了しました。

続いて4番北山議員の一般質問を許可致します。

北山議員

4 番 議 員

それでは一般質問をします。今回の質問は通告していましたが2点についてお聞きします。質問1、町長は無投票当選で新しく就任し、最初の議会です。おめでとうございますと言いますが、何かしらストレートに言えなものがありません。なぜだろうかと考えてみれば、それはこの4年間に果たすべき政策課題、すなわち公約が発表されていないからだと気づきました。無投票だったので、公約がないのはあたりまえという人もありました。しかしそうではないと私は思います。例え対抗馬があろうがなかろうが、選挙戦になろうがなるまいが立候補するものは任期中に果たすべき政策課題を公約として立候補の時点で町民に発表するのが当然であると思います。残念なことに、町長の公約は立候補の時点から今日までまだ発表されていないと思いますが間違いはないでしょうか。もし発表されているのであれば私の不明をお許し下さい。発表していないのであればできるだけ早く発表して頂きたいし、作成中であれば早急に作成して町民に発表すべきであると思います。政権公約の発表なしに4年間を過ごすなどということがあってはならないと思いますが、町長の考えをお聞かせ下さい。

議 長

町長

議 町

それでは答弁をさせていただきます。選挙時に公約ということですがけれども、前回、前々回も同じですけれども、選挙時の公約を影治信良の主張というようなタイトルで作らさしては頂いております。私自身はこの言葉は主張ですけれども、公約というふうに認識を致しております。大きな柱だては平成21年の時の変わりません。4本柱ということでもあります。現在はその4本柱、産業振興

のまちづくりから始まりまして、持続可能なまちづくりまでの4本でございますが、今般の諸般の報告でもその旨を発表といえますか、報告をさして頂いたところでもあります。その4本の柱というのは、現在は第2次美波町総合計画の中で重点プロジェクトというふうに位置づけております。また一方で地方創生の総合戦略を作らさして頂いておりますけれども、それもまあ5年間の事業計画ということでございまして、そちらの方にはKPIいわゆる評価指標までもつくっております。ということで、私自身は先ほど申しましたようにそれを公約というふうに考えているところでございます。今後新たな公約をつくるというようなことは現在考えておりません。以上でございます。

委員長
4番議員

北山議員

今、町長から公約についての答弁を頂きました。その中にありますように先日の13日の提案理由の説明の中にも書かれてありましたが、今までも私感じておったんですが、まあ柱は結構なんですが、4年間に町長として具体的に客観的に町民が分かるような、分かりやすい公約、できるだけ具体的に誰が見ても4年間でこう評価のできるような、そういうことがまず公約としてあげられなければならないと、私はそのように感じます。町長が言われるのは総合計画とか地方創生についての計画。当然町自身としての計画と、それとまずやっぱり町長としての公約というようなかたちでの示し方、そういうことをやはりやって行くべきでないのかなあ。28年度昨年になるんですが、職員については1年間の目標ということで客観的、数字的な目標を示してそれを年々評価をしていくというようなことがありますんで、やはりこう町全体っていうんでなしに、やっぱり影治町長独自の公約っていうんですかね、目標、それを早急に作って頂きたいと思うんですが、そこらあたりはどうですか。

議長
町長

町長

あのう重ねてでございますけれども、新たに公約をつくるというようなことは、今のところ考えてはおりません。で、考え方でございますけれども、先ほど申しました地方創生の計画も責任者は私です。議員も見られたことあると思いますけれども、こういうのが載ってます。ここには成果指標までのっております。ですから言い方を変えたらこの総合戦略にのっているっていうものを現町長の公約というふうに受け取って頂いても差し支えないというふうに思いますので、そのようなかたちでご理解を頂いたらと思います。

議長
長

北山委員

4 番 議 員 まあこういう答弁っていうんは初めて聞かして頂きましたんで、そういうことは私も住民にはそういう話はしていきたいと思いますが、住民のほとんどの方がそういうんは各戸配布もされておるんだらうと思うんですが、ほとんどの住民が見てないんですよ。そこでやっぱり町長が町長選挙に立候補をされた時に影治町長としては4年間特にこういうことをやっていくんだと、そういうことをやはり町民に示して頂かなければやはり町民は影治町長はこの4年間で何をいったいやるのか。そこのところがやはり町民として理解をされてないと思いますんで、そこのところはやはりもう少し考え方を変えて、できるだけ町民に影治町長の考えは伝わっていくような方策っていうんですかね、町でそういう計画を立てとんを各戸配布したことで町長の公約っていうんでなしに、機会あるごとに町長はそういう公約をできるだけ住民に分かりやすいように発信をして頂きたいと思いますが、そこらのことについても答弁いただければと思います。

議 町 長

町長 以前、徳島新聞の取材も受けまして、無投票であったっていうこともあって政策論争等を行えれておりません。これをどのように進めていくかっていうようなご質問も頂き、記事にもなったところではございますけれども、今までのような例えばですけれども、老人大学でありますとか、女性大学でありますとか、そういった機会を設けながら現町長がどのようなかたちで町政を行っていくかっていうことは、住民の方にそのような場を捉えてお示しをしているというふうにまあお答えをさして頂いておりますので、今、北山議員さんの方からのご質問につきましても、私の考えはそのような、それと同じでございます。

議 4 番 議 員 長

北山議員 最後のなんで質問ではないんですが、今までやっておりました町政懇談会、各地域での町政懇談会をできるだけこれからは、今までは町長は集まってもらってというような手立ては講じないというような、そういう話だったんですが、今後はできるだけ住民を来て頂いて町長の考えをどんどんどんこう発信をしていく、そういうことで影治町長の今後4年間の公約はやること、政策はどういうことになっているんかっていうこと、できるだけ住民に知らせて頂きたいと思いますんで、よろしくお願い致します。

それでは続きまして質問2平成29年5月の徳新に徳島市において長年において固定資産税を間違えて徴収し、返還事務を行うとの記事が出ました。ちょうど6月議会開会中でありましたし、

かねて課税誤りが気になっていましたので、私は一般質問において「徳島市で固定資産税の課税ミスが徳新で報じられたが本町においては間違いはないか、調べてみたか」と質問しましたが、答弁はなく、答弁漏れを指摘して初めて次のように答弁しました。「5月の連休明けに納税通知書を送付した。課税については誤りのないよう万全を期している。本来誤りがあってはならないという当然のことである」として、再調査をしたとは答弁はありませんでした。ところが過日、町県民税変更課税に伴う事務処理についてという主題で非公開にして全員協議会が開かれました。その会は結局町県民税の課税ミスを議会に説明するものでありました。しかし説明も資料も非常に分かりにくく、課税ミスの説明とは到底言えないものだったと思います。それはさておき問題はその町県民税課税作業ミスの発覚時です。よくよく聞けば29年4月に既に発覚していたのにもかかわらず、これを公表にせず29年度の賦課作業後に先送っている。それであるのに私の一般質問に対しては調査もせずして「課税については誤りの内容万全を期していません。本来誤りがあってはならないという当然のことです」と答えております。全員協議会を非公開にして、28年度課税ミスを説明したり、数多くの人の課税ミス処理を先送りしておきながら一般質問に対し前述のように答える。これは町当局の行政処理判断能力に問題があるのか、でなければ議会軽視の現れといわざるをえません。以上平成28年度町県民税課税ミスに関して、町の行なった行政措置ならびに調査の必要なしと言わんばかりの一般質問への答弁、これに対して町長はどのように思われているのか、感想をお聞かせ下さい。

議 副町長
副 町 長

ただ今のご質問について私の方から答弁をさせていただきます。まず始めに今回の町県民税課税変更事務におきまして、対象となった納税者の皆様に多大なご迷惑と心配をおかけしたこと、深くお詫び申し上げます。今回の事務処理の誤りが判明してからの対応についてでございますけれども、まず事実関係について時系列で説明をさせていただきます。先ほど議員の方からもございましたけれども、本年の4月7日でございます。担当課長、これは前任と後任のそれぞれの課長ですけれども、町県民税の変更課税処理について、電算処理は正しく行っているんですが、追加徴収となる場合、それと還付となる場合の処理、これについては税額の変更とか退職等によって事業所からの特別徴収から普通徴収に納付方法が変更になる個人、あるいは事業者への通知ができておらず、還付と普

通徴収によって徴収する税金が徴収できていないというようなことが判明したということの報告を受けております。このため、私の方から町長に事案の概要を説明するとともに、担当課には早急に詳しい内容と原因調査を行うよう指示を致しまして、個別の明細書で作成するよう指示も致しておるところでございます。その後4月11日ですけれども、担当課長の方から調査結果の概要の報告がございまして、還付対象者あるいは変更課税の未処理等の一覧表で対象となる納税者の概要が判明を致しました。しかしながら電算システムが平成27年度に4月からですけれども、新しく電算システムが移行しておりまして、旧システムへのデータの入力が正しく行われたかどうかについての確認も含めまして、今回の該当となったデータに誤りや漏れがないか再度確認するよう指示を致しております。この4月でございますけれども、町県民税の担当者が異動を致しております。それと29年度課税を行うというようなことで5月10日までは特別徴収の納税通知書を各事業所へ送付しなければならない。また引き続き5月については6月の普通徴収の当初賦課事務の処理を行わなければならないというようなことで、税務課で最も多忙な時期となります。このため早期に正しいデータを特定をさせ、対応すべきであることは承知をしておりましたが、実務上限られた人員の中で対応するのは困難であると。また確認できた対象者でありますとか、データに誤りがないかを十分に確認、精査をする必要があることなどによりまして、まずは当初賦課を優先させるというようなことで指示をし、賦課処理が終わってから対応するというように致しております。また今年度からマイナンバー制度の運用が開始されたということもございまして、特に個人情報の取り扱いについて注意する必要があるございまして、5月6月については賦課徴収にも集中して取り組んできたというところがございます。その結果、当初の納税通知の発送につきましては特に問題は発生しておりませんが、納税者の方々からは個々に賦課処理等についての内容の問い合わせ等が寄せられたこともございまして、確認作業に実際にとりかかることができたのが7月に入ってからということでございます。確認作業につきましては1件ごとに電算システムの内容を確認することが必要でありましたし、一定の時間を要することとなりました。この結果8月の28日でしたけれども、担当課長と担当者から町長と私に対し事案の詳細な内容と結果について報告、説明を受けたところでございます。そして今後の対応と致しましては、確認のできた還付、および追加徴収について早急に事務処

理を行うよう、これは町長の方から支持を致したところでございます。また事務処理が出来ましたら課員全員それと前任課長担当者も含めまして説明と謝罪に回るよう指示したところでございます。またあわせて再発防止策についても、検討するよう指示を致しております。その後となりましたけども議会へのご報告を先ほど申された9月6日でございますけども、全員協議会の場で説明をさして頂いたというところでございます。先ほどありました議会への報告が遅すぎるのではないかなというふうなご指摘もございましたけども、とにかくその事案の内容を確定をさせるということしてからでない、詳しい内容について説明が出来ないという判断を致しましたので、議会への報告が9月ということになったことをご理解願えたらと思います。以上です。

議 長
4 番 議 員

北山議員
私あのう町長に感想を求めたんですが。
議長、町長に感想、通告も町長、相手は町長に出したんで。

議 長
町 長

町長
今、今回の事案について副町長の方から説明をさして頂きました。申したとおりでございます、起こったことっていうのは本当にあってはならないっていうふうに思っております。そんな中で信用を回復するためにはしっかりと事務を行うとともに、再発防止に努めていきたいというふうに思っております。

議 長
4 番 議 員

北山議員
再問をさせていただきます。今、町長の感想としましてはあってはならないこと。信頼回復をしていくというような感想をお聞きしました。私はまず4月までに発覚している、町県民税の課税作業ミスをなぜただちに公にして再発防止の対策に専念しなかったのかということです。そういえば今までこうした不祥事が生じるためにまず講じることはいかにしてそれを公にせず隠ぺいするかということであったように思います。公にしなければ原因の究明はできません。原因の究明ができなければ再発防止はできません。また行政ミスは大抵の場合、住民に迷惑なり損害なりをかける結果になりますので、その被害者に謝罪しないことにもなります。とにかく町行政は迅速・正確・公明正大・透明性を大切に心がけてほしいと思いますが、再度町長の考えをお聞かせ下さい。

議 長
町 長

町長
議員おっしゃるとおりでございます、ただ私どもには隠ぺいをするとかいうような考えは一切ございません。先ほど副町長が申し上げたように議員は4月に発覚したのであれば、それどうし

てやらなかったのかってというようなことでございますけれども、先ほど申したように実務的にそれがなかなか出来ないっていうような状況があったので、しっかりと調査をして議会に報告というふうになったわけでございます。ですからただ徴収漏れ、また還付漏れがあったという事実を議員にお知らせをするっていうふうには私は思っていませんで、内容が分からなければ議員から尋ねられても答えることもできません。ですからこの内容がどのようなことであるのかっていうのをしっかりと調査をして、で現年度分だけなのか、それとも過年度分までであるのかっていうことをしっかりと調査したうえで、確定したうえでっていうようなことで、今回の8月28日という議員から見れば遅いということになるろうかと思っておりますけれども、現場の方では私自身はしっかりとやった結果かなあというふうに考えておるところでございます。ではありますけれども、先ほどの繰り返しになりますけれども、こういった事案が起こらないようしっかりと再発防止に努めていかさせていただきます。

議 長 北山議員
4 番 議 員

先ほども言いましたが、先日の9月6日の全員協議会を非公開にして開いた。これは議会の冒頭、川尻議長から「町からそういわれたからだ」というような発言もありました。それから6月議会で私はこれは固定資産税の問題なんですが、徳島市でそういう事例が起きた。起きれば美波町もそういうことはありやせんかと、それをきちっとやはり調査をするべきでないのかというような質問もしました。それに対して調査をしているとか、そういう答弁もなく、先ほども言いましたように町長もその答弁、横で聞かれとったと思いますよね。その聞かれとうときにはもう既に発覚しとったんじゃないですか。普通社会では、社会通念っていうんですか、今悪いことがあればまず謝る、まず町民にも知らせる、そういうことの中から仕事はいろいろあって、遅うにするのであればそのようにきちっとやっぱり町民に知らせるべきだと私は思うんですよ。そこらのやはり町がとった行政措置、そこらが少し一般社会常識とかけ離れて行っているような、そういう感じがします。4月に起こったことが議会に知らず、知らさんの問題でなしに、議会に知らせることイコール町民に知らせることになると思うんで、町長は議会に議会にというようなことも言われますが、そういうことではなしに、こんごやっぱりこういうこと再発防止っていうんであれば、できるだけ、できるだけでないか、今後はきちっとやっぱりそういうことが起きれば住民にも説明をし、

謝罪もすると、そして今後の再発防止に努めていくと。そういうやっぱり行政措置のやり方。こういうことをやっぱりやっていかなければ町民のこう信頼がどんどんどんどん薄れていくように感じますんで、そこらを今後やっぱ影治町長として対応を変えて頂きたいと思います。ただたんになんかはたから見ておると隠ぺいするつもりはないとおっしゃりましたが、やはりはたからみるもんとしては、私自身6月にも質問をしてそんなことはない。あつてはならないというような声高らかに宣言されたような、そういうかたちで私答弁を伺っておるんです。その裏ではもうそういう事例を知っていた。そういう対応の仕方っていうんはいかななものかと私は感じます。そこで今後やはり影治町長としては勇気を持って今後そういう町の行政措置を変えて頂きたいと思いますんで、そののところ十分考えて頂いて、前向きな行政対応をして頂くことをお願いを致しまして、私の質問は終わります。以上です。

議 長 以上で北山議員の一般質問は終了しました。

続いて8番寺下議員の一般質問を許可致します。

寺下議員

8 番 議 員 議長の許可を得ましたので、私からはタブレット端末導入についてと、子ども農山漁村交流プロジェクトについての大きく2問質問致します。まずタブレット端末導入についてですが、全国でも自治体のタブレット端末導入は進んでおり、県内議会においても小松島市議会や那賀町議会でも導入されています。紙ベースの資料をタブレットでデータ共有することにより、資料印刷に係る経費の削減や業務の効率化に繋がることが考えられます。そこで小さく3点に分けて質問致します。まず本町においてタブレット端末導入についてどのように考えられているかお伺いします。次に議会においてもこれまで一般質問等で新聞記事等のコピーなどの付属資料や、現場写真などパネルで準備されていたもの、タブレットの画面に表示したり、行政側からの説明資料を表示させることでより理解が深まると考えます。導入した場合、それは可能なのかお伺いします。最後に書面で通知すると決められているものの以外の通知に関してですが、議会事務局や行政からの連絡が簡単に効率的にできれば聞いた、聞いていない、知らない、知らせる時間がなかったなど、種々トラブルの原因の解消になり、通信費の削減にもなると考えますが、そのあたりは可能なのか。お伺いします。以上、答弁の方、よろしくお伺いします。

(4番議員 退出)

議 長 総務企画課長

総務企画課長 ただ今の寺下議員からのご質問に対しまして答弁させていただきます。議員がおっしゃられるとおり全国的にタブレットなどのモバイル端末の導入が進んでいる中、美波町におきましても一部業務において利用致しております。主に建設課の業務でございまして、特に地積調査において現地での資料の確認等で活用されております。またその活用範囲についても広がりつつあるところでございます。行政運営上においてもペーパーレス化や作業時間の短縮などによるコスト縮減、また業務の効果的な執行にも期待されることから、町におきましては更にタブレット端末の運用範囲の拡大を検討致しております。運用範囲につきましては、役場内部の情報系に詳しい職員による検討と職員のシステムへの理解も含め進めていきたいと考えております。運用範囲の拡大につきましては、共通の事務として議案書などの議会関係も対象となりますので、ご説明の機会も設けさせて頂き、議員の方々のご意見も頂くことになろうかと思っておりますので、よろしくお願い致したいと思っております。

次に2点目でございますけれども、議会におけるタブレット端末の利用方法については、先ほど申し上げました議案書や説明資料など紙ベースの資料や写真についても端末を通して情報共有ができ、効率的また効果的であると考えておりまして、システムを導入することによりまして可能というかたちになろうかと思っております。このシステムを導入するにあたりましては、様々な方法がございますので、機能面やランニングコストも考慮しながら検討することとなります。

次に3点目でございますけれども、タブレット端末を導入した場合、各委員さんがその端末を持ち帰り、Wi-Fi環境などの通信が可能な状況であれば、行政側からの情報提供も迅速に出来るかと考えられます。数々のトラブルの原因につきましては、タブレット端末の導入でどれだけ解消出来るかについては内容にもよると思いますが、今後システムの検討の中で行って参りたいと思っております。以上答弁とさせていただきます。

議 長 寺下議員

8 番 議 員 それでは再問をさせていただきます。行政側としては一部現在でも活用していること、また運用範囲の拡大の検討を始めているとの答弁を頂きました。私個人としてはぜひ議会でも導入を検討して頂きたいと強く思うのですが、予算規模としては何台でどのぐらいというような試算等はされているのか。まずその1点をお伺いします。少し話はずれますが、先日タブレットを使用しながらの

議会の様子を拝見するために那賀町議会に傍聴に伺いました。日程の関係で委員会の傍聴となりましたが、議員の皆さん年齢問わず会議の中でページ指定をされてもすらすらとスクロールしたり、ピンチアウトして画面を拡大されている姿はカッコよく、議論にもスピード感があるなぁと感じました。サイズは想像していたよりも大きくてとても見やすい感じでした。那賀町議会で状況をお伺いしたところオンラインとなるのは本町と各支所で、それ以外の場所では基本的にはオフラインとのことでしたが、現実紙ベースの資料は1年間でも相当な量になります。また議員の立場で考えると家庭においては必要な資料がなかなか見つからない場合もあります。それらがタブレット1台に全て納められているだけでも仕事の効率化に繋がります。また最新情報を共有できるということは、タブレットを開けばいつでも家庭で確認でき、繰り返し復習できるということです。また議会で取り組む課題があればそれらの資料を議員全員で情報を共有できるということも議会の活性化に繋がります。そこで2点目として議員への導入に関しては議会内でも検討も必要と思いますし、議員の場合は貸与となると思いますので貸与規定等ルールづくりも必要になって行くかと思いますが、先ほどの答弁で現状、機能であるとかランニングコストであるとか、そういう課題があるとおっしゃられましたが、現状でシステムの検討に当たってどのようなことが課題として考えられるのかお伺いします。

議 長 総務課長
 総務企画課長

ただ今の再問につきまして答弁させていただきます。まず1点目の検討している中の台数の件なんですけども、これはまだ検討段階でございますけれども、一応各課1台程度、それと議員の方々に1台ということで、約45台ほどの今現在見積もりっていうのは頂いております。これで費用につきましてはシステムを含めまして約7,500千円程度の経費が掛かります。ただそのシステムの内容によっては若干金額も上下しまして、最大では12,000千円程度のシステムになることも考えられます。それで2点目のシステムを導入するにあたっての課題でございますけれども、議員がおっしゃられたもちろんその運用についての規定っていうのも大変必要になります。それでそれについてはどういったものをその端末に入れ込むか。それで那賀町さんがされておられるオフラインとかでの活用。それからできればオンラインっていうのがやはり使いやすいついていうところがありますので、ただその時にはやっぱり情報のセキュリティの関係が今現在非常に問われてますので、そ

の辺も含めた検討っていうのは非常に難しいところではないかと思っております。それとシステムの先ほど申し上げました費用でございますけれども、これについては職員の中で今現在見積もりを頂いている業者さん等でやはり発注しますと、ランニングコストっていうのがやっぱり保守管理料的なものが非常に多く発生してきますので、そういったものがいらないように出来ないかっていうような検討も進めております。ですからそういった数々の問題点といいますか課題がございますので、そういったことにつきましては十分そういった専門的な知識がある職員等で協議を進めて勉強会的なものを今後させて頂いて、議員の方々にも同じくこのどういったものになるかっていうのはご意見を頂けたらと思っておりますので、よろしくお願い致します。

議 長 寺下議員
 8 番 議 員 ただ今前向きな答弁を頂きました。時代は私達が思っている以上に様変わりしています。流れに逆行することなく活性化を図るためにも、導入に向けて検討を進めてもらいたいと思います。以上で1問目は終わります。

議 長 寺下議員
 8 番 議 員 続いて子ども農村漁村交流プロジェクトについて質問致します。子ども農村漁村交流プロジェクトは子ども達の学ぶ意欲や自立心をはぐくむと共に、受入側の地域活性化に繋がると考えられ、この事業実施に向けては児童生徒を送り出す学校側と受入側の農山漁村地域とかが、実施前から実施中、実施後まで共同で取り組むことが欠かせない事業であると思います。そこで小さく3点に分けて質問致します。まず1点目平成29年3月31日告示、平成32年度から完全実施される小学校の新学習指導要領において総則に体験学習の重視や体系的・継続的に実施するよう工夫することが明記されました。児童の体験活動の充実、推進に向けて本町では送り出す側として今後どのように対応していくのかお伺いします。次に逆に本町は魅力ある受入側として、自然豊かな自然環境を活かし、また児童に日常の生業を体験してもらう場は豊富にあると考えます。現在教育旅行としての民泊事業は海部郡3町において南阿波よくばり体験がになわれていますが、現状はどのようなものかお伺いします。最後にこども農産漁村交流プロジェクトは総務省・農林水産省・文部科学省・観光省が連携して進める事業であることから、さまざまな交付金や交付税措置が行われています。事業推進に向けては学校側と受入側の中継ぎをするコーディネーターの育成。人材確保は必須であり全国で人材育成等の

セミナーなども実施されています。この事業の推進に特化した地域おこし協力隊の募集も考えられます。それらの活用等は考えられているのかについて現状をお伺いします。以上答弁の方、よろしくお願い致します。

議 長
教 育 長

教育長
それでは私の方から質問事項の2の1点目につきましてお答えさせていただきます。次期小学校学習指導要領総則において、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善への配慮事項として、「児童が生命の有限性や自然の大切さ、主体的に挑戦してみることや多様な他者と協働することの重要性などを実感しながら理解することができるよう、各教科等の特質に応じた体験活動を重視し、家庭や地域社会と連携しつつ体系的・継続的に実施できるよう工夫すること」と示されております。「子ども農山漁村交流プロジェクト」につきましては、送り出す側の学校と受け入れる側の協議会等が協働して集団宿泊体験活動を実施しますが、学校側にとりましては、集団宿泊体験活動は授業時数確保の面から考えますと取り組みにくい体験活動といえます。次期小学校学習指導要領では、体系的・継続的に体験活動を実施していくためには、各教科等の特質に応じて教育課程を編制する必要があり、生活科や総合的な学習の時間、特別活動はもとより、例えば、社会科では「観察や見学、聴き取りなどの調査活動やそれに基づく表現活動」、理科では、「野外に出掛ける地域の自然に親しむ活動」、家庭科では「調理や制作等の手順の根拠について考える」なども体験活動の在り方として示されております。次期小学校学習指導要領の施行を踏まえた体験活動の取り組みにつきましては、今後、県教育委員会の指導、各学校の意見を聴き取りながら対応したいと考えております。以上です。

議 長
産業振興課長

産業振興課長
私の方からは2点目の質問につきまして答弁をさせていただきます。「子ども農山漁村交流プロジェクト」につきましては、過去の議会に於いても質問を頂き答弁をさせて頂いているところでありますけれども、平成20年度に農林水産省・文部科学省・総務省の3省連携事業でスタートした国の事業でございます。体験交流を「地域の持続と活性化」に結びつける可能性を有する「南阿波よくばり体験推進協議会」において、平成18年9月に初めて広島県廿日市中学校の修学旅行を受け入れておりまして、その際は木岐沖での定置網漁体験、木岐奥公民館での魚捌き体験などを行っておりますけれども、そのことを鮮明に記憶致しております。そ

の後、県からの進めもございまして、平成 20 年度と 21 年度の 2 年間、中国四国農政局所管の「モデル受入地域体制整備事業交付金」というものを受けまして、南阿波よくばり体験推進協議会の受け入れ体制や体験事業メニューの充実を行った経緯がございませう。これは議員ご指摘のとおり、美波町はもちろん海部郡内の豊かな自然環境やそれと共生した日常にある自然体験や宿泊体験を修学旅行や体験学習という機会を通じて経験し、学ぶ意欲や自立心、思いやりの心、規範意識などをはぐくみつつ、子ども達の力強い成長を支えるとともに、受け入れ地域の活性化や地域内あるいは地域間交流を通じた相互理解の深化にも寄与するものであり、産業政策としてだけでなく地域の持続と活性化を目的とする地域政策としても非常に有効であると期待をしているところであります。

実績の大まかな推移を申し上げますと平成 18 年度については 1 校、宿泊人数 301 人、受入収入 3,967 千円でしたが、平成 23 年度には 17 校、宿泊人数 3,160 人、受入収入 43,184 千円これは金額的なピークっていうことになりますけれども、になりまして、その後前年度平成 28 年度は 18 校、宿泊人数 2,127 人、受入収入 36,476 千円と若干下降しております。累計致しますと宿泊人数は 22,299 人、受入収入として 297,203 千円となっております。この下降要因につきましては、議員も研修を先日されておりますけれども、その中で「三方よし近江日野 田舎体験」の資料の中にもございましたけれども、その課題の中に民泊受け入れ家庭の確保や体験を含む後継者対策、変化する受け入れクオリティー確保の難しさなどがあげられており、これは我々、南阿波よくばり体験も共通したものとなっております。

財政的な面ではその間、国および県から 54,421 千円の補助等を頂き、海部郡 3 町では 59,211 千円の負担を行っております、その内の美波町の負担額は平成 18 年度はわずかに 500 千円であったんですけれども、前年度の平成 28 年度には 3,166 千円に増加し、美波町の負担額を累計致しますと 20,560 千円を支出したということになっております。

このように受入収入が 297,203 千円であったのに対しまして、それに投じられた公費、これは牟岐町が人件費を一部負担しておりますのでそれを除いての額になりますけれども、3 町が出した公費の金額と言いますのは 113,632 千円というふうな金額に上っております、南阿波よくばり体験推進協議会の事務局体制を維持していくためにどうしても公費の負担が不可欠であるというの

が今の実情であるんですけれども、そういう状況っていうことを考えたときに「投資効果」という切り口で見た場合については、決して自慢できる状況に無いというのが現状であります。

この答弁の冒頭で私は、こうした取り組みは「産業政策としてだけでなく地域の持続と活性化を目的とする地域政策としても非常に有効であると期待している」と申し上げました。この「期待」という状況から抜け出して、仮に一定の公費負担が不可欠であったとしても、地域の持続や活性化という点で、その負担に見合うか又はそれ以上の結果が得られるように如何にして取り組んでいくのかを考える時期に来ているというのが現在でありまして、これにつきましては私もそのよくばり体験の事務方の一員としてさまざまな協議に関わっておるところでございましてけれども、絶えず意見交換をしているというのが実情でございます。以上雑駁な答弁で申し訳ございませんが、寺下議員への私からの答弁とさせていただきます。

議 長 総務企画課長

総務企画課長

私の方からは3点目の人材確保についてに答弁させていただきたいと思っております。現在あります人材育成の支援関係につきましては、昨年9月に地方創生推進交付金を活用しました人材育成事業補助制度を設けております。補助率は2分の1となりますが、対象になると考えられます。また、事業推進に必要であると判断した場合は別に支援する方法もあるかとは思っております。それと地域おこし協力隊についてでございますけれども、事業の趣旨等が地域協力活動に該当することから募集することは可能と考えております。ただ先ずはどのような活動をしてもらうかなどの具体的な内容を決定し募集することとなりますので、必要であれば内部での調整を行いまして募集することは可能でございます。事業実施にあたりましては他の補助制度等の活用も考えられることから、財政負担の面からも十分検討していく必要があると考えております。以上、私からの答弁とさせていただきます。

議 長 寺下議員

8 番 議 員

それでは再問をさせていただきます。先ほど教育長からの答弁では授業実数から取り組みにくいという課題がまずあるのと、ただ今後さまざまなことを勘案しながら対応していくという答弁を頂きました。現代社会の中で不登校やひきこもり、ニートが増えているという現状があります。それらの原因は成長過程で様々複雑にからみあっているかもしれませんが、生活習慣の乱れや希薄な対人関係、直接体系の不足等があげられると思っております。核家族

化や少子化が進む現在において、宿泊体験は子ども達が自らの可能性を発見する大きなきっかけになると思います。具体的事例としては文科省が平成21年11月に公表した農山漁村での長期宿泊体験による教育効果の評価結果については、農村漁村での民泊を取り入れた長期宿泊体験、自然体験活動を実施した平成20年度の農村漁村におけるふるさと生活体験推進校178校を対象に調査を行った結果、効果としては子ども達の間関係コミュニケーション能力、また自主性・自立心そしてマナー・モラル・心の成長に効果が認められたこと。また2泊3日より3泊4日以上長期の活動日数を確保することが望ましいと報告されています。理由として長期に行うことで計画段階から時間的にゆとりあるプログラムが設定できること。子どもたちにとっては1泊2日だと我慢できていたことが長期だと我慢できなくなり、感情の衝突が起こる。しかしそうした問題を自分たちの力で可決することで達成感を味わい、チーム力が高まる。ひいては自己固定感に繋がるものが上げられています。現在、実施されている修学旅行とは趣が変わってくるかもしれませんが、美波町教育大綱の基本方針の1つである交流をとおした人づくりにも繋がる事業だと考えます。それらも合わせて今後どのようなことを課題として考えて検討していくか、再度お伺いしたいと思います。

次に小坂課長の答弁にもありましたように28年度の成果表を見ると徳島県内1校も含め合計28校の受入れが行われています。現在の現状のよくばり体験のスケジュールとはずれがあるかもしれませんが、将来的に長期集団宿泊が子ども達の生きる力をはぐくむとなれば、それにマッチングする受け入れ態勢を充実させていけば、需要もこれまで以上に増えてくると思います。同じ県内での受け入れもあり得ると思います。広島県では山・海・島体験活動、広島全県展開プロジェクトとして、全公立小学校で3泊4日の長期集団宿泊活動の実現を目指しているということです。先日受講した2泊3日の研修では、先ほど小坂課長も言われましたが滋賀県日野町で実際の受入れ家庭に研修生4人1班でお伺いし、その過程での日常を体験させて頂きました。裏の畑の野菜を収穫したり、郷土料理を一緒に作ったり約4時間という短い滞在時間ではありましたが、お父さん・お母さん・研修生4人で囲んだ食卓はとても懐かしく、私自身の幼いころそのままでした。言葉にできない安心感、これはお金では絶対に買えないものだと感じました。以前、永本議員が本事業について質問をされておりました。その時の答弁は、さまざまな支援があっても現実には使いに

くいのかなあと思うものでありましたし、先ほどの総務課長の答弁でもまあ交付金や交付金措置があるにしても具体的なものがある、どういう活動をしていくかという具体的なものがあるということで、なかなかこう個人的にというか民間で個人でやっていくとかいう部分に関しては、使うことが難しいのかなあというふうにも感じました。そこでどのようなかたちであれば本町として使いやすくなるのか、どうにかたちこう国からの支援があれば使いやすいのか、具体例があれば教えて頂ければと思います。お願いします。

議 長
教 育 長

教育長 私からは何を課題として検討していくかということについてお答えさせていただきます。今、学校の中で宿泊の経験のできる活動といいますと修学旅行それから集団宿泊訓練というのが一般的でございまして、あとケアンズの短期留学とかもまあ選ばれた子ども達が体験をさせて頂いております。修学旅行につきましてはPTAの皆さんとお話をしたうえで行き先を決めて準備をしているということでございます。集団宿泊訓練につきましては、牟岐少年自然の家、それから室戸の少年自然の家を活用して実施されております。今回別途長期宿泊体験活動をさせるということになりますと、いずれかの活動の中に取り込んでいくのが一番学校には影響の少ない活動になるというふうには考えております。ただそこには従来からの修学旅行に対する期待であるとか、あるいは集団宿泊訓練の日数が1泊2日では短いということですので小学校でありましたらまだ伸ばさなくてはいけないというようなこともございます。その辺のあるものの中でできるのかできないのか、新たに設定するのであればどこを削るのか、現在のところ新しい新学習指導要領小学校の中では外国語活動、外国語の教科化であきらかに事業実数が増えてございます。その中で同時にそのようなことを検討するという事なので、難しい部分あるかと思っておりますけれども、そこが検討する課題として検討する部分だと考えております。以上答弁とさせていただきます。

議 長
産業振興課長

産業振興課長 私の方から答弁させて頂く分につきましては、議員ご指摘のその受け入れ態勢の充実という点と同一県内での受け入れについても考えられるのではないかとといったことについて、若干補足事項も加えまして答弁をさせて頂きたいと思うんですけれども、まず同一県内の受け入れということについてですが、実際今までの取組みの中で例えば美馬郡あるいは美馬市の方からこちらの方に

来られたという事例が現実にございます。私自身今頭の中に浮かんでくるのはそこだけなんですけれども、他にもあったと思いますし、よくばり体験をここ数年連続で日和佐中学校の方も利用していると記憶しております。よくばり体験という枠を外して考えたときに、例えば伊座利小中学校が西井川との交流を今でも継続しているはずなんですけれども、例えば伊座利でいいますと赤松小学校があったところに赤松小学校の児童生徒を招いて、児童だけですかあの時は、伊座利の方で交流したということもありましたし、木岐小学校があつて、なおかつ赤松小学校があったところについて、木岐小学校に赴任されていた先生の縁でということになるんですけれども、その相互交流しませんかというふうなやり取りを、これは実現しませんでしたけれども、そういった話のございました。また阿部の小中学校があったところに阿部小学校の校長をされていた方が阿南市内の学校に移動された後に、これは木岐の方に向けてのお声掛けだったんですけれども、できれば漁協体験をさせてあげて、これ山の方の学校でしたので漁業体験をさせてあげて木岐のこどもたちと交流させることができないかというふうな打診があったことを今実は思い出しておりますけれども、なかなか実は先ほど教育長の答弁にもありましたように、そのカリキュラムの調整、お互いにせんといかん部分がありますし、その地域とのかかわりってというのが非常に重要になってきますので、そう簡単にはいかなかったという経験を持っているところであります。一方受け入れ体制の充実あるいはどのような具体的な支援を希望するかというような部分に関係してくるんですけれども、例えばその地域おこし協力というのは非常に私はありがたい仕組みであると思っておりますし、先ほど言いましたように南阿波よくばり体験推進協議会の中でですね、地域おこし協力隊を入れることが出来ないだろうかというふうな話が出ているのも事実であります。ただ3つの町の中でどこが受け皿となって受け入れてそこに送り込むのかということもありますし、少し違う切り口で考えたときに、先ほど美波町の実情につきまして申し上げましたけれども、例えば現在の受入れ民泊家庭数、これ実働で平成28年度の数字を申し上げますと3町あわせて50しかございません。一時期は84あったんですけれども、もう全体に減ってきておりまして、もう50戸しかないっていう状況でありまして、美波町におきましてはわずか9戸しかない、そういう状況でありますので、そのよくばり体験の中での美波町の地位っていうのは当然低くならざるを得ないというのは実情でありまして、結果もそのようになっておりま

す。ですからそういう部分を体制の充実というふうなことで置き換えたときにですね、やはり受入れ民泊家庭をいかにして増やすのかというのが具体的な当面の課題になってくるんですけども、その例えば海陽町や牟岐町と比べてなんで美波町だけそういう結果になってしまったのかということのをさかのぼって考えたときに、実はもともと観光の担当とよくばり体験の担当という点で美波町だけが実は別々におったんです。そもそもは。よくばり体験がづくられる平成16年度から、ですからまだ合併前にルーツがあるんですけども、そういった経緯がありまして、合併等がそして少しの間につきましては美波町っていうのは観光の担当イコールよくばり体験の担当ではなくて、別々に実はいました。それに対して牟岐町や海陽町っていうのはよくばり体験の担当と観光の担当が同じ人物であったんですね。よくばり体験の事務局あるいは両町の方からなるべく観光の担当と一緒にしてもらえないかという要望が何度もございまして、その結果として美波町は観光の担当とよくばり体験の担当を同一にすることにしたんですけれども、その後、受入れ学校数が増えてくるに従って「それでは対応ができない」ということになって、海陽町も牟岐町も実は観光の担当と別によくばり体験の担当がいるという状況になってまして、それからすると美波町の場合は結果的に立ち遅れた状況が実は存在しています。ですから例えばそのよくばり体験の話しを改めて今度美波町に地域おこし協力隊の話しね、を美波町に置き換えたときに例えば町として、美波町として地域おこし協力隊を受け入れて、そのよくばり体験に特化したかたちで人材をあてるということは充分考えられる話ではあるんですけども、当然さまざまな地域づくり団体とかの要望も受けて、その中で十分に配属できてない状況もございまして、そんなに簡単にはいかんのかなあと思います。で、あのうスパッとこう回答できないところが非常に申し訳ないんですけども、例えばその木岐まちづくり協議会においても地域おこし協力隊員が少し前に帰られて、引続いて要望はあるはずなんですけれども後任がいないっていう状況もございまして。そういったこともひっくるめてこれからそのいわゆる体制の充実について何が一番望ましいのか、どういうことであれば可能なのかを考えていく必要があるのかなあというふうに思っているのが現状です。私の方からは以上です。

(4番議員 入室)

議 長 寺下議員
8 番 議 員

それではただ今答弁頂きまして、教育長からは従来の方針と新

たな取り組む課題等もあり、その体験プロジェクトをどのように進めていくかに関しては、体験の貴重さとか必要性については十分考えられておられるということは分かりました。少し関連になりますが先日地域若者サポートステーションの所長さんからお話を聞く機会がありました。サポステでは働くことに悩みを抱えている15歳から39歳までの若者に対して、キャリアコンサルタントなどによる専門的な相談、協力企業への就労体験などにより就労に向けた支援が行われています。子ども達は昔と比べるとはるかに実体験が少なくバーチャルな世界で疑似体験をすることはあっても肌感覚で経験をすることが少ない。また情報は溢れていて知識はあるけれども眺めただけで知った気になって身勝手に判断したり批判したりすることはできても、いざ体験してみると現実とは違うということに初めて気付く。さまざまな体験が自己の自信の自己肯定感を生み出すといわれていました。これから本町の子ども達は減少してくという厳しい現実はありますが、今からしっかりと準備をして子ども達の将来に生きる体験活動の充実を進めて頂きたいと思います。これは要望です。先ほど小坂課長の答弁も頂きました。よくばりの運営体制についても受け入れ態勢の充実であるとか、さまざまな課題はあるとの答弁でした。それらいろいろ方針とか工夫もしながらできるだけ的確な支援ができるような体制の見直しも今後お願いしたいと思いますし、過疎高齢化が進む中で新たな民泊の受入れとなる担い手を養成というか育成していくことも大事なものではないかと思えます。総務課長の方からも人材育成の助成金というかそういう部分もあるという話もありまして、情報提供であったり組織強化など、他の団体も連携しながらぜひ行って頂きたいと思います。この町の将来を担う子ども達が自己肯定感しっかりと見につけて、いきいきと成長していく基盤づくりの為に、また地域の受入れ家庭の住民が全国の子ども達から元気をもらっていきいきと生きがいを持てるように今後ともいろいろ課題はあるかと思いますが、取り組みを進めて頂きたいと思います。以上で私の質問は終わります。

議 長 以上で寺下議員の一般質問は終了しました。
小休します。

(時に 10時27分)

(小休中)

(時に 10時45分)

議 長 再開します。
続いて7番永本議員の一般質問を許可致します。

永本議員

7 番 議 員

私は3点につきまして町長ならびに担当課長に所見をお聞き致したいと思っております。質問に先立ちまして影治町長の3期連続当選、先ずもってお慶びを申し上げる次第でございます。今後4年間のダイナミックな町政運営を心からご期待を申し上げるものであります。DMOの進捗状況につきましてもしろいろと話を聞いております。前向きで取り組んで頂いて頂いておることに感謝申し上げます。

それでは質問に入ります。第1点目、第一次産業の振興について、長期低迷状態で活性化が大きく期待される第一次産業の振興策をお尋ね致します。町長は3選後の抱負として今後は第一次産業の発展に力を致したいと述べられました。農業・漁業・林業いずれも長期低落の長い歴史を刻んでまいりました。これをどのように立て直すのか、非常に険しい道でありますそれぞれどのような再生の方法があるのか、腹案を持っておられると思っておりますので方策をお示し頂きたいと思っております。よろしくお願い致します。

議
町

長 町長

それでは永本議員の一般質問にお答えをしたいと思います。まず第一次産業の具体策についてというようなご質問であります。議員おっしゃるようになかなか即効果が表れるっていうような施策っていうのはなかなかないというふうに今のところは認識を致しております。この農・林・水でございますけれども、今までの取り組みっていうのを継続しながら新たな拡大でありますとか、取り組みを行っていきながら新たな振興策っていうのが見つかって行けばいいかなあというふうに考えているところでございまして、個別に申し上げていきますと農業につきましては、今、徳島県それから海部郡3町、JAかいふさんで取り組んでおりますきゅうりタウンの構想がございまして美波町と致しましても現在西河内地区について実験のハウスが建設中でございまして、これを新たな取り組みの1つというふうな位置づけをさせて頂きたいというふうにおもっております。また農業については専業農家と兼業農家というような分け方をされておりますけれども、約販売農家というのは340戸あるというふうになっております。その中で兼業農家の割合が約75%というふうになりますので、残りがまあ専業というふうになってまいります。でほとんどの方が水稻をやっておりまして、作りやすいついていうことでもございまして、また先祖代々の土地を守って行くということでも本来は厳しい中でありながら、高齢の中でありながら田んぼを守

って頂いているというようなことがございます。で分けて考えないといけないのかなあと思っております。町の支援についてでございますけれども、1つ多い水稲関係につきましてはできるだけ後継者っていうのが少ないっていうところもございますので、その後継者対策をどうするかということで、若い方々の農事法人等をつくるっていうようなことを検討してみたりし、推進をしてみたいというふうに思っております。今年から始めましたWCSという牧場の肥料でございますけれども、これも国の補助がございまして田んぼを所有している方のところの刈取り等の作業労力が軽減するということもあまして、現在は加茂谷牧場さんにそれを担って頂いておるわけでございますけれども、その量がどれぐらい今後いけるかとかいうようなことあまして、その耕作放棄地になっていくっていうことを押さえれるのではないかというふうに思っております。もう1つは専門的にやられるっていうふうな農家については、今現在徳島県も進めております菜の花それからオクラ・ブロッコリーというのが振興作物というふうになっておりますけれども、従事している戸数でいいますと20件ちょっとというふうになっております。この、その今申し上げた3つの作物につきましては年齢がある程度いっていても重作業っていうんですかね、いうのが少ないということもあまして、もう1つ定年をされた方がやるにもとつきやすいというようなことあしますので、それを今後とも栽培面積を増やすようなかたちで支援をしていきたいというふうに思っております。でもう1つは永本議員の方から提言を頂いたドクダミについても現在実験中でございますので、これもまあ広がり栽培にかんして広がりを持って行けたらいいなあというふうに感じているところでございます。次に漁業でございますけれども、漁業は今年の3月に徳島県全国で初めてですけれども水産の防災棟が美波町にできました。そのこともあって現在、美波町のブランドというアワビ・伊勢えびになってまいります。このブランドである2つの品種等をどのように資源管理をしていくかっていうことになってまいります。漁業者の皆様方とお話を聞くと「アワビをどないかして欲しい」というようなお話も頂いております。そこでその水産研究科の方と町と、それから大学、阿南高専等ともお話をしながらこの資源管理を漁協組合ともお話をしながらやっていくというようなことを県の方でも考えて下さっているようでございますので、町と致しましても県と歩調を合わせながらこれしっかりやっていきたいと。これの資源管理のためにはやっぱり母貝っていうのをしつ

かり育てるっていうことが大事でございますので、その母貝を育てるためにはやっぱりある程度漁業者の方のご理解を得られないと難しいということがございます。町内に7つの漁協がございませうが、その中で阿部漁協と日和佐町漁協の2つのところで平成29年度から禁漁区等の設定でありますとかそういったことを相談しながらやっていくっていう事業をされるといふふうにも伺っておるところでありますので、そういったことについて町も歩調を合わせてやっていきたいというふうに考えております。それから由岐地区で美波の海の恵み研究会が実施しております海藻関係でございますけれども、ひじき海藻につきまして、これが商業ベースにのれるように徳大の浜野先生また漁業組合の方々とも相談を致しながら町でどのような支援策があるかというふうなことも合わせてやっていきたいなあというふうに思っているところあります。では林業につきましてですけれども、林業につきましては非常に森林組合の力・体力っていうのも落ちてきているっていうことがございます。木頭森林組合また海部川の森林組合と日和佐森林組合っていうのがこの海部・那賀にはありますが、この森林組合の合併等も模索をされているようであります。そういったこう受託事業をする体制っていうのは森林組合に負うところが多いっていうところがございますので、やはり森林組合がしっかりと事業ができるような、そういうような環境づくりっていうのを今までも町としては支援をしてまいりましたし、今後とも支援をしてまいりたいというふうに考えております。もう1つの方で木材価格が低迷しているっていうことでございますけれども、防災の関連からも木造の循環利用システムっていうのを今現在平成29年度で山河内地区で試験的にやっていこうというふうな方向で今現在おりますけれども、これがいざ発災そして仮設住宅っていうふうなことになったときに、スムーズに循環できるような備蓄的な、それから流通できるような仕組みが出来るかどうかっていうことがあると思いますけれども、そういったことを今研究中でございますので、それについても今後とも進めていきたいというふうに考えております。なかなか冒頭申しましたように農林水産業が元気にならないと美波町の持続活性っていうのはもとよりないわけでございますが、何をすればそれが出来るかというふうなところは今のところなかなか難しい、一足飛びに難しいっていうことがございます。今申し上げたようなことをやりながら経済状況・社会状況もまた変化をしていくと思っておりますが、そんな中で新たな振興策であったり振興作物であったりっていうふうなところ

も加味しながらやっていきたいというふうに考えているところでございますので、またご指導のほどよろしくお願いを申し上げます。答弁とさせていただきます。

議 長 永本議員
7 番 議 員

再問させていただきます。林業についてでございますが、ただ今の日本に林業では建築資材として利用するしか考えられていない。これは大きな間違いでありまして、今全世界ではです森林をエネルギー源として活用していくと、つまり木材を針葉樹・広葉樹に関わらずこれを燃やして発電をおこなってエネルギー源として使うと、日本ではそういうことが今ぜんぜん行なわれていない。2015年に政府が発表した1つの方法として、その電力買い取り制度ですね、ほれが出来ましたのでおおいにチャンスが巡って来たというふうに考えております。ほこらあたりを1つ今から十分調査研究の機会にして頂きたいなあと考えております。それから漁業関係でございますが、本町の7不思議としてですね、肉屋さんがありますよね町長、ところが魚屋さんがない。ほんな海辺の町で肉屋があつて魚屋がないっていうのは、それはオオキタへ行きば魚は買えますけれどもね、やっぱり専門の魚屋さんがおつてねじり鉢巻きで元気にひとつ魚を売って頂けるような取り組みをお願いしたいと思います。

それからまたちょっとこれは手前味噌になるようなことでちょっと申し訳ないんですが、あのうヤギを私は実験飼育をして来たんですが、いろんなことが分かってまいりまして、まず母体の母親の栄養状態を非常に良くしていくと双子・三つ子が生まれるというようなことが分かってきまして、私のところでも双子が1組と三つ子が1組と5頭いっぺんに生まれたんでびっくりしたんですが、そのうち三つ子のうちの1頭はやはりなかなか母親が3頭も育てるということは無理だということで死にましたけれども、その双子の組の方の1頭もどうも虚弱体質で、今、別扱いで人工的に育てておるんですが、そのようなことから繁殖の方法っていうんですわね、非常に簡単な。どういうことをやったかと申しますと米ぬか、普通米ぬかなんかヤギには食べさせないんですが、我々が食べておる白米よりはるかに栄養価が高いというようなことで、後はもう悪米であるとかそういったもの。だから米ぬかは自動精米所へ行けばほとんどの方が持って帰らないということでほぼ産業廃棄物に近いようなかたちで残されております。それから悪米についてもですね、業者が非常に安い価格で買い取って行くというようなことで、これを活用していけばエサ代として

は悪米とか米ぬかとか使えば農耕飼料は確保できる。それから中川議員さんも同じような研究を進めてまいったわけなんです、山の雑木の葉っぱですね、しいの木の葉っぱとかうまめがしの葉っぱとか、他アカメガシワそれから道路の端に生えておりますイタドリこういったものを好んで食べる性質がありますので、これらについてもほとんどタダでガソリン代ぐらいいりますけれども確保できるというようなことで、飼育についてほとんどその割と健康で今は変わらないということで、これをひとつですね何かうまいこと町の方で利用して頂ければなあというふうに思っております。最初に取り組んだんは動物効果といいますか農家の高齢者のいわゆる認知症対策、なんか小動物を飼えばその飼育に熱中することによってですね、認知症予防効果があるというようなことをちらっと手に入れまして、それをまあやってみたんですが確かにそうではないんかと、まあ確信は持てませんけれどもそうではないんかというように思っております。それからもう1点はあのうヤギを飼いますと野生のサルが近寄らないというような、これも学術的にはどういうことがよく分からないんですが、同じ飼育者に訪ねてどなたでもそういうふうに言っておられる。調べる必要はあるんですが、現実に効果があるようであります。私の牧場でもですね、やっぱり100m以内にはどうも近寄らないというような、以前の結果に比べてはそうでないんかいなあというような結果が出ております。それともうひとつはですね、生後その半年ぐらいの間の子ヤギのこの非常にこのかわいらしい姿がありますわね、それからこの当たりをひとつこのうみがめ荘の社長がのちの店へ連れて行ってくれというようなことを言よんですが、なかなか手間がかかって出来ないんですが、何かうまい方法を考え出せばですね、子ヤギそれからヤギにしてもそんなに大きくならないというようなことが、何とか1つ観光資源にならないかということで、結局一次産業と観光業をコラボレーション、いわゆる結合させた方法でですね、新しい産業の方法を編み出して行かないとですね、なかなかうまくいかないというふうに思っております。ひとつの方法としてシンガポールあたりから観光客を受け入れて、いろいろ体験して頂いて、帰りにこの美波町の乙姫米をですね60キロまで許可されるということで、お土産に持って帰って頂くというのを考えればですね、一次産業にも観光業をかねて一次産業が発展できるというような関連性があると思うんですけどね、ほこら・・・何とかひとつですね、まあ個人の力ではなかなか限界がありますので、町の方でひとつですね、良く考えて頂け

ればありがたいなあと思っているところでございます。要望を申し上げて1問目については終わります。

議 長
7 番 議 員

永本議員
第2問、水産高校跡地の払い下げ活用方法。これについても以前にも何回かそういうことが検討されたことがあったわけですが、県としては活用方法を地元を求めているやに聞いておりますので、本町として何かいい活用方法を考えられていないか、もしあるとすればお示し頂きたいと思っております。よろしくお願ひします。

議 長
副 町 長

副町長
2項目の水産高校跡地の払い下げ活用方法についてでございますけども、平成28年8月に徳島県の関係者及び本町の関係部署の担当課長で構成をします旧水産高校跡地利活用検討協議会が設置をされまして、私も委員の一人として参加しております関係で、私の方から答弁させていただきます。

先ず、旧水産高校の現状についてでございますが、平成21年3月に徳島工業高校・徳島東工業高校と再編統合されまして、現在は施設の一部が徳島科学技術高校日和佐マリンキャンパスとして使用されております。また、校舎の一部につきましては平成21年4月から配食サービスの調理場として利用するため、無償貸付けを受けておりましたけども、諸般の事情によりまして本年4月から配食サービス事業を社会福祉協議会が引き継いでおりまして、現在は使用していません。このため、本年度で貸付けは終了する予定となっております。また、グラウンドでございますが、平成28年4月から健康促進やスポーツマナーの養成などの運動場として、無償貸付けを受けているところでございます。

次に、跡地の活用についてでございますが、跡地の検討につきましては水産高校が統合再編する前の平成19年頃から徳島県より打診がございまして、県教委及び南部総合県民局と美波町でその利活用について検討をしておりましたけども、有効な活用方法が見出すことが出来ず、平成22年度に協議を一時中断致しておりました。しかし、冒頭にも申し上げましたように、昨年8月に徳島県教育委員会・南部総合県民局・美波町で組織をします旧水産高校跡地利活用検討協議会が立ち上げられまして、平成28年度では部会も含めまして4回の会議を開催を致しまして、利活用について検討を行ってきております。

会議での利活用案としまして、災害時の避難施設でありますとかコワーキングスペース、新産業創出拠点としての利活用などの

案が出されておりましたが、施設の老朽化しているということで、しかも耐震化が出来ていないということもございまして、利用する場合にはまずは耐震診断から始まり、耐震改修まで行うという必要性が生じることとなりまして、1億円を超える経費が必要となるというような点が障害となりまして、有効な利活用案にまで至っていないというのが状況でございます。

今後のこの協議会のスケジュールでございますけども、来月に利活用検討協議会の2回目の、本年度2回目の開催が予定をされておきまして、その後年度内に部会・協議会の開催が予定をされております。この会議の中で今後の利活用の最終的な方向性がまとめられるというふうに考えております。本町と致しましても、この施設が地域振興のために活用されることを望むところでございますけども、先ほど申し上げたような財政負担というところもございまして、こういうところも考慮しながら協議を進めて参りたいというふう考えております。以上答弁と致します。

議 長 永本議員
7 番 議 員 協議会におきましてできるだけ早く活用方法を考え出して頂きたいと思っております。2点目については終わります。

議 長 永本議員
7 番 議 員 3点目、水泳客増加に伴う公衆トイレの設置について。既に皆さんもご承知ですが永田橋周辺の水泳客が年々増加しております。川の水が非常にきれいなこと、それからまたあんまり深さがなくて非常に安全であるというようなことから毎年毎年利用者が増えておきまして、永田橋周辺も含め日和佐川全体で1日に500人ぐらい来られておる日があります。一番多いのはやはり永田橋下流1カ所だったんですが最近では2カ所に増えておりますので、簡易トイレを設置して頂いておりますが、なかなかこれでは十分対応できていないのではないかと。できることであればもちろんこれは積極的に川の水泳場として指定を致しまして公衆トイレも設置すれば非常によくなるのではないかと。ちなみに社会福祉法人東紅会におきましては、近くの駐車場のマイクロバスの格納庫をちょっと手を加えましてシャワーと着替えができるように社会貢献しておるところでございますので、民間法人がそういうふうに関心に取り組んで頂けるのであれば、町としてもできるだけひとつ公衆トイレを設置して頂ければ一番いいのではないかと。思いますのでよろしくお願いを申し上げます。

議 長 住民生活課長
住民生活課長 それでは私の方から3問目についてご答弁させていただきます。永田

橋周辺の公衆トイレについてでございますが、まずは水泳場として指定できないかというところでございます。人と水とが触れ合う場として水浴場と称される水辺がございます。水浴場の指定については、自然的環境の評価、人為的環境の評価など様々な確認項目がある一方、徳島県では環境や安全面での条例が定められていないという現状から、永田橋付近を水浴場として指定して工作物を設置したりするためには、河川管理者である徳島県と協議を行うことが必要になると考えられますが、日和佐川の増水の状況等を考えると県からの許可を受けることは容易では無いと思われ

ます。
 現在、永田橋付近にはトライアスロンの翌日から8月31日まで、レンタル業者に依頼して、町道上に仮設トイレ1基産業振興課が設置しております。設置費用は21,600円で、清掃は他の公衆便所と一緒に柏涛会より毎週木曜日に実施、くみ取りについては撤去前に1度だけ行っていると聞いております。遊泳者が増えていることによる環境面での懸念については理解できますので、仮設トイレの増設について、役場内で協議してみたいと思っております。以上答弁でございます。

議 長 永本議員
 7 番 議 員

課長のおっしゃられることよく分かりますけれども、私が申し上げておるのは河川敷の中に公衆トイレを作ってくれといよるわけではないわけでありまして、それは当然水没の心配のない町道を乗り越えて民間の土地をお借りするしか方法はないと、お借りするなりまた買収するしか方法はないと思っておりますので、県の河川敷につくってくれということできなしに、やっぱり民間土地をお借りしても将来を見据えればどっちみち飽和状態になることは分かりきつとるわけでありまして、本年も1件ありましたけれども、東紅会職員が草刈りをしておりましたら町長ですね、パサッという大きな音がしたらですね、大物しぶきが飛び散ったというようなことで、慌てて川へ飛び込んで全身洗って帰ったというようなことがありましたので、そんなことはめったにないですけどもね、しかしそういうことではしかし全くこれ観光を売りものにしておる町としては恥ずかしいことだというように思いますので、この点にひとつ町長ひとつ・・・頂いてですね、将来のことを見据えてお考え頂ければありがたいと思います。町長からご答弁をお願いします。

議 長 町長
 町 長

今の議員の方からご質問がありましたように、本当ににぎわっ

て頂いておるっていうのは本当にありがたい話ではございますけれども、一方でこういったトイレの問題っていうのがございます。以前にも岩瀬議員の方からその要望というのを頂いた、議会で頂いたことがございますけれども、その時にもお話したこととよく似た答弁になっておりますけれども、きちっとした水浴場として指定できれば一番いいのかなあというふうに思います。それは思うんですけれども、あの場所の形状を見ますと後背地っていうのは田んぼでございまして、一方は施設、水道課があったり東紅会さんがあったりというようになっておりますので、よくあるところでは河川の横に広場をつくり、そこでバーベキューであったりそれから少し大きなところへ行くとテントを張れるようなところが出来るといような、そんなところで水遊び、水浴をして頂くっていうようなことができるといいなあというふうに思っておりました。で西河内の特に日和佐川については永田橋付近もそうですけれども、クジラ岩のある平戸の付近っていうのも泳ぎに行かれる方が非常に多いところでありまして、あすこまで行きますとほぼ低位がない、河川の低がないっていうところもありまして、現在の県道沿いに広場といいますか空き地がありまして、開発の余地があるかなあというふうに思っておりますけれども、今ご質問の永田橋については、なかなかそこまで農地をお借りする、買い上げるのいずれかになりますけれども、そういったトイレだけをつくるっていうことは町としては考えておりませんで、特に夏場だけのことになりますので、もう少し幅の広い使い方、活用方法があればそれを開発するなりということはやぶさかではないわけですが、永田橋付近についてはその計画っていうのがなかなかほの線が引きにくい、絵が描きにくいっていうようなところがございますので、現在のところは住民生活課長が答弁致したように数が少ないのであれば、追加をさして頂く。それからマナーの向上を使用者、利用者の方に求めていくっていうような2つの方法で地元の方々に迷惑が掛からないような、そんなことに取り組んでみたいというふうに考えているところがございますので、ご理解頂きたいと思っております。

議 長 永本議員
7 番 議 員

ええあのう土地所有者については、以前町長にも申し上げたことがあります、こども園をぜひともここへ誘致するように努力せえというふうに言われました。用地についてはいくらでも協力するという2人の方からの声を頂いておりますので、用地の協力については心配はないと思うんですが、別の需要があればそれは

非常に難しいと思うんですが、きゅうりタウン構想の中でもそれを視察に来る方がたくさんおいでになると思うので、さらに足を伸ばして頂ければ私のところでヤギが今 10 頭おりますので、これも非常に人気がありまして、最近でも子ども達あるいはまた前の老人ホームの人達が毎日のように訪問されとるようでございますので、そういったもんをコラボレーションしてですね、だいたい田々川・永田・丹前あのあたりをそういうような方法で開発していけば開発可能であると。ちなみに津波が来ないということで、その点がまあひとつの大きな条件だろうと思いますので、今後の課題として町長に十分お考え頂くようお願いを申し上げます。私の全体の質問を終わります。ありがとうございました。

議長 以上で永本議員の一般質問は終了しました。

続いて 12 番中川議員の一般質問を許可致します。

中川議員

1 2 番 議員 私は通告してあったように 2 問、国保税の県単位化についてであります。もう 1 つは町県民税の件についてこの 2 問であります。まず始めに国保税の県単位化について通告してありますように主に 3 つ質問したいと思っております。徳新の 8 月 27 日付の新聞では上がると、国保税があるいは国保料が上がるとそういう報道がありました。徳新の取材に町がアンケートに答えたと思うんです。ところが 9 月 13 日の徳新には初めて試算結果が公表されて、その結果下がると、ほういうふうになっておりました。下がるのは結構なことでも私も喜んだんですが、どれぐらい下がるかいうたらこの新聞記事によれば平成 28 年は一人あたりの平均ですね、この国保料、国保税が 103 千円余り、そして今度試算した結果による 29 年度の今度は標準の税額あるいは料率、料額ですけども 98 千円弱ということで 5% ぐらいが安くなって金額にして 5 千円余りと、こういうのになっておるんですが、今まで過去 2 回の試算については公表されていなかったんですが、今回初めてされていったいどんな試算をしたんかいなあと、ほういうことが疑問になりました、まず 1 番目にその試算をした条件についてお聞きしたいと、これが 1 つ。2 つ目は美波町はさっきも言いましたように税額が下がったんですが、これはどうして下がったのか。町がそれをどういうふうに見ているのかということをお聞きしたい。これは 2 つ目であります。3 つ目は試算では下がったんですけどもこれが同時にこの記事によると、記事じゃなくてあのう運営方針の案ですか、これによると大きく変動する可能性があるとも書いてあるんです。それで町のこういう保険税についての見通しについて

どう考えているのかと、この3点についてお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

議 長
税 務 課 長

税務課長

それではただ今の中川議員の3点の質問に答弁をさせていただきます。県の試算条件につきましては、制度改革に伴う公費拡充1,700億円のうち1,200億円を反映しております。市町村ごとの医療費水準等の差を反映しています。あと高額医療費、これはレセプト1件当たり800千円超部分なのですが、それを県単位で共同負担も含まれております。なお標準保険料額には法定外繰入は試算条件には含まれておりません。2点目、標準保険料が増減する要因には医療費の増減、医療水準の増減、国県の補助金の増減、県全体の高額医療の共同負担額の増減など、様々な要因があります。徳島新聞9月13日掲載の平成28年度一人当たり保険料額につきましては、平成27年度の保険税の最終調定に法定軽減分、あと予見が困難な特別調整交付金及び医療費の自然増3%を足し、平成27年度の平均被保険者数で割ったもので計算しております。平成29年度につきましては、先ほど説明しました試算条件に基づいて計算しているため、新聞掲載の平成28年度と平成29年度の標準保険料を比較して要因をつきとめるのは難しいといえます。ただ、平成29年度の方が実態に近いかたちでの試算はされていると思われれます。3点目、町の国保の保険税は、議員もご存じのとおり所得や資産、1人当たりの均等割、1世帯当たり平等割を積み上げたもので、低所得の保険加入世帯には、均等割額及び平等割額について、2割・5割・7割の軽減措置があります。非自発的失業者の方に対する軽減制度や期別納付が厳しいといわれる方には月割り納付もごさいます。可能な限り納税者にあわせた納付方法をとっております。以上答弁とさせていただきます

議 長
1 2 番 議 員

中川議員

あとう1つ目の試算条件の中に法定外繰入は入っていないというのは分かりました。ところで2番目のいろいろ要因が難しいということなんですけども、この法定外繰入をしたら、して今回はしていないわけですが、これ見通しとも3番目の質問とも関連するんですけども、これはどんなんですか、今後も続けることができるのかどうかお聞きしたいと思うんです。というのはまあ今のところこの運営方針ではあくまでもこの方針というのは今、案ですけれども、技術的な助言で法的な拘束力ないんだと、こういうように言われておるんですけども、一旦ほの県単位化されてしまうと法的にはなくてもやっぱり拘束されるんじゃないかということで、ほ

れを非常に心配しておるんですが、この辺はどうなんでしょうか。今までどおりできるかどうかと、もう1つは町がやる気があるかどうかと、ほういうことをお聞きしたいと思います。

議 長

税務課長

税 務 課 長

そうですね、経営がなりたたない場合はもう法定外の繰入金も入れなしゃない場合もあるとは思われます。はい。

議 長

中川議員

1 2 番 議 員

まあこの県単位化になると今言ったように非常に堅苦しいというか、そういうことが懸念されるんですけれども、もうひとつは収納率の目標も課されるというのを心配しておる、おります。収納率、美波町は非常に高い方で、一般に田舎へ行くほど100%に近くなるんですけれども、もしほのそういうふうに全県的に標準的な収納率を押し付けられたとしたら、まあ表現がまあ適切かどうか分かりませんが、ほの場合、町としては収納率を上げるために、まあいろんな手段を講じるなければならないと思うんですが、特にその中で滞納処分ですね、この控訴というのは差し押さえをせないかんと、ほういうふうに決まってるようですが、そこまでやるのか。今のところ全国的にも、あるいは全県的にも美波町はそういう滞納処分、差し押さえっていうのは少ないようなんですけども、これをやるようになるのかどうか。私としてはそんなんは避けて欲しいと、特に滞納しとる世帯っていうのは恐らく低所得で年金なんかの額が低くて、天引きできないと、特別徴収できないと。だから普通徴収で納付書を送って納めて下さいというふうにしとると思うんですが、そういう人が滞納をしやすくないかと、ほういうことで、そういうことを避けるためにもやっぱり今言うた法定外やね、とか軽減制度はあるんですけれども、それを充実させると、そういうふうなことを努力して欲しいと思うんですが、まあまだ決まってない段階では難しいと思うんですが、その点だけお答えをお願いしたいと思います。

議 長

税務課長

税 務 課 長

滞納処分の話しが出来ましたので、一応28年度の差し押さえの件をお話したいと思います。全部で28年度で4件の差し押さえをしております。それでいろいろ差し押さえは生命保険とか預金通帳の2点に分かれるんですが、全額で550,600円差し押さえをしております。以上です。

議 長

中川議員

1 2 番 議 員

あのうほの差し押さえの実態がよく分かりました。まあほれは県の資料にも入ってたと思うんです。まあとにかくこの10月にパ

ブリックコメントがあるということなので、町としてもぜひともそういう点を法定外の繰入を認めてくれとか、それから徴収強化にならないような、そういう意見を出して頂きたいということ要望して、これについては終わりたいと思います。

議 長 中川議員
1 2 番 議 員

じゃあ2つ目の町県民税の変更課税に伴う事務処理についてということについて、こういう資料を頂いてまあどこでどんなミスがあったのかというのは分かりましたが、ここで疑問がいくつか出てきました。先ほども隠しとったんじゃないかというそういう質問があったと思うんですが、私はそれとは別にこれは平成 23 年から 6 年間に渡って長いものは気が付かなかったのかと、ほういう点と、もう 1 つは町長が提案説明で言われたように厳正に処分すると言われたと、この 2 点について質問をしたいと思います。この問題はまあ経過については副町長から説明あるいはほの資料によって説明して頂いたんですが、簡単に言うたらこれは個人の責任なのかどうなのか、あるいは故意によるもんなんか、それとも過失によるもんなのかというのがはっきりしない。そういう点でまず事情聴取をされたのかということが 1 つはお聞きしたい。そして今言うたようにほのミスの内容は使用者としての職員は町の雇われとるわけですが、使用者でもあるわけですね。こういうそれを使っているあるいは監督しているそういう責任はないのか。あるいは厳正に処分というふうに言われとんについても、この処分の妥当性というのにも関わってくると思うんですね。そういう点でまず始めにまず事情聴取をしたのかどうか、ほの辺疑問に思うので、お答え頂きたい。

議 長

小休します。

(時に 11 時 38 分)

(小休中)

(時に 11 時 39 分)

議 長 再開します。
1 2 番 議 員

後に譲るとして、まあこの問題っていうのは返せばいいと、納税者にね、間違っていましたから返します。これは当然なんです。もちろん謝罪もせないかん、それと同時にやはり町としてね、重大な信用問題ですからそれなりの調査、ほら後に譲ります。お願いしたい。ほら納税者にしたらね、返ってきてよかったと思う人もあれば、「ええ町ってこれからどんなんかいな」と戻ってきた人は良かったと思うかもしれない。しかし一般の納税者はこれから大丈夫かなあと、そういうことがあるのでやはりきちっとした調

査をお願いしたいと思います。以上で終わります。

議

長

以上で中川議員の一般質問は終了致しました。

続いて9番戎野議員の一般質問を許可致します。

戎野議員

9 番 議 員

えっと私は2問の質問をしまいたいと思います。初めにあのうまあ今日いろんな町の税条例に基づく税金の負担があるわけなんです、住民へのこの税負担が非常にあのう重く感じられる町民が増えていると。それに対する軽減策またその徴収や方法や滞納等ですね、伴う不納欠損についての対処について大きく初めに質問をしまいたいと思います。1点目のこの町県民税の還付及び徴収漏れの対処については、先ほど同僚議員2人が質問を重ねてまいりまして、遅れた理由とか概ね答弁がありましたので、重なる部分は除きまして質問をしまいたいと思います。

まあこの町県民税の還付件数と金額確認を町県民税システムで操作したところ、還付未済のエラーが見つかったということで、本来は還付しなければならない徴収金であることが判明したということが先ほどから述べられてはおります。これで6年間結局2010年から2016年でしたかね、の町県民税119人合計2,386,800円に徴収ミスということで税額の変更が必要な納税者に対し通知ができていなかったのが原因ということで、町長が陳謝をマスコミの方にもしております。高額なこの更新維持補修料が予測される完璧といわれているんでしょうが、町の県民税システムなどで毎年のエラーチェックができずに6年間分かりにくかったのは、これは人的ミスなのか、そのミスを高度な税システムでは発見できないのであればなぜこれほど高額なシステム導入なのかとつい疑ってしまいますが、もともと人的ミスを補うことはできないシステムの公正になっているのか。その点を始めに改めてお尋ねしておきたいと思います。再発防止策として複数人によるチェックが言われておりますが、毎年最終確認の決裁はおそらく上司が確認していたのではないかと、上司による複数確認のチェック体制はどうだったのか。その点についても確認して行きたいと思えます。つまるところ担当者が変わって初めて分かったという体制で、これで本当にいいのかということでございます。税金、お金等扱う業務を1人の担当者に全て任す体制を見直し、複数人による正副の担務に見直していくなど、町全体の部門での再発防止対策についてお尋ねしたい。先ほど町長はしっかり再発防止に努めたいということをお述べられておりましたが、具体的な対策をお聞きしたいと。そしてまた職員の処分について町の規定に基づき厳正に

対処すると述べられておりましたが、職員を任命し6年間こうして管理してきた任命の管理責任者として町長自らの責任はどのように今回とるのか、その点をはっきりと聞いておきたいと思いません。

税の負担に関連して2つ目に、2問目にですね国保税、国民健康保険税について先ほど同僚議員から県単位化についての質問がございました。一般的に保険料は医療費の支出が多く所得水準の高い自治体が高額になる傾向があるとされております。市町村によっては一般会計からの繰入や基金の活用で保険料を抑えているところもあると言われております。今後、高齢の年金生活者にとって払いたくても払えないほどの各種の重税感で生活が成り立って行かないのではないかという異常な地域間と世代間の格差がますます広がって行くと思われまます。国保加入者の平均所得はかなり低い状況ゆえに保険料の個人的節約も限界のために保険料の安い市町村に引っ越すことも考えられることになりそうであります。国保税をこれ以上上げないためにも、今後法定外繰入など町の負担金をどのように考え、対応していくのか、今後の収納率それから不能決算額等も大変ございますが、それらを含めて町の負担金をどう対応していくのかお聞きしたい。あわせて介護保険についても同様のことでございますが、介護保険は美波町負担金が28年度決算では155,610千円と負担金が担っております。今後その点についてどうするのかお聞きしておきたいと思いません。

3点目にですね、固定資産税の評価替え滞納・督促・徴収・欠損等の対策についてお尋ねしてまいりますが、本来津波予想で地価が下がっているのに比例して下がった感が全く持てない固定資産税について主にその評価事務についてお聞きしてまいりたいと思いません。地方税法404条で固定資産評価委員の設置が義務付けられ、町長の指揮を受けて固定資産を適切に評価し、かつ町長が行う価格の決定を補助するため、固定資産評価員を設置すると法律で規定されております。そして町長が固定資産評価員または補助員に町所在の固定資産の状況を毎年少なくとも1回実施し調査させなければならないとされております。以前答弁でも法務局からの登記済通知や住民からの問い合わせ、地籍調査問い合わせのあった物件を中心に調査を行っているとの答弁をもらいました。その中でやはり疑問に思うのは実勢価格と課税評価額のずれでございます。土地と家屋については3年後に価格を見直す制度、いわゆる評価替えが行われるのでありますが、現在の固定資産評価委員はどのなたが継続してやっているのか、固定資産評価額につ

いて本来地価公示価格の7割を目途に決められておりますが、この中の固定資産評価額におきましても、実勢価格を超えれば違法であるとする最高裁判所の平成15年6月28日に報道された判断がございます。訴訟の土地評価額が1年間に3割以上下落しており、7割評価でも適正な地価とはいえないということで、問題になった経緯がございます。美波町の標準宅地、まあ旧由岐地区・日和佐地区以前は81地点と聞いておりますが、この最高裁のいうところの取引実勢価格と町が依拠する不動鑑定士の算出した評価額の決定において、鑑定士の評価があまりにも売買実取引とかけ離れていると。つまり最高裁の判例を逸脱するような状況ではないか。評価額の計算の基礎となっている鑑定評価額が適正に評価できているとは私は思えない状況でございます。そこで以前出されました旧日和佐・由岐地区のいわゆる評価の調査でございますが、なぜこの時調査の地番を記載しなかったのか。なかなか私達が調査をしようと思っても分かりづらいということ。その点についての理由をお聞きしておきたいと思っております。その他、固定資産税の滞納の実態と督促方法、改善策について、また不納欠損の額とその対策についてお尋ねして行きたいと思っております。1問目については以上でございますので、よろしくお願いを申し上げます。

議 副 町 長

副町長

戎野議員の質問のうち、まず最初にあのう監督責任等について、私の方から答弁をさせて頂きまして、税については担当課長の方から答弁をさせて頂きます。ご質問頂いております監督責任ということでございますけども、今回の事案が生じた経緯につきましては、これまでもご説明をさせて頂いたところでございます。開会日の町長提案説明の中の諸般の報告でも申し上げたところでございますけども、今回の事案を重く受け止めておりまして、事務処理に関わった職員及び担当課長に係る処分につきましては、関係条例等に基づいて厳正に対処するというに致しておりまして、現在、検討中ということでご理解賜ればと思っております。それと担当職員の方の事情徴収等についても、私の方で行っておりますので、そういう状況を踏まえながら処分をさせて頂くということに致しておりますので、ご理解を願います。以上です。

議 町 長

町長

私の方からは、私に対してのご質問だったかなあと感じております。今回の事態につきましては大変申し訳なく思っております。で、今、副町長の方からありましたように厳正にっていうんは厳しくっていう意味じゃなくて公正にやりまっ

という意味ですので、関係条例に基づいてそれはまあやらさして頂くということでございますが、それがまだまあできておりません。で、私の管理・監督責任はどうするのかっていうようなご質問だったかなあとお思いますけれども、それについては今のところ言えるのはしかるべき時にしかるべき判断をさして頂くというふうに思っております。以上でございます。

議 長
税 務 課 長

税務課長

それでは答弁させていただきます。まず①の件からですが、6年間という話があったと思うんですが、年金に関しては丸々3年26から28なんですが、ほの23年からっていうのは修正申告っていうのがございまして、それで23年までさかのぼって修正された方がおいでまして、それが還付できてなかったっていう事例がございまして。丸々6年間っていう感じではございませんので一応ご了承願いたいと思います。

それと2番目ですが、これは国保税の財政運営県移管につきましては8月30日に素案ですけれども徳島県の国民健康保険運営方針、9月12日に納付金の試算が示されて平成30年度に向けて動き出したところでございます。スケジュールなら12月の運営方針決定、1月上旬の納付金の確定となりますので、速やかに保険税率を検討を含めた町運営協議会、条例改正へと進めたいと思います。税負担の軽減策としましては、特定健診の継続受診や特定保健指導で医療費の抑制などが考えられると思います。それで3番目の質問に関して一応、負担金。ちょっと小休して下さい。

議 長

小休します。

(時に 11時56分)

(小休中)

(時に 11時58分)

議 長

再開します。

町

町長

まずあのう国保の件ですけれども、都道府県化になるということで平成30年の4月からっていうのは決まりました。もともとの都道府県化のあるっていうような、ほのどうしてなったかっていうかっていうのは、各市町村の非常に担税力であるとか、そういった所得であるとかが非常に国保は弱い、脆弱、市町村国保は特に弱いというようなことがあって、それを強化しようっていうような1つの方向性の中で都道府県化っていうのが進められてきました。で日にちはもう決まっております。今後その保険料がいわゆる後期高齢者の広域連合のように都道府県化になってそれぞれ県民

それぞれがもう一律になるかどうかというところが、今は定かではございません。4月1日現在では、来年の4月1日現在では各市町村で保険料が異なると。ですから徳島県の24市町村でそれぞれ異なるということでスタートしましょうということになっております。で、それぞれの市町村で法定外繰入があるところ、ないところというのがばらつきがあります。保険料が安くてもそれは町が繰入をして安いところと、健康状態が非常に良くて国保を使うことが少ないってというようなことで安いって自治体のところっていうふうなものはございます。で、今のところは県下統一の保険料に将来なっていくのか、それとも各市町村でそのままそれぞれがやっていくのかということが確定はしていないってというような状況になりますので、議員がご質問の向き、また前段、中川議員さんの方から質問のあったことについては、非常にまあ明確に答弁はしにくいところがございますではありますが、合併して平成22年度以降ですね、私が議会に対して当初予算の時に申してきたのは県下の情勢を鑑みて、国保については値上げをせずにこの都道府県化まではやっていきますということで、議員の皆様方のご理解を得てきたところであります。中では繰入を実際にした年度もあればたまたまといいますか、医療費が少なくて済んで繰入をしなくてもいい年もございました。今後についてどうするかというのは、私どもだけのいわゆる美波町だけで判断できるかどうかというところもまだ分かりませんので、輕輕なことも申し上げられませんので、このことについては年度を変わりまして県とか国の方とかといろいろ協議をしながらはっきりしてくることかなあというふうに思いますので、現時点では繰上、法定外繰入をするのかと言われてやりますとも言えませんし、反対にやりませんともまあ言えないので、まあそういう状況であるということをご理解頂いて答弁とさせていただきます。よろしくお願いを致します。

議 長 税務課長
 税 務 課 長

税務課長 それと固定資産の方の答弁させていただきます。固定資産税についてはご存じのとおり3年に1度の評価替えが来年の平成30年度に行われます。評価に関しては全国的な統一、市町村間の均衡確保するため、総務大臣が固定資産評価基準を定め、都道府県知事が技術的援助を与えなければならないとあります。まず家屋については固定資産評価基準の一部が平成29年6月16付け、総務省告示第197号により改正され、平成30年度分の固定資産税から適応することになりました。この固定資産評価基準を受けて、県内市

町村間の均衡を確保するため、徳島県が主導し、県・市町村共同の手引き等改定作業ワーキンググループに分かれております。11月下旬から12月上旬に家屋評価手引きが作成される予定で、この評価基準及び手引きに基づいて家屋の評価を行うこととなります。次に土地については評価替えにおいて活用する標準宅地の平成29年1月1日現在の不動産鑑定評価を実施し、この鑑定評価から求められた価格等について県・市町村・不動産鑑定士での土地調整会議を現在までに4回開催しています。この土地調整会議では情報公開や調整等を行い、県内及び県内ブロック単位での均衡を図っております。また評価替えは原則3年に1度なっていますが、土地については地価の下落が続いていることから毎年時点修正を行い、評価の適正化を図っております。

続いて滞納・督促・徴収・欠損処理についてご説明致します。固定資産税の滞納額については、平成29年度当初調定額は20,994,364となっており、内訳は平成28年度現年度滞納分が5,763,700円、平成27年以前滞納額が15,230,664円となっております。督促につきましては地方税法第371条にありますとおり、各納期期限後20日以内に未納者に対して督促状を送付しております。徴収については以前から進めております口座振替への納付の推奨、現在は町民の納付利便の点からコンビニエンスストアでの納付について検討しているところです。欠損処理等については平成28年度決算で、17,670,045円を欠損処理しております。なお28年度からは財産ならびに実態調査を行い、法人活動及び財産を確認できない場合については、地方税法第15条の7第5項による執行停止による即時欠損を行っております。滞納整理については一部徳島滞納整理機構に徴収を移管しており、差し押さえの額は滞納整理機構は449,200円、町は172,800円となっております。こうした取り組みを進め、固定資産税の徴収率については平成27年度が82.39%、平成28年度が85.37%と向上しております。賦課と課税の公平性を確保する観点から、引き続き徴収強化に取り組むべく、差し押さえ等の滞納処分を進めると共に、会計処理を適切に行っていく必要から欠損処分も進めていきます。なお県の指導による財産及び実態調査を進めた上での執行停止による欠損処理をより進めていくこととしております。以上答弁と致します。

議	長	戎野議員
9番議	員	開始って何時からですか、何分からでしたかね。40分
議	長	11時40分から
9番議	員	はいはいはいは。ではですね、町長が自らの処分を含めて公正

にということではかるべき時にしかるべき判断をするということ
 で、公正な管理監督責任を期待としておきたいと思います。そし
 てさらに再発防止策を聞きましたが、具体的なことはあまりなか
 ったみたいに思いますので、そのシステムが完璧なものでないとい
 う、これはあくまで人的ヒューマンエラーのような感覚でまあ
 監督するものとしてはまあ考えているということ、そのように
 でいいのかどうか、私は少しそれは疑問に思いますが。やはりそ
 ういうミスを生じる体制というか、そういうものが起こらないよ
 うな、そのために起こった場合には早くそれを報告し調査し、そ
 して対処をしていくということを図って行くべきではないかと思
 います。それから先ほど固定資産の評価委員についての質問しま
 したが、これは現在副町長がなさっているのか、その点も確認を
 しておきたいと。いわゆるまあ評価替えを行うということなんで
 すが、私は申したいのはやはり不動産鑑定士による評価額の決定
 と実際の取引価格とのかいり、それがいくら指摘しても改めよう
 としないということ、今度実際の取引例を出して行きたいと思
 います。それと先ほど差し押さえの件が同僚議員の時にも出され
 ておりましたが、非常にそれ以前に不納欠損額が 17,670 千円とい
 うことで多いと、差し押さえの 4 件の 500 千円に比べて過年度含
 めた欠損額が非常に多いので、その対処として財産等の確認でき
 ない場合とか、今おっしゃられましたやはり不納欠損というど
 うしようもないというふうに行く前にですね、未収金の回収を出
 来る限り進めて頂きたいと思います。特にですね、平成 28 年度の
 定期監査の結果ですね、公表されておりますが監査委員からの滞
 納については「連絡調整会議を平成 29 年の 1 月 16 日で問題解決
 に向け、副町長トップとする滞納問題に関するプロジェクトチー
 ムを立ち上げたと聞くが、連絡調整会議は自体の位置づけが不明
 瞭で会議録が存在しないので、審議の過程が分からない」と、「滞
 納問題に対する取り組み姿勢を疑う」と、監査委員からの指摘が
 なされております。今後それに対してどういうふうな対応をして
 いくのか、早急にその対策を示されたいと思いますが、その点を
 1 つ最後にお聞きして 1 問目を終わりたいと思いますので、よろ
 しくお願いします。

議 副町長
 副 町 長

私の方から滞納、町税全般に係る滞納かということで監査の時
 点でその各課をまたがるようなことで対応するというようなこと
 でプロジェクトチーム的なものを立ち上げるということに致しま
 して、それぞれ協議をするということに致しておりますけども、

特に税関係につきまして困難事案が多く見受けられるというようなこともございますので、そのあたりにつきましては滞納整理機構であったり、あるいは県の職員の派遣を求めて徴収の方法等についてですね、具体的に指導をして頂きながら町の職員と一緒に滞納処分、あるいは滞納対策にあたってきたというところでございます。今後ですね、関係する部署につきましてもそのような情報共有がやっぱり必要になってくるのかなあというふうには認識はしているんですけども、個人情報共有化、いわゆるマイナンバー制度等の関係もございまして、そのあたりで情報の共有をいかにして図るかというところも踏まえながらですね、滞納対策に当たってまいりたいというふうに考えております。以上答弁させていただきます。

議 9 番 議 員 長 戎野議員
 マイナンバー制度の共有化によって、その滞納がどういうふう
 に防げるんですか。それとその滞納問題のその連絡調整会議の
 会議録は今後つくっていく予定ですか。

議 副 町 長 長 副町長
 マイナンバー制度が直接滞納に関わるというんではなしに、そ
 ういうんが個人情報の管理により、厳格にされなければならない
 となってきたところで、同じ庁舎内においてもですね、その情報
 の共有を図ることについて、どのようにすればいいのかとい
 うことを考えていかなければならないという意味で申し上げて
 おります。それと会議録でございますけども、それについては要
 約筆記的にはなろうかと思っておりますけども、作ってまいりたいとい
 うふうに思っております。以上です。

議 9 番 議 員 長 戎野議員
 1 問目終わりました 2 問目のそれでは時間の関係もありますので
 質問に移りたいと思います。2 点目にですね、公正さを確保す
 るために公共工事の発注・入札等への談合防止策等への取組みに
 ついてということで、公共工事等の指名競争入札についての質問
 でございます。まあ既に公開されております平成 29 年度の公共工
 事の発注見通し等ですね、拝見させてもらっておりますが、公平
 な入札とりわけあのう地元業者、工事業業者ですね、の参加の公正
 さがなされているかのお聞きしてまいりたいと思います。例
 えば入札結果一覧を見てもみましたら、先日、先般のですね、水道
 課が担当のですね、平成 29 年度赤松配水池監視装置の取り付け工
 事の案件の指名競争入札でございますが、これは 29 年の 8 月 30
 日に改札日で藤崎電機株式会社が税込み 3,780 千円で 96%で落札

されております。少額とはいえ入札参加者名を見てみましたら、6業者のみで専門の電機会社は藤崎電機株式会社のみでございませぬ。地元の電気業者等が参加できておりませぬ。工事業者への育成策としても、またあのおう公共工事の請負を通じて地場の事業者を育成するという意味からも参加できなかつた理由がどこにあるのか説明を聞いてまいりたいと思ひます。そしてまたこれらの指名業者の選定責任者は副町長が決めておるならでせうね、その答弁をお願いをしたいと思ひます。それから監査結果の指摘がでせうね、以前でております。ええとでせうね、以前のあの建設課3件の契約事務において監査の方からの指摘がでせうね、入札までの見積もり期間の指摘がでせうね、公平な入札の確保が妨げられた疑いがあるとの指摘がでせうね、これは見積もり期間があまりにも少ないので再検討されたいとの指摘で、やむえない事業を示す根拠が見当たらないということで、いわゆる公平な入札の確保が妨げられた疑いがあるとの指摘に対して、公正な入札の確保に努められたいとまで書かれておる以上でせうね、それに対する談合防止策としての公平さから、どのように取り組み改善しようとしておるのかお聞きをしていきたいと思ひます。

議 長 水道課長
水 道 課 長

水道課長
それではあのおう答弁させていただきます。ご指摘のあります赤松計装装置の件がでせうね、工事内容と致しましては水道施設の工事に当たります。それで指名願ひが出ております水道施設の届が出ておる業者を指名したということでございませぬ。従つて町の電気工事の業者は該当しないということで、ご理解頂けたらと思ひます。以上です。

議 長 建設課長
建 設 課 長

建設課長
それでは戎野議員のご質問にお答えをさせていただきます。まず1つ目の公平な入札、地元業者参加・育成への対応策についてがでせうね、町発注の建設工事の競争入札等の契約につきましては、「美波町建設工事請負業者選定要綱」に基づきまして、適正な契約の履行を確保するため、建設工事審査委員会において、請負業者の公正かつ適切な選定を行つております。指名業者の選定にあたりまして、基本的には一般及び指名競争入札参加資格申請を受け付けた町内業者を最優先をしており、地元業者参加・育成の観点では、工種・発注金額を考慮の上、可能な限り分割発注を行うようしております。また、「小規模工事等受注希望者登録制度」によりまして、競争入札参加資格申請をしていない方でも小規模な工事や修繕等の受注を希望する者の登録を受け付け、町内業者

の受注機会の拡大に努めているところでございます。

また、入札結果につきましては、従来から建設課において紙媒体で閲覧をしておりましたが、平成 29 年度発注の建設工事から町ホームページにて公表し、より透明性の向上に努めておるところでございます。

次に、監査結果の指摘についてであります。見積り期間の指摘につきましては、入札までの見積り期間が建設業法施行令第 6 条に定める見積期間よりも少ないので再検討されたいとのご指摘でございました。建設業法第 20 条第 3 項及び同法施行令第 6 条には、5,000 千円未満の工事は 1 日以上、5,000 千円以上 50,000 千円未満の工事は 10 日以上、50,000 千円以上の工事については 15 日以上の見積期間を設けなければならない。但し、やむを得ない事情があるときは、5 日以内に限り短縮することができるとなっております。平成 28 年度発注工事の入札案件について調べたところ、これ現年度工事でございますが、47 件中 7 件が、建設業法の見積期間を満たしていないことを確認しております。見積期間を満たしていないものは、ほとんどが 1 日から 2 日の短期間であり、主な理由としては、発注時期等を考慮して、指名通知の発送日及び閲覧期間を調整していることが考えられます。また、見積に必要な設計図書等の電子データを閲覧時に各業者には提供しておりますが、これについては見積時間がまあ短縮はされております。見積期間及び金額につきましては、これまで特に不都合なく運用は出来ておりますが、今後は、建設業法に定められております見積期間の確保また、やむを得ない事情により見積期間を短縮する場合には、その記録書類の保存に努めてまいりたく思っております。

次に「公正な入札の確保を妨げられた疑いがある」とのご指摘についてでございますが、指名業者 2 業者による入札の結果、1 業者が入札書金額記載欄に「辞退」と記載して入札を執行し、入札が無効になり残りの 1 業者に決定した事例についてでございますが、入札執行前や入札執行中に辞退届が出され、入札執行時の入札参加者数が 1 業者となった場合は、入札は取りやめとなりますが、当該入札は、2 業者参加のもとで入札を執行し、開札時に 1 業者の入札書に「辞退」と記載されておりました。当該入札は一定の金額をもって価格を表示しない入札として無効とした上で、入札は成立していると考えております。

入札辞退の申し出につきましては、事前に書面により提出を求めています。なお、公正な入札の確保のため、入札参加業者

には、「美波町競争契約入札心得」を順守し、入札を辞退する際には、別途辞退届を出して頂くよう指導・徹底を行ってまいります。また、予定価格の事前公表や、最低制限価格についても入札執行時にくじ引きにより決定をしており、価格漏えいによる談合防止に努めておるところでございます。以上答弁とさせていただきます。

議 長 戎野議員
 9 番 議 員 指名競争入札の選定業者の選定はどのような過程を経てなされるのか、その点を先ほど聞いたんですが、その点なかったの再度お尋ねしたいと思います。それとですね、まああのう公正なましてや官製談合やいうことはありえないと思いますので、そういった公正な入札の確保が妨げられた疑いがあると指摘されるということは、非常にあのう入札において唯識問題だと思っておりますので、今後ですね、公正な入札が行われるように全ての点で戒めを強くしてやって頂きたいと思っております。それからええとですね、このあのう業務日誌等の記録書類が今、申されましたが、記録書類もきちんと検討結果を示す証拠書類として担保保全されていくのか、その点を聞いておきたいと思っております。あと先ほど水道課長がおっしゃられましたが、いわゆるこれは水道工事であるということと多くの水道工事関係者、町外の方5業者が参入しましたが、しかし電気業者が落札していくと、それは価格の問題もあるかと思うんですが、そういうことは、そういう業種別の問題ではないと。ただそれであればなぜ地元の電気業者も入っていけるような対応はできなかったのか。その点を再度聞いておきたいと思っております。

議 長 水道課長
 水 道 課 長 お答えさせていただきます。先ほども申しました通り今回の計装装置の工事というのは、水道施設であり特殊な計装盤、特殊電気工事であります。従いまして例えば電気工事の中でも電灯をつけるとかそういったたぐいのものではありませんので、町内の電気業者さんが取られたとしても、おそらく下請けに全部投げないと出来ないものでございますので、水道業者として計装盤の設置ができる業者を選定しております。ご理解のほどよろしくお願い致します。

議 長 建設課長
 建 設 課 長 戎野議員の再問にお答えをさせていただきます。業者選定の過程についてでございますが、繰り返しになりますけれども、建設工事の審査委員会、これは副町長を委員長としまして教育長・総務企画課長等課長級まあ合わせて15名で組織する委員会でございます。

この会議におきまして、まあ業者の施行能力とか経営規模、工事の成績・信用度等審査しまして、まあ的確な業者を選定をさせて頂いております。的確業者をまあいずれにするかにつきましては、工事におきましてそのまあ標準の発注金額にですね、対応しての等級がですね、決められておりまして、これまあ県の定めを準用さしてもらってまして、そのまあ等級に応じた発注金額に応じて等級を有するまあ業者をまあ選定をしているところでございます。それと見積もり期間の確保のことで言われましたが、やむえない事情ということになってきますと、現場条件が急がれるとか、例えば災害復旧工事等でまあ早く復旧しなければいけないというようなことで、急ぐ時がございます。その際には先ほど申しましたようにその取り決めをしましてですね、記録をですね、書類としてまあ保存をするように、今後努めていきたいと考えております。以上でございます。

- 議 長 戎野議員
- 9 番 議 員 ええ公正でそしてあのう疑いの持たれることのないような入札、そしてまた、ええそういったあのうオープンな今後の入札の発注の体制を受け、作って頂きたいということで、私の質問をを終わりたいと思いまう。ありがとうございました。
- 議 長 以上で戎野議員の一般質問は終了しました。
以上で本日の日程は終了しました。
本日はこれにて散会します。ご苦労さんでした。
(時に 12時30分)

会議録⑤

平成 29 年 9 月 定例会議

平成 29 年 9 月美波町議会定例会会議録（第 3 号）

招集年月日

平成 29 年 9 月 22 日（水）

招集場所

美波町役場本庁舎 3 階議場

出席議員

12 名

1 番	舩田 邦人	2 番	岩瀬 公	3 番	江本 昇
4 番	北山 朝彦	5 番	川尻 竹藏	6 番	松本 晋児
7 番	永本善次郎	8 番	寺下 博子	9 番	戎野 博
10 番	向山 篤宏	11 番	丸龍 孝敏	12 番	中川 尚毅

欠席議員

0 名

会議録署名議員

10 番 向山 篤宏 11 番 丸龍 孝敏

議会事務局

局長 豊崎 浩司

地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	影治 信良	副 町 長	山路 和秀
教 育 長	寺内 康博	支 所 長	海司 広幸
会計管理者兼会計課長	丸岡 武	総務企画課長	磯野 晴幸
総務企画課特定事業調整監	岸本 博志	消防防災係長	近藤 和人
税 務 課 長	別宮 亀弘	福 祉 課 長	島田 修
健康増進課長	武田 和幸	産業振興課長	小坂 進
建 設 課 長	鶴木 敏夫	水 道 課 長	浜 孝至
住民生活課長	花木美名子	学校教育課長	山本 浩一
社会教育課長	坂本 理	美波病院事務長	橋本 一晴
日和佐診療所事務長	岡本 照彦	監 査 委 員	青木 昭夫
教 育 委 員 長	近藤 一郎		

議事日程

- 日程第1 認定第1号 平成28年度美波町公営企業会計決算の認定について
日程第2 認定第3号 平成28年度美波町歳入歳出決算の認定について
日程第3 報告第9号 平成28年度決算における健全化判断比率について
日程第4 報告第10号 平成28年度決算における資金不足比率について
日程第5 議案第55号 過疎地域自立促進計画の一部変更することについて
日程第6 議案第56号 美波町子どもはぐくみ医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について（条例第20号）
日程第7 議案第57号 美波町町民グラウンド設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について（条例第21号）
日程第8 議案第58号 平成29年度 美波町一般会計補正予算（第2号）
日程第9 議案第59号 平成29年度 美波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
日程第10 議案第60号 平成29年度 美波町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第11 議案第61号 平成29年度 美波町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
日程第12 議案第62号 平成29年度 美波町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）
日程第13 議案第63号 平成29年度 美波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第14 議案第64号 徳島県後期高齢者医療広域連合議員の選出について
追加日程第1 議案第65号 物品購入契約（日和佐公民館マイクロバス）の締結について
日程第15 請願について
請願第2号 国民健康保険都道府県単位化に係る意見書提出に関する請願
請願第3号 現在のインターネット配信の議会中継に議案審議の映像を含めた中継を求める請願
日程第16 意見書について
発議第8号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書（案）
発議第9号 国民健康保険都道府県単位化に係る意見書（案）
発議第10号 「学校での働き方改革」を通して教職員と子どものゆたかな教育環境づくりを求める意見書（案）
日程第17 議員派遣の件について
日程第18 発議第6号 川尻議長不信任決議（案）について
日程第19 発議第7号 寺下議運委員長辞任勧告決議（案）について
日程第20 常任委員会の閉会中の所管事務の調査について
日程第21 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
日程第22 各委員会の閉会中の継続調査について
本日の会議に付した事件 議事日程に同じ

平成29年9月22日（金）

（時に 13時00分）

議長 休憩前に引続き再開します。先ほどのですね、委員会、文教厚

生委員会の答弁漏れというかありましたんで、この場で答弁するというので。

坂本社会教育課長

社会教育課長

先ほど文教厚生委員会の中で、岩瀬議員の方から日和佐総合体育館の使用料についてのご質問がありました。答弁漏れでしたのでお答え致します。日和佐総合体育館の平成28年度の使用料収入は2,403,417円でございます。以上でございます。

議

長

それでは再開します。

ただ今の出席議員は全員です。定足数に達しておりますので休会前に引続き本日の会議を開きます。

(時に 13時01分)

議

長

ただ今から議案審議を行います。

日程第1 認定第1号「平成28年度美波町公営企業会計決算の認定について」

日程第2 認定第2号「平成28年度美波町歳入歳出決算の認定について」

日程第3 報告第9号「平成28年度決算における健全化判断比率について」

日程第4 報告第10号「平成28年度決算における資金不足比率について」

4件を一括議題とします。

ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

日程第1 1号・2号及び報告9号・10号を一括議題とします。

認定第1号・2号及び報告9号・10号については、本会議に提出され、各常任委員会に付託しておりますので、委員長から報告をお願いします。

総務産業建設常任委員長、丸龍委員長

11番議員

総務産業建設委員会に付託され、議案審査の結果報告を申し上げます。去る9月13日、総務産業建設委員会に付託されました案件は、認定第1号「平成28年度美波町公営企業会計決算の認定について(水道事業会計)」、認定第2号「平成28年度美波町歳入歳出決算の認定について(総務産業建設委員会の所管)」の2件及び、報告第9号「平成28年度決算における健全化判断比率について」、報告第10号「平成28年度決算における資金不足比率について」の2件でありました。委員会は、9月21日議場において、全委員出席のもと開催し審査を行いました。その結果についてご報告を

申し上げます。

認定第1号水道事業については、石綿管が残っているのかという質疑には、国道55号下の横断部分に一部残っていると答弁がありました。認定第2号総務産業建設委員会所管では、コンピューターセキュリティ関連の予算についての質疑には、精査しながら契約等を進めていくとの答弁がありました。その他、委員会の審査を通じ議論のありました主な事項と致しましては、城山交流拠点施設活用事業、移住相談の実績、固定資産税の不納欠損について、有害鳥獣について、小規模事業、農業就農給付金等についての議論がありました。

認定第1号「平成28年度美波町公営企業会計決算の認定について（水道事業会計）」及び認定第2号「平成28年度美波町歳入歳出決算の認定について（総務産業建設委員会の所管）」の2件は、採決の結果出席委員全員異議なく認定することに決定を致しました。また、報告第9号「平成28年度決算における健全化判断比率について」、報告第10号「平成28年度決算における資金不足比率について」を承認することに決定致しました。

美波町では、地方交付税の財源に依存した財政運営となっており、今後、交付税の減少が見込まれます。水道事業の経営、美波町歳入歳出決算全般において、それぞれの検討を行い、財政基盤強化に取り組み、産業の振興、住民福祉のための一層の努力を望みまして、総務産業建設委員会の報告を終わりたいと思います。

議 長 続きまして文教厚生常任委員会委員長報告。

向山委員長

10 番 議 員 文教厚生委員長報告を行います。文教厚生委員会に付託されました、議案審査の結果報告を申し上げます。去る9月13日に、文教厚生委員会に付託されました案件は、認定第1号「平成28年度美波町公営企業会計決算病院事業の認定について」、認定第2号「平成28年度美波町歳入歳出決算（文教厚生委員会の所管）」の認定についての2件でありました。委員会は、9月21日及び本日22日の両日議場において全員出席のもと開催し、審査を行いました。その結果についてご報告申し上げます。

認定第1号「平成28年度美波町公営企業会計決算の認定について（病院事業）」については、質疑はありませんでした。認定第2号「平成28年度美波町歳入歳出決算の認定について（文教厚生委員会の所管）」の主な質疑については、税務課関係では、国民健康保険税滞納者の保険証の使用はとの質問には、当年度の未納者には、保険証は一年間利用可能で、前年度一年間に滞納があった場

合は短期証を発行している。福祉課では、要介護認定が難しいのではないかと、厳しいのではないかの質問に対しては、町には2人の調査員がいるが、包括支援センターを含め話し合いを持っており平準化が図られている。また、高齢者住宅の改造促進事業は利用者の要件はあるのかの質問に対しては、何らかの生活に支援が必要で、支障のある方で所得税が非課税の方が対象である。教育委員会関係では、地区公民館トイレの洋式化についてはの質問に対しては、地区と相談しながら検討したい。公民館等の施設使用料は高いのではないかととの質問に対しては、他町に比べても高いとは認識していない。このほか、質疑のありました主な事項と致しましては、マイナンバーの交付率、海部老人ホーム、及び海南荘への入所者数、町民の喫煙者数、DV相談の窓口について質疑がありました。

認定第1号「平成28年度美波町公営企業会計決算の認定について（病院事業）」及び認定第2号「平成28年度美波町歳入歳出決算の認定について（文教厚生委員会の所管）」の2件は、採決の結果出席委員全員異議なく認定することに決定致しました。

美波町は、地方交付税の財源に依存した財政運営となっており、今後交付税の減少が見込まれます。病院事業の経営、美波町歳入歳出決算全般について、それぞれの善処・検討を行い、財政基盤強化に取り組み住民福祉のため一層の努力を望みまして文教厚生委員会の委員長報告と致します。

議

長

常任委員会委員長の報告が終わりました。

質疑を行います。ございませんか、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（なし）

「討論なし」と認めます。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、いずれも認定・承認すべきものがあります。

認定第1号「平成28年度美波町公営企業会計決算の認定について」、認定第2号「平成28年度美波町歳入歳出決算の認定について」、報告第9号「平成28年度決算における健全化判断比率について」、報告第10号「平成28年度決算における資金不足比率について」、4件を委員長報告のとおり認定・承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成 11・反対 0）

「起立多数」です。

認定第1号・2号は原案のとおり認定、報告第9号・10号は承認されました。

日程第5 議案第55号「過疎地域自立促進計画の一部を変更することについて」を議題と致します。

当局の説明を求めます。

総務企画課長

総務企画課長

ご説明致します。議案第55号「過疎地域自立促進計画の一部を変更することについて」、過疎地域自立促進計画の一部を別紙のとおり変更するものとする。平成29年9月13日提出、美波町長、影治信良。

この計画の変更につきましては、平成29年度の新たな事業について、過疎対策事業債の計画の変更を行うものでございまして、過疎自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

説明に入ります前に一部ちょっと修正をお願い致したいと思っております。議会運営委員会の際に永本議員からご指摘がありましたカ所でございますけれども、1ページ目の右側の変更の事業内容の中の東由岐配水管改良工事とそれから赤松配水池計装盤更新工事の中の配水の文字をその上にある伊座利配水池更新工事と同じ配るという文字に訂正をお願い致します。大変失礼しました。また3ページの参考資料の事業内容の中にも同じ文字の誤りがありますので、合わせて訂正のほど、よろしくお願い致します。それは5ページ、訂正のあれをさしてもらいますということ、お願いをするということをおっしゃっていただきます。よろしくお願い致します。

それでは説明させていただきます。別紙様式2の過疎自立促進市町村計画変更についてでございますけれども、左側に変更前、右側に変更部についてアンダーラインで表記致しております。追加となる事業は、区分としては3の生活環境の整備で水道施設の簡易水道の中で東由岐の配水管の改良工事ということで、これは老朽管の改修でございまして、年度末までに工事を完成する予定となっております。またその下の赤松配水池計装盤更新工事につきましては、水道管におきまして赤松配水池の中央監視をするための工事ということで、12月頃に完成予定となっております。またその下の消防施設につきましては、消防指令車整備負担金ということで、これは海部消防組合への負担金となりますけれども、この指令車につきましては、運用については来年の2月末を予定致し

ております。次ページをお開き下さい。区分と致しましては6で医療の確保でございますけれども、変更では診療施設の中の患者輸送車ということで、高規格救急車整備事業でございます。5月の臨時会で承認頂いております由岐搬送車の購入でございます。既に契約して納車されております。次ページの別紙様式3については、それぞれの事業の概算事業費を参考として記載させて頂いております。3の生活環境の整備、水道施設簡易水道の中では東由岐配水管改良工事で29年度で5,000千円、赤松配水池計装盤更新工事では3,800千円、消防施設の消防指令車整備負担金では1,430千円、それから次のページで5ページでは医療の確保で診療施設患者輸送車で高規格救急車整備事業で27,871千円を概算事業費として上げさせて頂いております。以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。質疑を行います。

北山議員

4番議員 今、説明頂きました東由岐配水管改良工事、これは29年度の事業としてはめられたという話なんです、これは何年ぐらい経っているのかということと、それとどこまでの範囲、今5,000千円という説明があったんですが、配水管どこからどこまで、そこらを具体的に分かりやすく説明をして頂きたいと思います。

議長 水道課長

水道課長 お答えさせて頂きます。まず設置年度、何年経過ということなんですが、約30数年経過しております。それで場所としましては、東由岐の下町地区というんですかね、あの前にやまもとやさんってあのう食料品屋があった。あの付近になります。それで管がですね50のGX管、耐震管を使いまして約40mの施工を予定しております。以上でございます。

議長 北山議員

4番議員 それ以外のところで30年以上経っているっていうのはないということで理解していいのかどうか、そこらも聞かして頂きたいと思います。

議長 水道課長

水道課長 お答え申し上げます。あのう簡易水道施設の配管につきましては、ほとんどのところが30年数年経過しております。ここの場所というのがちょっと配水管の場所がちょっと位置的に支障をきたすところにございまして、それをちょっと移設するというのも兼ねて、今回改良させて頂くことでございます。以上です。

議長 北山議員

4 番 議 員 もう少し教えて下さい。一番のこう今聞かして頂いたら下町筋
っていうところは一番のこう本管っていうようなかたちで、ほれ
からこう支線管になっているんだろうと思うんですが、本管が新
しくなったらあとのこう支線管がもたないんでないのかなあって
いうような、こう単純な感じを受けるんですが、そこらあたりは
どんなんですか。

議 長 水道課長

水 道 課 長 その心配は特にはしておりません。そしてこの移設する改良管
なんです、今もともとはその県道部分には実際のところ入って
おりません。その裏の中町の筋にはいっているのですが、そこ
でその中町筋から家の軒を通しまして前の家に、配水されている
という経緯がございまして、そこにちょっと支障をきたしている
ので前に移設して改良さして頂くということになります。よろし
くお願いします。

議 長 他に質疑ありませんか。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(なし)

「討論なし」と認めます。

これから議案第 55 号「過疎地域自立促進計画の一部を変更す
ることについて」を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成 11 : 反対 0)

「起立多数」です。

よって議案第 55 号は原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 56 号「美波町子どもはぐくみ医療費の助成に
関する条例の一部を改正する条例の制定について（条例第 20 号）」
を議題と致します。

当局の説明を求めます。

福祉課長

福 祉 課 長 ご説明致します。議案第 56 号「美波町子どもはぐくみ医療費
の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、美
波町子どもはぐくみ医療費の助成に関する条例、平成 18 年美波町
条例第 108 号の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するもの
とする。平成 29 年 9 月 13 日提出、美波町長、影治信良。

次のページをお願い致します。美波町条例第 20 号、美波町子
どもはぐくみ医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例。

美波町子ども育み医療費の助成に関する条例(平成18年美波町条例第108号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「未成年後見人その他の者で」の次に、「、」を加え、同条第4項中「大正11年法律第70号。」を「大正11年法律第70号」に改め、「以下「健保法」というの前に「)」「(」を加え、条例第5項中「育成医療」を「自立支援医療(子どもに係るものに限る。)」に改める。

第3条の見出しを「(助成対象者)」に改め、同条第1項中「資格を具備していなければならない」を「要件を具備する者とする」に改め、同項第1項中「以下「対象子ども」という。」の前に「)」「(」を加える。

第4条第1項ただし書中「地方公共団体の負担により」を「地方公共団体の負担による」に、「子どもはぐくみ医療費は」を「子どもはぐくみ医療費を」に改め、同条第2項中「(平成6年厚生省告示第54号)」を削り、同項ただし書き中「ただし、」の次に「その額は、」を加える。

第5条第1項中「助成対象者が当該医療に関し、」を「助成対象者が当該医療に関し」に改める。

附則、この条例は平成29年10月1日から施行する。

お手元に資料としまして新旧対照表をお配り致しておりますので、あわせてご覧下さい。今回の改正につきましては、徳島県が医療費助成対象者を小学校終了から中学校終了までに拡大したこと、及び条文の字句を改正したことに伴う改正であります。美波町におきましては平成28年4月に医療費助成対象者を18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものまでも既に拡大済であることから、今回は徳島県の字句の改正にあわせ、条文の字句を改めるものであります。以上簡単ですが説明を終わります。

議長 説明が終わりました。質疑を行います。

北山議員

4番議員 すいません、単純な質問なのですが、この改正の中の育成医療と自立支援医療の違いっていうのはどういうことなのか、ちょっと教えて下さい。

議長 福祉課長

福祉課長 育成医療といいますのは児童に係るこころ福祉的なこころ医療制度があるんですけども、自立支援医療といいますのは、この育成医療も含めて、あと障がい者医療、更生医療ということでよく報告させて頂いておりますけども、この更生医療と精神通院医療こ

れ精神通院医療、所得その世代の所得に応じて毎月の自己負担額が上限を決められて自己負担額的にはちょっと有利な制度があります。この3つを合わせて自立支援医療と言っております。以上です。

議 長 他にございませんか、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(なし)

「討論なし」と認めます。

これから議案第56号「美波町子どもはぐくみ医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について(条例第20号)」を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成 11：反対 0)

「起立多数」です。

よって議案第56号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第57号「美波町町民グラウンド設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について(条例第21号)」を議題と致します。

当局の説明を求めます。

社会教育課長

社会教育課長 ご説明致します。議案第57号「美波町町民グラウンド設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について」美波町町民グラウンド設置及び管理条例(平成18年美波町条例第93号)の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。平成29年9月13日提出、美波町長、影治信良。1ページをお願い致します。美波町条例第21号、美波町町民グラウンド設置及び管理条例(平成18年美波町条例第93号)の一部を次のように改正する。第2条表中、名称「日和佐グラウンド」、位置、美波町日和佐浦314番地2を名称「日和佐グラウンド」、位置、美波町日和佐浦314番地2、名称「みなみらいグラウンド」、位置、美波町奥河内字井ノ上13番地2に改める。別表(第6条関係)中、名称「日和佐グラウンド」、夜間照明を使用しない場合0円、夜間照明を使用した場合なしを、次ページをお願い致します。名称「日和佐グラウンド」夜間照明を使用しない場合0円、夜間照明を使用した場合なし。名称「みなみらいグラウンド」、夜間照明を使用しない場合0円、夜間照明を使用した場合なしにあらためる。

附則、この条例は平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

条例改正の資料の方も一緒にご覧下さい。今回の条例につきましては、現在みなみらいスクエア内のグラウンドの整備が進みまして、近々検査、引き渡しがあることになりました。それに伴いまして現在ある町民グラウンドの設置条例の中にみなみらい新しくみなみらいグラウンドを入れ込むと、追加するというございます。なお夜間照明については、みなみらいグラウンドにつきましては夜間照明施設がありませんので、使用した場合がなしという条文になっておりまして、使用料につきましては他のグラウンドと同様に 0 円ということをございます。以上ございます。

議 長 説明が終わりました。質疑を行います。
ございませんか。

北山議員

4 番 議 員 すいません、この夜間照明について。夜間照明自体がないのに将来付けるってということですか、どういうことなのか。ないのに使用しない場合と使用する場合やいうて。ほんなんは入れなあかんのんですか、そこらあたりもう少し分かりやすく。

議 長 社会教育課長

社会教育課長 お答えします。夜間照明につきましては日和佐グラウンドとみなみらいグラウンドについてはないんですけども、他にこの条例内にあります赤松運動場、山河内運動場、由岐グラウンドについては夜間照明がありまして、そこに夜間照明の使用料金の規定がございます。その関係で同じ表内で表しておりますので、みなみらいグラウンドにつきましては、夜間照明使用した場合がないということございます。

議 長 これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(なし)

「討論なし」と認めます。

これから議案第 57 号「美波町町民グラウンド設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について（条例第 21 号）」を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成 11：反対 0)

「起立多数」です。

よって議案第 57 号は原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 58 号「平成 29 年度 美波町一般会計補正予算（第 2 号）」を議題と致します。

当局の説明を求めます。

総務企画課長

総務企画課長

ご説明致します。議案第 58 号「平成 29 年度 美波町一般会計補正予算（第 2 号）」、平成 29 年度美波町の一般会計補正予算（第 2 号）は次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 131,785 千円を追加し、歳入支出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,157,652 千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。（地方債の補正）第 2 条 地方債の追加及び変更は、「第 2 表 地方債補正」による。平成 29 年 9 月 13 日提出、美波町長、影治信良。

6 ページをお開き下さい。まず始めに歳入歳出予算事項別明細書の総括として、款についてご説明致します。補正額のみ申し上げます。歳入の国庫支出金では 52,876 千円を減額、県支出金では 3,046 千円を減額、寄附金では 10,000 千円を追加、繰入金では 24,421 千円を追加、繰越金では 48,528 千円を追加、諸収入では 158 千円を追加、町債では 104,600 千円を追加致しております。歳入合計では既決予算額 6,025,867 千円に 131,785 千円を追加致しまして、総額を 6,157,652 千円と致しております。次に歳出でございしますが、議会費では 2,442 千円を追加、総務費では 21,880 千円を追加、民生費では 6,986 千円を追加、衛生費では 7,190 千円を追加、農林水産業費では 633 千円を追加、商工費では 3,800 千円を追加、土木費では 22,698 千円を追加、消防費では 14,607 千円を追加、教育費では 5,549 千円を追加、交際費では補正額はございません。諸支出金では 46,000 千円を追加致しております。歳出合計では既決予算額 6,025,867 千円に 131,785 千円を追加致しまして総額を 6,157,652 千円と致しております。補正額の財源内訳でございしますが、国県支出金では 55,922 千円を減額、地方債では 111,300 千円を追加、その他では 10,158 千円を追加、一般財源では 66,249 千円を追加致しております。

次ページをお開き下さい。続いて項と目についてご説明致します。主に目について説明致しまして項については総額のみ申し上げます。歳入の国庫補助金では総務費国庫補助金で 830 千円を追加致しております。社会保障税番号制度システム整備費補助金でございまして、厚労省関係分でございます。民生費国庫補助金で

は 594 千円を追加致しております。地域生活支援事業費等補助金でございます。障がい者システム改修に係る補助金でございます。項の合計を 10,734 千円と致しております。国庫交付金では衛生費国庫交付金で 21,000 千円を減額致しております。この減額につきましては医療体制整備関係の内示に伴いますものでございます。消防費国庫交付金では 33,300 千円を減額致しております。総合的な安全防災基盤整備事業に係る国費の減少に伴うものでございます。項の合計を 377,499 千円と致しております。県補助金では農林水産業費県補助金で 91 千円を追加、林業整備担い手対策基金事業補助金でございます。消防費県補助金では 4,000 千円を追加致しております。とくしま 0 作戦緊急対策事業補助金でございます。高台整備事前復興計画策定に係る補助金でございます。項の合計を 98,002 千円と致しております。県交付金では農林水産業費件交付金で 7,137 千円を減額致しております。農業費県交付金では 153 千円を追加、林業費県交付金で 7,290 千円を減額致しております。この減額につきましては森林整備地域活動支援交付金の減額でございます。補助率の減少に伴うものでございます。項の合計を 45,970 千円と致しております。寄附金では教育費寄附金で 10,000 千円を追加、これにつきましては薬王寺さんからの指定寄附金の予算計上をさせて頂いております。項の合計を 10,002 千円と致しております。特別会計繰入金では介護保険事業特別会計繰入金で 24,009 千円と致しております。それから後期高齢者医療事業特別会計繰入金では 412 千円を追加致しております。それぞれ前年度の決算に伴います繰入金の追加でございます。項の合計を 24,422 千円と致しております。次に繰越金でございますが、48,528 千円を追加致しております。前年度純繰越金でございます。項の合計を 168,528 千円と致しております。雑入では 158 千円を追加、農業者年金事務費委託金でございます。項の合計を 94,871 千円と致しております。町債では総務債で 34,200 千円を追加致しております。まちづくり基金に積立するための起債でございます。民生債では 2,500 千円を追加、衛生債では 27,100 千円を追加、商工債では 700 千円を追加、土木債では 16,100 千円を追加、消防債では 30,700 千円を追加、臨時財政対策債では 6,700 千円減額致しております。項の合計を 998,200 千円と致しております。

次ページをお開き下さい。歳出でございますけれども、共通的なものと致しましては人件費については 4 月人事異動に伴う調整をそれぞれ行っております。議会費では 2,442 千円を追加致して

おります。臨時雇賃金の追加でございます。項の合計を 67,142 千円と致しております。総務管理費では一般管理費で 3,800 千円を減額致しております。給料では 4,000 千円の減額、職員手当等では 200 千円を追加致しております。文書費では 1,798 千円を追加致しております。役務費で 1,700 千円を追加、使用料及び賃借料では 98 千円を追加致しておりますけれども、役務費につきましてはマイナンバー制度の施行に伴いまして書留料金等の郵便料の増が生じたことに伴いまして、年度末の経費を追加させて頂いております。財産管理費では 725 千円を追加、委託料でございますけれども、支障木の伐採委託料で 500 千円、空調機点検委託料では 225 千円を追加させて頂いております。電子計算費では 2,680 千円を追加致しております。委託料でございますが、社会保障番号制度の導入に伴いますシステム改修委託でございます。障がい者福祉、国民健康保険、介護保険システムでございます。厚労省関係のシステム改修でございます。情報ネットワーク費では 2,244 千円を追加致しております。需用費では 1,300 千円を追加させて頂いております。消耗品費ではプリンターのトナー等の追加、修繕料ではプリンター等の修繕で 300 千円、現年度予算の執行に伴います追加でございます。役務費では 44 千円を追加致しておりますが、セキュリティ強化に係るものでございまして、通信の暗号化に係る手数料でございます。備品購入費では 900 千円を追加致しております。タブレット及び予備のハードディスクの購入の備品購入費でございます。諸費では 44 千円を追加致しております。負担金補助及び交付金で 44 千円ということで、阿佐東線の DMV 導入促進事業負担金は DMV のわくわくイベントにかかる負担金でございます。企画費では 3,244 千円を追加、職員手当等で 500 千円追加致しまして、備品購入費では 2,744 千円を追加致しております。備品購入費につきましては光ケーブルを引き込む際に必要となります軒先にあります ONU を海部郡で共同で購入するものでございまして、美波町では 40 台を予定致しております。定期的に購入しているものでございます。町税費では税務総務費で 600 千円を追加致しております。職員手当等の追加でございます。項の合計を 56,501 千円と致しております。戸籍住民基本台帳費では 14,345 千円を追加致しております。委託料では 14,040 千円を追加致しております。住基システム改修委託料では 10,260 千円を追加致しております。国の制度改正に伴います旧制

使用に係るシステム改修でございます。本人通知管理システム

導入委託料については 3,780 千円で戸籍関係の通知システムの導入費用でございます。備品購入費では 305 千円を追加致しております。契印機の不具合による購入費でございます。項の合計を 34,489 千円と致しております。社会福祉費では社会福祉総務費で 190 千円を追加、国保事務費等の繰出金でございます。老人福祉費では 732 千円を追加、備品購入費では 700 千円追加致しておりますけれども、公民館 1 階の機能訓練室のローラーベットの買換えに係る費用でございます。繰出金では 32 千円、介護保険への繰出金でございます。障がい者福祉費では 1,782 千円を追加致しております。委託料でシステム改修業務委託料でございますが、障がい者自立支援給付支払等システム改修に係るものでございます。隣保館運営費では 702 千円を追加、人件費の追加でございます。項の合計を 1,085,473 千円と致しております。児童福祉費では認定こども園費で 3,580 千円を追加致しております。共済費では 780 千円追加、工事請負費では 2,800 千円追加でございますが、工事については日和佐こども園の県民局への避難のための避難路を新たに設けるための工事請負費を計上させて頂いております。項の合計を 367,465 千円と致しております。保健衛生費では保健衛生総務費で 10,182 千円を追加致しております。給料では 5,548 千円、職員手当等では 3,308 千円追加致しまして、委託料では 1,326 千円を追加致しております。これは子どもはぐくみ医療システム改修委託料で県の制度改正に伴いますシステム改修でございます。環境衛生費では 4,221 千円を減額致しております。給料で 3,000 千円、職員手当等で 1,500 千円それぞれ減額致しまして、工事請負費では 279 千円を追加致しております。工事につきましては由岐斎場のトイレを和式から洋式にするなどの工事請負費でございます。健康増進費では 160 千円を追加致しております。需用費では 240 千円の追加、コピー機のチャージ料の追加でございます。使用料及び賃借料では 80 千円を減額致しておりますが、電話機のリース料の減額でございます。医療体制整備事業費では補正額はなく、財源内訳の更正を致しております。医療保健センター費では 796 千円を追加、委託料で 180 千円、清掃委託料の追加でございます。使用料及び賃借料では 616 千円を追加、電話機リース料等のリース料の追加及び減額でございます。項の合計を 724,865 千円と致しております。清掃費では清掃総務費で 273 千円を追加、需用費でございましてごみ投棄注意などの看板の作成を計上させて頂いております。項の合計を 174,871 千円と致しております。農業費では農業委員会費で 109

千円を追加、農地情報管理システム保守業務委託料でデータ更新のための委託料でございます。負担金補助及び交付金では1千円を追加、県農業会議の負担金でございます。農業総務費では7,549千円と追加致しておりますけれども人件費の追加、給与それぞれの追加でございます。農業振興費では201千円を追加、旅費については201千円でございますが、これは乙姫米の献穀にかかる旅費でございます。需用費では100千円を減額致しております。原材料費では100千円を追加致しております。東由岐由宇の水路修繕に係るものでございます。農業者年金事務費では158千円を追加、需用費でございますが事務費委託金の増に伴うものでございます。多面的機能支払交付事業費では205千円を追加、負担金補助及び交付金でございますが、活動組織として北河内登地域の追加と西河内府内地域の面積の追加によるものでございます。項の合計を157,547千円と致しております。林業費では林業振興費で1,710千円を追加致しております。負担金補助及び交付金でございますが農村漁村未来創造事業負担金では1,575千円、これにつきましては徳島県森林づくり推進機構が事業主体となり行います儲かる林業のためのドローン技術による高精度森林情報整備事業に対する負担金でございます。その下の森林整備担い手対策基金事業補助金では135千円を追加ということで、新規担い手の対象者が2名から4名に増加したことによるものでございます。森林整備地域活動支援交付金事業では9,720千円を減額致しております。事業の制約等によりまして実施面積が少なくなったことによる減額でございます。項の合計を35,767千円と致しております。水産業費では水産業総務費で421千円を追加、職員手当でございます。項の合計を54,439千円と致しております。商工費では商工総務費で300千円を追加、職員手当等でございます。商工振興費では500千円を追加致しております。負担金補助及び交付金で産業振興研修事業助成金ということで、商工青年部全国大会が11月に沖縄で開催され、そのための出席のための旅費でございます。観光費では3,000千円を追加致しております。需用費で800千円を追加、修繕料でございますけれども大浜海岸のトイレの塗装のやり替えを予定致しております。委託料では2,200千円を追加、道の駅指定管理料の追加でございますが、足湯に係る維持管理費でございます。項の合計を118,933千円と致しております。土木管理費では土木総務費で5,698千円を追加致しております。職員手当で200千円を追加、報償費では315千円、旅費では171千円、需用費では12千円、この報償費から需用費につき

ましては空き家対策協議会開催のための委員への謝金などの経費となっております。委託料では5,000千円を追加致しております。新たな建設残土の受入れ場として阿部の大井地区に設けるためのその造成工事に係る測量設計業務の追加でございます。項の合計を94,329千円と致しております。河川費では砂防費で17,000千円を追加、工事請負費でございまして伊座利生活改善センター裏の急傾斜地崩壊対策工事に係るものでございます。項の合計を53,354千円と致しております。消防費では消防施設費で3,400千円を追加、需用費では400千円でございますが耐震性貯水槽の緊急遮断弁の修繕料の追加でございます。工事請負費では3,000千円を追加致しておりますけれども、阿部の防火水槽の新設工事に係るものでございます。災害対策費では3,707千円を追加致しております。工事請負費で3,620千円でございますけれども、東由岐避難路補修工事、美波病院Wi-Fi整備工事、医療保健センターへのヘリポートの吹き流しのポールの設置の工事に係るものでございます。備品購入費では87千円を追加でAEDを赤松防災拠点施設に設置するための購入費でございます。搬送費では1,500千円を減額致しております。給料と職員手当でそれぞれ減額致しております。総合的な安全防災基盤整備事業では補正額はなく、財源内訳の更正となっております。とくしま0作戦緊急対策事業費では9,000千円を追加致しております。委託料でございまして日和佐地区高台整備事業事前復興計画策定業務に係るものでございます。項の合計を62,389千円と致しております。教育総務費では事務局費で300千円を追加、修繕料でございますが伊座利の教職員住宅及び休校している木岐小学校の施設の修繕料の追加でございます。コミュニティホール運営費でございますが、2,728千円を追加致しております。委託料では228千円で空調機器の点検委託料、工事請負費では2,500千円でございますけれども、コミュニティホールの映像設備の更新に係るものでございます。項の合計を130,084千円と致しております。小学校費では由岐小学校費で305千円を追加、旅費では20千円、需用費では122千円、需用費につきましては消防設備及びリサイクル倉庫の修繕となっております。備品購入費では163千円を追加、家庭科室冷蔵庫の買替等の備品購入でございます。項の合計を56,365千円と致しております。中学校費では日和佐中学校費で428千円を追加、需用費では17千円、消防設備の修繕料、役務費では278千円を追加、理科の薬品の処理の手数料でございます。使用料及び賃借料では8千円で修学旅行費の入場料の追加、備品購入費で

は 125 千円で消火栓ホースなどの消防設備の備品購入でございます。由岐中学校費では 782 千円を追加、需用費で 82 千円、通学路の水銀灯にかかる修繕料、備品購入費では 700 千円を追加、職員用のノートパソコンの 5 台分購入費用でございます。項の合計を 56,563 千円と致しております。社会教育費では社会教育総務費で 434 千円を減額、給料で 1,000 千円を減額致しまして、職員手当等で 566 千円を追加致しております。項の合計を 169,531 千円と致しております。保健体育費では学校給食費で 1,023 千円を追加致しております。需用費で 203 千円を追加、災害時用の保存カレー 630 袋分の追加でございます。工事請負費では 700 千円を追加、湯沸かし器の取り換えに係る工事請負費でございます。備品購入費では 120 千円を追加、由岐給食センターのエアコンの購入でございます。保健体育総務費では 67 千円を追加、グラウンド照明機器の点検に係る手数料でございます。総合体育館運営費では 350 千円を追加、修繕料でございますしてバスケットゴール板の修繕でございます。項の合計を 135,451 千円と致しております。公債費では元金で 750 千円を追加致しまして、利子では 750 千円を減額致しております。地方債償還金の利率に見直しに伴います補正予算でございます。総額は変わりません。次に基金費でございますが、ふるさと振興基金費では 10,000 千円を追加致しております。積立金でございますして薬王寺さんからの指定寄附金を基金についで見立てて活用するための積立金でございます。まちづくり基金費では 36,000 千円を追加致しております。合併特例債による積立金でございますして後年度において有利な基金として活用するため、積立てるものでございます。項の合計を 210,007 千円と致しております。以上で説明とさせていただきます。

議長 説明が終わりました。質疑を行います。
ごまませんか。

中川議員

1 2 番 議員 12 ページの総務管理費の文章の役務費、通信運搬費で 1,700 千円となっておりますが、これはマイナンバー入りの通信を出すための特別な費用ということでしょうか。

議長 総務課長

総務企画課長 役務費の追加につきましては、そのマイナンバーだけでは限らないかも知れないんですけども、こちらで把握している中では税関係でマイナンバーを送る時については厳重に秘密を守るということで、簡易書留で郵送っていうのが言われております。ですからそういった郵送料の分で、非常に 4 月 5 月 7 月ぐらいま

でちょっと郵送料が通常の倍ぐらいの手数料が掛かっておりますので、その補てんということで今回予算計上させて頂いております。

議長 中川議員
 12番議員 ほれはまあ国がまあマイナンバーを書いて送れと、ほういう指示をしてきとるわけですか。まあそれがもしあのうそういう指導でなくて、まあ無理にナンバーはいらんと、書かずに出したらもっと安く納まるわけで、その辺はどんなん、絶対やっぱりマイナンバーは入れないかんのんかどうか、これどんなんですか。

議長 総務課長
 総務企画課長 国からの通達といいますか、指示でございますので、それは入れずに送るということは不可能でございます。市町村の判断ではできないことでございます。

議長 他に、中川議員よろしい
 中川議員
 12番議員 ええっと医療体制整備費 16 ページの保健衛生費のね、これ財源更正だというんですけども、これ見たら国県の支出金を減らしてその分地方債に振りかとう・・・これは何でこんな国のお金じゃなしに、借金で賄えということでしょうか。これどういうわけで。

議長 総務課長
 総務企画課長 医療体制整備事業費につきましては、都市再生の関係の補助金を頂いております。それで補助対象部分っていうのがまあそれで決まってくるわけなんですけれども、その対象部分が減少したということで、あのう今回一部減額させて頂いて、起債でその分を賄うというかたちで予算を補正させて頂いております。

議長 よろしいか。
 寺下議員
 9番議員 16 ページの土木管理費の委託料で、設計委託料これ阿部の大井の残土処分場って言われたと思うんですけど、18、19 ですよ。一応その処理場のこう概要というか、分かる範囲で教えて下さい。

議長 建設課長
 建設課長 お答えさせて頂きます。この度、阿部の大井地区と言いますか、志和岐の養豚場があるところの県道がございますけども、県道から下に向けまして、およそ 3 万 m³ほどの残土を受け入れる、処分をするということで計画をしております。将来的には県道由岐大西線の拡幅といいますか、線形改良にですね、活用していけたらなあということで、県の方とまあ協議は済んでおります。以上でございます。

議 長 他に、永本議員
7 番 議員 ええ9ページの薬王寺さんからの10,000千円非常にありがたい
と思います。社会教育寄附金としております。ところがですね、
歳出の方の社会教育費には入らずにですね、24ページのふるさと
振興基金の方へ入っておりますが、これはどういうことでしょう
か。

議 長 総務課長
総務企画課長 ええ薬王寺さんからの指定寄附金ということで、薬王寺さんの
方はまあ何かに使って、なあ指定なんですけどどれに使って欲しい
ってというのはもちろんございませんでした。それで教育、社会
教育関係等に使って頂きたいということで、現年度平成29年度で
それを充当してってということもあり得るんですけども、なんら
かのかたちで残すためにはやはり少し考えてですね、基金として
一旦積立てますけれども、分かりやすく薬王寺さんの基金は
10,000千円はこれに使われましたってというような、分かりやすい
使用をしたいということで、一旦基金に積立てさせて頂いております。

議 長 これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(なし)
「討論なし」と認めます。
これから議案第58号「平成29年度 美波町一般会計補正予算
(第2号)」を採決します。
お諮りします。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
(賛成 10 : 反対 1)

(賛成 1番・2番・3番・6番・7番・8番・9番・10番・11番・12番 : 反対 4番)

「起立多数」です。
よって議案第58号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第59号「平成29年度 美波町国民健康保険事業
特別会計補正予算(第2号)」を議題と致します。

当局の説明を求めます。

税務課長

税 務 課 長 ご説明致します。議案第59号「平成29年度 美波町国民健康
保険事業特別会計補正予算(第2号)」、平成29年度美波町の国民
健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は次に定めるところに

よる。(歳入歳出の予算の補正) 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 255 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,288,466 千円とする。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。平成 29 年 9 月 13 日提出、美波町長、影治信良。

今回の補正の主な内容につきましては、国保税の当初賦課が行われ、調定税額が確定したことによる調整と、退職被保険者等高額療養費の追加でございます。3 ページお願い致します。歳入歳出予算事項別明細書により、款について補正額のみご説明致します。歳入につきましては、国民健康保険税で 7,089 千円を減額しまして 144,367 千円とし、国庫支出金で 7,874 千円を追加しまして、308,734 千円とし、歳入の合計を 1,288,466 千円としております。4 ページをお願い致します。歳出につきましては総務費で 190 千円を追加しまして 25,425 千円とし、保険給付費で 1,750 千円を追加しまして 729,573 千円とし、前期高齢者納付金等で 4 千円を追加しまして 398 千円とし、諸支出金では 61 千円を追加しまして 1,174 千円、予備費では 1,750 千円を減額しまして 4,647 千円とし、歳出の合計を 1,288,460 千円としております。5 ページお願い致します。歳入歳出の項と目について補正額のみご説明致します。歳入の内訳につきましては、国民健康保険税の一般被保険者国民健康保険税で 4,762 千円を減額しまして 141,698 千円とし、退職被保険者等国民健康保険税で 3,047 千円を減額しまして 2,669 千円とし、項の合計を 144,367 千円としております。これは当初課税が行われた調定税額が確定したことによる調整であります。国庫支出金では財政調整交付金で 7,874 千円を追加しまして、119,191 千円とし項の合計を 123,860 千円としております。繰入金では一般会計繰入金で 190 千円を追加しまして、133,061 千円とし、項の合計を 133,061 千円にしています。法令に基づく繰入金でございます。7 ページお願い致します。歳出内訳につきましては総務管理費の一般管理費で 190 千円を追加しまして 23,345 千円とし、項の合計を 25,325 千円としております。通勤手当の追加であります。療養諸費の一般被保険者等高額医療費の財源の組替でございます。高額療養費の退職被保険者等高額療養費で 1,750 千円を追加しまして、3,132 千円とし項の合計を 95,526 千円としております。財源不足が生じたことによる追加でございます。前期高齢者納付金等では 4 千円追加しまして 388 千円とし、項の合計を 398 千円としています。当初課税、調定税額の確定に

よりまして当該納付金が確定したことに伴う追加であります。8ページをお願いします。償還金及び還付加算金の退職被保険者等償還金では61千円を追加しまして62千円とし項の合計を1,173千円としております。これは平成28年度退職者医療療養給付費等交付金確定による返納金です。予備費では1,750千円を減額致しまして項の合計を4,647千円としております。以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。質疑を行います。

中川議員

12番議員 ええっと5ページの国庫補助金が特別調整交付金7,000千円余り、7,800千円余り入っておるんですが、これは何で入ってきたんでしょうか。まあほの分保険税を減らして国庫支出金で埋めると。国庫支出金を給付費に回せることでいいことだと思うんですけど、なんで特別調整交付金が入って来たんでしょうか。あのう事情。

議長 税務課長

税務課長 ちょっと小休して下さい。

議長 小休します。

(時に 14時17分)

(小休中)

(時に 14時17分)

議長 再開します。

税務課長

税務課長 えっと財政調整交付金につきましては、平成28年度国民健康保険特別会計決算による追加交付見込額でございます。

議長 他にございませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なし)

「討論なし」と認めます。

これから議案第59号「平成29年度 美波町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)」を採決します。

お諮ります。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成 11: 反対 0)

「起立多数」です。

よって議案第59号は原案のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 60 号「平成 29 年度 美波町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）」を議題と致します。

当局の説明を求めます。

水道課長

水道課長

ご説明致します。議案第 60 号「平成 29 年度 美波町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）」、平成 29 年度美波町の簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 15,586 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 108,415 千円とする。第 2 項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。平成 29 年 9 月 13 日提出、美波町長、影治信良。

今回の補正は前年度繰越金を歳入へ計上し、基金積立金及び予備費へ予算を追加計上するものでございます。3 ページをお願い致します。款について補正額のみ説明させて頂きます。まず歳入でございますが款 6 繰越金 15,586 千円の追加、歳入合計補正前の額 92,829 千円、補正額 15,586 千円、計 108,415 千円でございます。次のページをお願い致します。次に歳出でございますが、款 5 諸支出金 2,000 千円の追加、款 6 予備費 13,586 千円の追加、歳出合計補正前の額 92,829 千円、補正額 15,586 千円、計 108,415 千円でございます。なお財源につきましては全て一般財源でございます。次に項と目につきましてご説明致します。項 1 繰越金、目 1 繰越金 15,586 千円の追加でございます。次のページをお願い致します。項 1 基金費、目 1 財政調整基金費 2,000 千円の追加でございます。項 1 予備費、目 1 予備費 13,586 千円の追加でございます。以上で説明を終わります。よろしくお願い致します。

議

長

説明が終わりました。質疑を行います。

ございませんか。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（なし）

「討論なし」と認めます。

これから議案第 60 号「平成 29 年度 美波町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）」を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成 11：反対 0）

「起立多数」です。

よって議案第 60 号は原案のとおり可決されました。

日程第 11 議案第 61 号「平成 29 年度 美波町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）」を議題と致します。

当局の説明を求めます。

福祉課長

福 祉 課 長

ご説明致します。議案第 61 号「平成 29 年度 美波町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）」、平成 29 年度美波町の介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 114,028 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,363,220 千円とする。第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正による」平成 29 年 9 月 13 日提出、美波町長、影治信良。

今回の補正の主な内容につきましては、前年度決算が確定したことに伴う繰越金等の追加及び地域包括支援システムの改修に伴う追加でございます。3 ページの方お願い致します。歳入歳出予算事項別明細書により、款について補正額のみご説明致します。歳入につきましては保険料で 38 千円を追加しまして 223,645 千円とし、国庫支出金では 65 千円を追加しまして 334,879 千円とし、県支出金では 32 千円を追加しまして 175,609 千円とし、繰入金に 32 千円を追加しまして 174,518 千円とし、繰越金に 113,861 千円を追加しまして 113,862 千円とし、歳入の合計を 1,363,220 千円としております。次に 4 ページをお願い致します。歳出につきましては地域支援事業費で 167 千円を追加しまして 70,714 千円とし、諸支出費では 71,445 千円を追加しまして 71,747 千円とし、予備費では 42,416 千円を追加しまして 42,421 千円とし、歳出の合計を 1,363,220 千円としております。次 5 ページをお願い致します。歳入歳出の項と目について補正額のみご説明致します。歳入の内訳につきましては介護保険料の第 1 号被保険者保険料で 38 千円を追加しまして項の合計を 223,645 千円としております。これは地域包括支援システムの改修に伴う追加であります。国庫補助金の地域支援事業交付金では 65 千円を追加しまして 20,984 千円とし、項の合計を 124,866 千円としております。これについても地域包括支援システムの改修に伴う追加であります。県補助金の地域支援事業交付金では 32 千円を追加しまして、項の合計を 10,490 千円としております。これについても同様にシステム改修

に伴う追加であります。一般会計繰入金の地域支援事業繰入金では 32 千円を追加しまして 10,490 千円とし、項の合計を 174,518 千円としております。これにつきましても同様システム改修に伴う追加であります。6 ページをお願い致します。繰越金では 113,861 千円を追加しまして、項の合計を 113,862 千円としております。これは前年度決算に伴う繰越金であります。7 ページをお願い致します。歳出の内訳につきましては包括的支援事業 2 事業の包括的継続的ケアマネージメント事業費で 167 千円を追加しまして 18,444 千円とし、項の合計を 23,420 千円としております。これにつきましてもシステム改修に伴う追加であります。償還金及び還付加算金では国庫支出金等過年度分の返還金と致しまして 47,436 千円を追加し、項の合計を 47,737 千円と致しております。これは前年度決算の確定に伴いまして介護給付費の国庫分と致しまして 22,481,513 円、県費で 18,309,513 円、支払基金に対しましては 3,309,951 円、地域支援事業の国庫分で 275,062 円、地域支援事業の支払基金分では 3,060,691 円を返還するものです。繰出金の一般会計繰出金では 24,009 千円を追加し、項の合計を 24,010 千円としております。これは前年度決算の確定に伴う返還金としまして、介護給付費分では 16,733,889 円、地域支援事業分では 1,335,440 円、事務費で 2,325,955 円、介護予防支援計画作成料につきましては 3,614,700 円を一般会計へ繰出すものです。予備費では 42,416 千円を追加致しまして、8 ページの方をお願い致します。項の合計を予備費で 42,421 千円としております。以上で説明を終わります。

議

長

説明が終わりました。質疑を行います。

ございませんか。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なし)

「討論なし」と認めます。

これから議案第 61 号「平成 29 年度 美波町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）」を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成 11：反対 0)

「起立多数」です。

よって議案第 61 号は原案のとおり可決されました。

小休します。

(時に 14 時 32 分)

(小休中)

(時に 14時50分)

議長

再開します。

日程第12 議案第62号「平成29年度 美波町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第1号)」を議題と致します。

当局の説明を求めます。

岡本事務長

診療所事務長

議案第62号をご説明致します。「平成29年度美波町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第1号)」、平成29年度美波町の国民健康保険診療所特別会計補正予算は次に定めるところによる。(歳入歳出予算の補正)第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,762千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ304,137千円とする。2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。平成29年9月13日提出、美波町長、影治信良。

3ページをお願い致します。3ページで総括で歳入歳出予算事項別明細書の款について補正額のみ申し上げます。歳入の繰越金で補正額8,762千円を追加し、計を8,764千円とし、歳入合計を304,137千円と致しております。前年度の決算が確定したことに伴いましての繰越金の追加です。続きまして次のページをお願い致します。4ページの歳出の総務費に2,088千円を追加し、計を227,581千円とし、予備費に5,954千円を追加し、計を5,956千円とし、歳出合計を304,137千円と致しております。次のページをお願い致します。続きまして歳入歳出の項と目について補正額を申し上げます。歳入の繰越金に8,762千円を追加し、計を8,764千円と致しております。日和佐診療所、阿部診療所分の前年度繰越金です。次のページをお願い致します。歳出で総務管理費の一般管理費に2,088千円を追加し、計を227,581千円と致しております。阿部診療所分の賃金から2,232千円を減額し、負担金補助及び交付金で阿部診療所分に5,040千円を追加致しております。続きまして予備費で5,954千円を追加し、計を5,956千円と致しております。以上です。よろしくお願い致します。

議長

説明が終わりました。質疑を行います。

ございませんか。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

「討論なし」と認めます。

これから議案第 62 号「平成 29 年度 美波町国民健康保険診療
所特別会計補正予算（第 1 号）」を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成 11：反対 0）

「起立多数」です。

よって議案第 62 号は原案のとおり可決されました。

日程第 13 議案第 63 号「平成 29 年度 美波町後期高齢者医療
特別会計補正予算（第 1 号）」を議題と致します。

当局の説明を求めます。

福祉課長

福 祉 課 長

ご説明致します。議案第 63 号「平成 29 年度 美波町後期高
齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」、平成 29 年度美波町の後期高
齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによ
る。（歳入歳出予算の補正）第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳
出それぞれ 4,453 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出
それぞれ 149,753 千円とする。第 2 項 歳入歳出予算の補正の款
項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の
金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。平成 29 年 9 月 13
日提出、美波町長、影治信良。

今回の補正の主な内容につきましては前年度決算が確定したこ
とに伴う調整であります。3 ページの方をお願い致します。歳入
歳出予算事項別明細書により、款について補正額のみご説明致し
ます。歳入につきましては繰越金で 4,451 千円を追加しまして
4,452 千円とし、諸収入で 2 千円を追加しまして 206 千円とし、
歳入の合計を 149,753 千円としております。4 ページをお願い致
します。歳出につきましては後期高齢者医療広域連合納付金で
4,041 千円を追加しまして 148,170 千円とし、諸支出金で 412 千
円を追加しまして 614 千円とし、歳出の合計を 149,753 千円とし
ております。次 5 ページをお願い致します。歳入歳出の項と目
について補正額のみご説明致します。歳入の内訳につきましては繰
越金で 4,451 千円を追加しまして、項の合計を 4,452 千円として
おります。これは平成 28 年度後期高齢者医療特別会計の決算額が
確定したことに伴う繰越であります。雑入につきましては 2 千円
を追加しまして、項の合計を 3 千円としております。これは前年
度決算に伴う端数処理の関係であります。次 6 ページをお願い致
します。歳出の内訳につきましては後期高齢医療広域連合納付金

で 4,041 千円を追加しまして項の合計を 148,170 千円としております。これにつきましても前年度の保険料が確定したことに伴う追加であります。繰出金の他会計繰出金では 412 千円を追加しまして項の合計を 413 千円としております。これは前年度決算に伴う一般会計の繰出しであり、事務費の精算として一般会計へ繰出すものであります。以上で説明を終わります。

議

長

説明が終わりました。質疑を行います。
ございませんか。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(なし)

「討論なし」と認めます。

これから議案第 63 号「平成 29 年度 美波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
起立願います、賛成の方。

小休します。

(時に 14 時 59 分)

(小休中)

(時に 15 時 00 分)

議

長

再開します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
(賛成 11 : 反対 0)

「起立多数」です。

議案第 63 号は原案のとおり可決されました。

日程第 14 議案第 64 号「徳島県後期高齢者医療広域連合議員の選出について」を議題と致します。

当局の説明を求めます。

総務課長

総務企画課長

ご説明致します。議案第 64 号「徳島県後期高齢者医療広域連合議員の選出について」、地方自治法第 118 条の規定により徳島県後期高齢者医療広域連合議員の選出を求めます。平成 29 年 9 月 13 日提出、美波町長、影治信良。

この議案につきましては広域連合議員の任期について市町村の議会の議員又は町長の任期によることとされておりまして、広域連合議員でありました美波町長の任期がこの 8 月 22 日で満了となったことに伴いまして、徳島県後期高齢者医療広域連合規約第 8 条の規定にもとづきまして選挙による広域連合議員の選出を求め

議

るものでございます。選出の方法につきましては地方自治法第118条の規定を準用し、投票または指名推薦となっております。よろしくお願い致します。

長 説明が終わりました。選挙方法につきましては、地方自治法第118条の規定を準用し、選出したいと思えます。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法118条第2項の規定によって指名推薦にしたいと思えますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

選出の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

議長が指名することに決定しました。徳島県後期高齢者医療広域連合議員に影治町長を指名します。

お諮りします。

ただ今、議長が指名しました影治町長を徳島県後期高齢者医療広域連合議員の当選人に認めることに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

徳島県後期高齢者医療広域連合議員に、影治町長が決定しました。

追加日程 本日、町長から議案第65号「物品購入契約（日和佐公民館マイクロバス）の締結について」が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思えます。また日程の順序を変更し、審議したいと思えます。ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

議案第65号「物品購入契約（日和佐公民館マイクロバス）の締結について」を日程に追加し、追加日程1として議題とすることに決定しました。

議案第65号「物品購入契約日和佐公民館マイクロバスの締結について」を議題と致します。

町長に提案説明を求めます。

町長

町長 本日、追加提案させて頂いた議案第 65 号「物品購入契約（日和佐公民館マイクロバス）の締結について」、その概要をご説明申し上げます。

現在、日和佐公民館において使用しているマイクロバスは、本年度で 22 年が経過し、老朽化により買い替えるものであります。9 月 15 日に指名競争入札を行った結果、モリオート有限会社が 8,270,910 円、請負率 77.63% で落札致しました。なお、納期は議会の議決の日の翌日から平成 30 年 2 月 28 日までと致しております。

本契約は、予定価格が 7,000 千円以上であることから、美波町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。なお、議案の詳細につきましては、担当課長から説明を致しますので、どうぞよろしくお願い致します。

議長 説明が終わりました。

追加日程第 1 議案第 65 号「物品購入契約（日和佐公民館マイクロバス）の締結について」を議題とします。

当局の説明を求めます。

坂本社会教育課長

社会教育課長 それではご説明させていただきます。議案第 65 号「物品購入契約（日和佐公民館マイクロバス）の締結について」、美波町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（平成 18 年美波町条例第 50 号）第 3 条の規定に基づき、指名競争入札に付したマイクロバスの購入について、下記のとおり物品購入契約を締結するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決を求める。平成 29 年 9 月 22 日提出、美波町長、影治信良。記、1 契約の目的、日和佐公民館マイクロバス購入。2 契約の方法、指名競争入札。3 契約の金額、8,270,910 円。4 契約の相手方、海部郡美波町奥河字櫛ヶ谷 144-1 モリオート有限会社 代表取締役 森晃。

今回のマイクロバスの購入につきましては、先ほど町長の方から提案理由を申しましたとおり、老朽化しております現在のマイクロバスの買替の事案でございます。今回購入するマイクロバスにつきましては、宝くじの助成事業を財源に当て込んでおります。それで一番の特長が車いすを 2 台積み込むことができるバスにな

っております。その関係上、定員が現在のマイクロバスの28名から車いすの2台分を含めた23名ということで、若干定員数が減少致しております。なお契約期間が平成30年2月28日までに納期ということで、これにつきましては車いすを入れる、積み込むための装置等の車の改良に時間を要したため、平成30年2月28日までの契約期間と致しております。以上簡単でございますが、説明とさせていただきます。

議長 説明が終わりました。質疑を行います。
岩瀬議員

2番議員 こういうマイクロバスの入札とかいう時には、車の車種とかそういうのを決めて、統一してやつでこれ入札するんですか。

議長 社会教育課長

社会教育課長 今回の入札におきましては、車体の大きさは指定しております。それと定員数も22名以上ということで、当然修理等もありますので国産のすぐに修理の対応できるものということで、指名入札に付しております。

議長 北山議員

4番議員 今回の指名は何社を指名されたんですか。そして何社が競走入札に加わったのか、教えて下さい。

議長 社会教育課長

社会教育課長 今回の指名入札につきましては、町内の5業者に指名通知を致しておりました。そのうち3社から入札がありまして、その中からモリオート有限会社の方が最低落札価格ということとなっております。以上でございます。

議長 戎野議員

9番議員 えっとですね、宝くじの助成対象事業ということなんですが、ええ助成としてどの程度、まあ、がされるのか、町の負担でどの程度あと追加するのか、その点を説明を受けたいと思います。

議長 社会教育課長

社会教育課長 お答え致します。当初の予算では10,000千円を超える事業でありまして、その内10,000千円までを宝くじの助成で賄えるということでした。今回まあ落札金額が決定致しましたので、今後10,000千円より減額のこと、宝くじの方に変更申請等を行いますので、きちんと正確にこの金額というのが決定がまだでございますが、ほぼ一般財源、町の持出がないというかっこうで申請を上げていきたいと考えております。

議長 他にございませんか。

中川議員

1 2 番 議 員 あのうち現在公民館にあるバスを運転する人が決まっていると思うんですが、今回の新しいバスについてはほの車いすを載せるという装置がついとるというんですけれども、特別な資格とか、そんな人はいるんでしょうか。あるいは誰でも使えるものなんでしょうか、ほの辺はどんなんでしょう。

議 長 社会教育課長

社会教育課長 お答え致します。現在のマイクロバスの使用につきましても、各種団体等でおの方にというふうに事前に免許証の提示を受けまして、方に確認をしまして運転をして頂いております。今回の車いすの積み込みにつきましてもリフトでまあ専門的な知識がなくても一応詰め込める段になっております。ただ車いすを利用者でありますので、理想としましては車いすのいわゆる介護・看護が出来る方が同乗して頂けたら一番ありがたいんですけれども、特に免許が積み込みのための免許が必要であるというふうなことはございません。以上です。

議 長 他にございませんか。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なし)

「討論なし」と認めます。

これから議案第 65 号「物品購入契約（日和佐公民館マイクロバス）の締結について」を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成 11 : 反対 0)

「起立多数」です。

よって議案第 65 号は原案のとおり可決されました。

日程第 15 請願についてを議題と致します。

請願第 2 号「国民健康保険都道府県単位化に係る意見書提出に関する請願について」、文教厚生委員会委員長の報告を求めます。

向山委員長

1 0 番 議 員 それでは請願の審査について結果を報告致します。平成 29 年 9 月 22 日美波町議会議長、川尻竹藏殿。文教厚生委員会委員長、向山篤宏。本委員会に付託されました請願を審査した結果、お手元にあるように次のとおり決定しましたので、会議規則第 91 条第 1 項の規定により、報告致します。

請願番号、受理番号 2、付託年月日、平成 29 年 6 月 14 日、件名、要旨、紹介議員氏名、国民健康保険都道府県単位化に係る意

見書提出に関する請願。中川尚毅。提出者住所氏名、徳島市北前川町4丁目11の2、井上隆。審査結果、一部採択。

審査の経過を報告致します。去る6月定例会におきまして議長から付託されました、「国民健康保険都道府県単位化に係る意見書提出に関する請願について」、文教厚生委員会は委員全員出席の下、3回の委員会を開催し審議を行いました。第1回目の6月30日には、請願者側から請願に至った経緯等の説明を受けました。説明では、道府県化に当たって国保料の試算が徳島県では示されず、県民の意見が反映されない、市町村の事務が進まないことで事業費納付金・標準保険料試算を一刻も早く公表してもらいたい。保険料が上がる市町村においては、住民に十分理解を求める必要があり、その期間が必要である。国民健康保険事業は構造的な問題があるため、補助金を増額して被保険者の払える保険料として欲しい。などが主な説明でした。第2回目の委員会では各公的医療制度の比較表等頂いた資料を審査の参考として請願の4項目について意見を交わしました。また、徳島県の取り組みの現状等の説明を受けたいとの意見がありました。その意見をもとに、徳島県の担当者から説明を受けるため日程調整を行いました。調整がつかず第3回目の委員会を9月6日に開催し、税務課長から都道府県化向けの事務のスケジュール予定の説明を受けました。委員からは委員会として新制度に向けてスムーズに移行できるようにサポートしなければいけない。新制度の運営方針や納付金確定も急ぐのではないかなどの意見がありました。請願事項につきましても、4つの項目が示されており、意見の集約をしますと、①「事業費納付金・標準保険料試算を一刻も早く公表すること」については、9月12日に徳島県が公表することが分かり、意見書を提出する前に実現することが分かりました。②「国の補助を増額し、払える保険料とすること」については、国の財政支援はお願いしたい。③「一般会計法定外繰入、保険料決定など、市町村における賦課決定権を侵害しないこと」については、一般会計法定外繰入は問題がない、市町村における賦課決定権は侵害していない。④「備が整わないまま拙速な実施はせず、延期することも検討すること」については、すでに、平成30年度に向けて全国で準備を進めており、準備が整わないままでは、現実には実施ができないのは明らかであるという意見がありました。以上各項目について委員の意見が分かれたため、請願の各事項ごとに採決することに致しました。

採決結果については、①「事業費納付金・標準保険料試算を一

刻も早く公表すること」は不採択。②「国の補助を増額し、払える保険料とすること」は採択。③「一般会計法定外繰入、保険料決定など、市町村における賦課決定権を侵害しないこと」は不採択。④「備が整わないまま拙速な実施はせず、延期することも検討すること」については不採択となり、当委員会としては②の「国の補助を増額し、払える保険料とすること」のみを採択する一部採択となりました。以上報告とします。

議 長

報告が終わりました。質疑を行います。

ございませんか、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

中川議員

1 2 番 議 員

私がこの請願を紹介したんですけれども、一部採択となったのは非常に残念であります。というのはこの意見書（案）にもあるように、国保というのは皆さんもご承知のようにどこにも被用者保険に入れない人が中心のもう、まあいうたらセイフティネットですね。そういう意味では非常にもう大事な保険であります。これを今回この都道府県化、県単位化するということは、確かに小規模保険者の財政運営を安定化させるというていますが、まあその、いや賛成討論。えっ、反対、ああごめんなさい。ほやけど手挙げただけでは分からんだろう

議 長

小休します。

(時に 15時24分)

(小休中)

(時に 15時24分)

議 長

再開します。

討論、反対討論。

江本議員

3 番 議 員

ええこの国民保険、国民健康保険都道府県単位化に係る意見書提出に係る請願ということですが、今、付託を受けた文教厚生委員長の委員長からの報告によりますと、まあ一部採択という案件で、項目①②③④の中でまあ②だけ採択というかたちの報告ございました。しかしこの請願に対しては、この4項目全て入ったってというような請願に取れるので、これについては私の方では納得しかねないということで反対致します。

議 長

小休します

(時に 15時25分)

(小休中)

(時に 15時26分)

- 議 長 再開します。
ええ委員長報告に沿ってですね、一部不採択になっとなんで、ひとつひとつやります。はい。
ほなもう反対討論。
小休します。
(時に 15時27分)
(小休中)
(時に 15時28分)
- 議 長 再開します。
これから請願第2号「国民健康保険都道府県単位化に係る意見書の提出に関する請願」を委員長の報告のとおり、各事項ごとに分けて採決します。
小休します。
(時に 15時28分)
(小休中)
(時に 15時29分)
- 議 長 再開します。
お諮りします。
この請願事項1事業費納付金
小休します。
(時に 15時29分)
(小休中)
(時に 15時30分)
- 議 長 再開します。
これから請願第2号「国民健康保険都道府県単位化に係る意見書提出に関する請願」を委員長の報告のとおり、各事項に分けて採決します。
お諮りします。
委員長の報告のとおり、各事項に分けてを採決します。
お諮りします。
小休します。
(時に 15時30分)
(小休中)
(時に 15時39分)
- 議 長 再開します。
ええこれから請願第2号「国民健康保険都道府県単位化に係る意見書提出に関する請願」を委員長の報告のとおり、各事項に分けて採決したいと思います。

お諮りします。

委員長報告のとおり、各事項に分けて採決することに賛成の方は起立願います。

(賛成 10 : 反対 1)

(賛成 1番・2番・4番・6番・7番・8番・9番・10番・11番・12番 : 反対 3番)

「起立多数です」

よって本案は委員長報告のとおり採決しました。

小休します。

(時に 15時41分)

(小休中)

(時に 15時41分)

議 長

再開します。

委員長報告のとおり、各事項別に分けて採決致します。

小休します。

(時に 15時42分)

(小休中)

(時に 15時42分)

議 長

再開します。

これから請願第2号「国民健康保険都道府県単位化に係る意見書提出に関する請願」を委員長の報告のとおり、各事項に分けて行います。

お諮りします。

この請願事項①の「事業費納付金・標準保険料試算を一刻も早く公表すること」に委員長報告は不採択です。「事業費納付金・標準保険料試算を一刻も早く公表すること」を採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成 2 : 反対 9)

(賛成 3番・12番 : 反対 1番・2番・4番・6番・7番・8番・9番・10番・11番)

よって、すいません。

「少数」です。

よって請願①の「事業費納付金・標準保険料試算を一刻も早く公表すること」は不採択とすることに決定しました。

お諮りします。

この請願第2号の、請願事項②の「国の補助を増額し、払える保険料とすること」に対する委員長報告は採択です。国の補助を増額し、払える保険料とすること」を採択することに賛成の

小休します。

(時に 15時45分)

(小休中)

(時に 15時46分)

議

長

再開します。
ええ賛成反対の討論行いたいと思います。②です。
反対が先です。討論ありませんか。

(なし)

「討論なしと」

賛成の方ございませんか、討論。

再開します。

それでは続いて請願第2項②の「国の補助を増額し、払える保険料とすること」に対する委員長報告は採択です。「国の補助金を増額し、払える保険料とすること」を採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成 11：反対 0)

「賛成多数」です。

よって請願事項②の「国の補助を増額し、払える保険料とすること」は採択とすることに決定しました。

お諮りします。

小休します。

(時に 15時48分)

(小休中)

(時に 15時49分)

議

長

再開します。
請願事項③の件につきまして、討論ございませんか。
反対討論からです。ほな反対討論はなしと。
小休します。

(時に 15時49分)

(小休中)

(時に 15時49分)

議

長

再開します。
この請願事項③の「一般会計法定外繰入、保険料決定など、市町村における賦課決定権を侵害しないこと」に対する委員長報告は、対して討論を行います。

反対意見から討論願います。ありませんか。

小休します。

(時に 15時50分)

(小休中)

(時に 15時56分)

議 長 再開します。
この請願事項③「一般会計法定外繰入、保険料決定など、市町村における賦課決定権を侵害しないこと」に対して討論を行います。

反対
「討論なし」と
小休します。

(時に 15時57分)

(小休中)

(時に 15時57分)

議 長 再開します。
賛成討論。

中川議員

1 2 番 議 員 あのうち今回の国保の県単位化について、まあ市町村が事務が楽になると、安定するとかそういうメリットを強調しておるんですが、その反面例えば各自治体が努力してさまざまな減免制度をつくってきたんですが、そういうこの法定外繰入は許さんということになると、そういうのが全て水の泡になってしまうということが1つ。それから保険料の決定も決められてしまうと今までは保険税は各自治体で決めておったんですが、一律のそういうふう決められてしまうと、まあ今のところは統一はされてないんですけども、徴収に、徴収率をあげようということ、強引なとか無理な取り立てが横行しないかということが心配されます。そういうことからやはり従来とおりの賦課決定権を市町村に残して欲しいと、そういうことでこの請願を出してきたわけでありますから、私はこのとおりして欲しいと考えます。以上

議 長 他にございませんか。

それではお諮りします。

「一般会計法定外繰入、保険料決定など、市町村における賦課決定権を侵害しないこと」を採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成 2 : 反対 9)

(賛成 9番・12番 : 反対 1番・2番・3番・4番・6番・7番・8番・10番・11番)

「起立少数」です。

よって請願事項③の「一般会計法定外繰入、保険料決定など、市町村における賦課決定権を侵害しないこと」を不採択とすることに決定しました。

続いてお諮りします。

この請願事項④「準備が整わないまま拙速な実施はせず、延期することも検討すること」に対する、することにこれから討論を行います。

討論ございませんか。まずは反対者の発言を許可します。

小休します。

(時に 16時01分)

(小休中)

(時に 16時01分)

議長 再開します。

賛成者の意見を求めます。

中川議員

12番議員

ええこの県単位化についてはさっきも言うたデメリットとしてそういう徴収強化が起こるとということなどのデメリットがあるということ、先ほど言いましたが、今回の試算から来年4月の実施までが非常に期間が短いと、ほういうことで、そんな中でいろいろな混乱が起こるんじゃないかということをお心配しておりました、そういう意味で無理に急ぐことはない、十分準備をしてからやるべきだと、そういうことでまあこういう請願を出してきたというふうに理解しておりますので、是非ともこれを採択して頂きたいと思います。

お諮りします。

「準備が整わないまま拙速な実施はせず、延期することも検討すること」を採決、採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成 1：反対 10)

(賛成 12番：反対 1番・2番・3番・4番・6番・7番・8番・9番・10番・11番)

「起立少数」です。

よって請願事項④の「準備が整わないまま拙速な実施はせず、延期することも検討すること」は不採択とすることに決定しました。

続いて請願第3 失礼しました。

再開します。

続いて請願第3号「現在のインターネット配信の会議中継に議会議中継に議案審議の映像を含めた中継を求める請願について」を議題とします。

小休します。

(時に 16時04分)

(小休中)

(時に 16時05分)

- 議 長 再開します。
続いて議案第3号
小休します。
(時に 16時05分)
(小休中)
(時に 16時07分)
- 議 長 再開します。
ごめん、ちょっと今、小休中。
(時に 16時08分)
(小休中)
(時に 16時30分)
- 議 長 再開します。
続いて請願第3「現在のインターネット配信の議会中継に、議
会中継に議案審議の映像を求めた中継を、含めた、すいません、
含めた中継を求める請願」についてを議題と致します。
テレビ中継特別委員会委員長の報告を求めます。
戎野委員長
- 9 番 議 員 お手元に配布された請願審査報告書に則って、審査結果につい
て報告を規定によりしてまいりたいと思います。美波町議会議長、
川尻竹藏殿。テレビ中継特別委員会委員長、戎野博。請願の審査
報告書でございます。規定により審査結果が採択されましたこと
を報告します。なおこの請願の受理番号はお手もとの請願書のあ
りますように、請願第3号でございます。以下テレビ中継特別委
員会におきまして、審議されました経過の委員長報告を行います。
去る9月20日テレビ中継特別委員会に付託された現在のインタ
ーネット配信の議会中継に議案審議の映像を含めた中継を求める
請願について、紹介議員4名の出席のもと、第1回の委員会を委
員会室において開催し、審議を行いました。現在町長提案説明と
一般質問のインターネット配信におけるパソコン等での録画映像
視聴に議案審議の映像を加える請願の要望について、主なる質疑
として技術的問題等に関連する意見を出し合い、先進地事例を参
考にしながら討論し、次の課題について検討を加えました。1番
ネット配信上での審議映像切り替えの技術的な問題点。①議長の
指名で議員の自席から質問し、理事者側も自席にて答弁する現在
のままの審議放映の方法についての問題点。それについて質疑
の中です、これは採決時にモニター画面で見ると最前列の左
右の議員の全体の賛否状況が映らないという状況になります。委
員からその議員席を映像が映る空の席に移動すればよいとの意見

も出され、その問題は解決が可能であると思われます。②既にインターネット中継を配信している那賀町・東みよし町等のように、議案審議を議員は質問席に登壇し、理事者側も答弁席にて答弁する方法が考えられます。この方法は映像の切替もスムーズですが、議長の指名後発言席への移動時間が少しかかります。その協力が理事者側にも必要となってくるなどの意見がございました。また発言者にカメラのモニターが見られないとの意見も出されましたし、他町のようにその点についてはモニターテレビ画面を設置すれば解決するのではないかとということがありました。2点目に映像追加の経費の問題が上げられました。委員からの意見として費用について議会事務局長より議会中継システムの年間約450千円専用回線代が年間約230千円など説明がございました。現在録画放映中の時間拡大では大きな出費をとまわらないであろうとの説明があり、委託先のケーブルテレビの子会社ADSとの最終折衝が今後残されております。なお録画映像については小休中を除いた編集ビデオを議会事務局から現在データ送信を、データ送信を行っていますが、今後審議のやり取りを住民が視聴した場合、小休後の再開時の状況が分かりにくくなるので、編集時に説明のテロップを入れるか、議長が途中経過が分かりやすいように何々についてというふうな発言を入れる必要があるのではなどの意見が委員から提起されました。また議案審議を早く放映すべきであり、合わせて現在のインターネット環境の中で視聴、見る手順を広報で周知していくべきであるなど、委員からの提起がございました。その他、付託された委員会の委員長報告だけを放映している議会も見受けられますが、審議過程を移す方がより分かりやすい、また議会の了承を得ているであろうと思われますが、YouTube等を使って放映しているところはスマートフォン等で、等でも容易に見ることが出来ます。ただ議会及び事務局でこれらのSNSを利用する場合は経費が掛からずとも手間がかかってまいります。今後12月定例会から議会テレビ中継の実況放送を実施する阿南市議会への視察も時期を見て行っていくことも確認致しました。本来インターネット配信を実施した折、議案審議を含めてネット上ではあるとはいえ、町民が審議を見ることが出来るサービスに取り組むべきと、取り組みべきであったとの反省にたち、早急にこれらのごとに取り組む必要性を確認し合いました。委員会のまとして請願に対して「異議なし」との全委員の確認をもとに、当委員会は請願を採択致しました。以上テレビ中継特別委員会の方向と致します。以上です。

- 議 長 報告が終わりました。質疑を行います。
ございませんか。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(なし)
「討論なし」と認めます。
はい、小休します。
(時に 16時38分)
(小休中)
(時に 16時38分)
- 議 長 再開します。
まずは原案に対しての発言を許可します。
原案に反対の討論ございませんか。
江本議員
- 3 番 議 員 少しいろんな問題点が上げられておりますので、この請願に対してもう少し具体的な詰めっていうことが必要であると思うので、私は請願に対してもう少し時間を掛けてするべきだろうということ、反対の立場をとっております。
- 議 長 他に反対の意見ではないんやね。すいません。
はい、再開します。
寺下議員
- 8 番 議 員 はい、賛成の立場から討論させていただきますが、先ほど委員長報告にもありましたように、議場におけるモニターテレビ画面の設置でありますとか、映像追加に係る費用の問題。また審議のかたちを変更する場合の協議もまだ残っておりますので、引き続き調査研究を進めて、見る側により見やすいかたちでお示しできるように努めることを再度意見として申し上げ、賛成討論と致します。
- 議 長 ええこれから請願第3号、まだ賛成討論あるんですか。
再開します。
北山議員
- 4 番 議 員 討論でいいですか。はい。私もあのう賛成の立場で討論をさせて頂きたいと思います。このあのう請願の中に請願事項として書かれております②インターネット議会中継の見る手順の周知を求めると、こういうことが書かれております。現在もインターネット議会中継を現在実施しておりますので、やはりインターネットで見える環境にある住民の方、その方が手順が分からず見えないということになってしまっは大変だと思っておりますので、この請願を採択する以前にもうこういう手順は住民に周知をしなければならぬと思っておりますので、この請願には、を採択して頂きたいと思

- 議 長 ますんで、よろしくお願ひ致します。
他に討論ございませんか。
これから議案、あつすいません。これから請願第3号「現在のインターネット配信の議会中継に議案審議の映像を含めた中継を求める請願」についてを採決します。
お諮りします。
この請願、「現在のインターネット配信の議会中継に議案審議の映像を含めた中継を求める請願」に対する委員長報告、委員長報告は採択です。「現在のインターネット配信の議会中継に議案審議の映像を含めた中継を求める請願」を採択することに賛成の方は起立願ひます。
(賛成 6 : 反対 5)
(賛成 4番・7番・8番・9番・10番・12番 : 反対 1番・2番・3番・6番・11番)
「起立多数」です。
よつて請願第3号「現在のインターネット配信の議会中継に議案審議の映像を含めた中継を求める請願」は採決、あつすいません。採択とすることに決定しました。
小休します。
(時に 16時44分)
(小休中)
(時に 16時44分)
- 議 長 再開します。
本日の会議の会議時間を議事進行上の都合によつて、午後7時まで延長します。ご異議ございませんか。
(異議なし)
小休します。
(時に 16時45分)
(小休中)
(時に 16時45分)
- 議 長 再開します。
「異議なし」と認めます。
よつて午後7時まで延長することに決定しました。
小休します。
(時に 16時45分)
(小休中)
(時に 16時45分)
- 議 長 再開します。
日程第16 意見書についてを議題と致します。

発議第 8 号「全国森林環境税の創設に関する意見書（案）」についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。

松本議員

6 番 議 員 発議第 8 号、美波町議会議長、川尻竹藏殿。提出者、松本晋児。賛成者、丸龍孝敏。「全国森林環境税」の創設に関する意見書（案）、上記の議案を、別紙のとおり会議規則第 13 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出します。

「全国森林環境税」の創設に関する意見書（案）、森林は、水を蓄える水源を涵養する機能だけでなく、大雨時に洪水や土砂災害を防止する機能やCO₂を吸収して地球温暖化を緩和する機能、また、多様な生物の生息地となるなど、さまざまな機能を持つ。しかし、現在山林の荒廃が深刻になっており、森林が持つ優れた機能の維持や回復をいかに図るかが課題となっている。山村地域の市町村においては、木材価格の低迷や、林業従事者の高齢化・後継者不足に加え、急速な人口減少など、厳しい情勢にあるほか、市町村が、森林吸収源対策及び担い手の育成等山村対策に主体的に取り組むための恒久的・安定的な財源が大幅に不足している。山村地域の市町村による森林吸収源対策の推進や安定した雇用の場の確保などの取組みは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や地方創生等にも繋がるものであり、そのため市町村の財源の強化は喫緊の課題である。よって、下記の制度創設について実現を求めるものである。記、市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源を充てるとともに、森林・林業・山村対策の抜本的強化を図るため「全国森林環境税」の早期導入を求める。以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。平成 29 年 9 月 22 日、提出先、内閣総理大臣・財務大臣・総務大臣・農林水産大臣・環境大臣・経済産業大臣・衆議院議長・参議院議長。賛同、よろしく願います。

議 長 説明が終わりました。質疑を行います。

中川議員

1 2 番 議 員 あのうち水源涵養するあるいは洪水や土砂災害防止、CO₂吸収、地球温暖化緩和、多様な生物の生育とどれもそのとおりだと思います。そしてまた木材価格とか従事者の後継者対策とか、こうれはまあもつともなことだと思っんです。ところが、この意見書の記のところに書いてある「全国森林環境税」というものは一体どんなものなのか、もうちょっとはつきりして欲しいと思っんです。まあおそらく全国と付いとんだから国税だろうとは思っんです

が、じゃあそのそれを誰が払うのかと、課税対象は誰なのかと、もう赤ちゃんから年寄りまで、都会の人も田舎の人も等しくこれを負担せないけないのかと。その辺が疑問でありまして、私はそういう消費税のようにもう広く掛けるというやり方にはちょっと賛成しかねる、討論になってしまいましたが、その辺の疑問をお答え頂きたい。

議長
6 番 議員

長 松本議員

ええっと中川議員さんの質問に対してお答えを致します。ええあのうこれ中川議員さんもお存知と思いますが、全国 47 都道府県ありまして、その内にもう 37 都道府県がもう実施しております。今の状態だったらおそらくもう新年度には 47 都道府県にまあなるようにはちょっと聞いてます。ほしてこのなにはまあどない言うんですか、あのうCO₂とか、もちろん車の排気ガス・生物の呼吸に、が体外に放出するとかそういったこともありますし、今申し上げたとおり温暖化によりまして台風・ハリケーンが大型なったり、それから川の洪水によりまして山の伐採されとう木が橋にかかって、あのう大きな雨の時にはこないだのテレビでも放映しておりましたが、冠水して大変なことが起こっておりますので、ほれはあのう日本全国まあいうたらはっきりはまだ分かっておりませんが、広く少なくまあ税を頂くようなことになるだろうとは聞いております。ええと少ないところでは 300 円、年に 300 円、多いところでは 500 円ぐらいが今 37 都道府県のうちに 8 割前後 500 円の環境税を徴収しておるようでございます。中川議員さんもよく分かるように生物多様性の保全の機能とか地球環境の保全機能とか、土砂災害防止機能とか、水源涵養の機能とか、快適環境の形成機能とか、保健・レクリエーションの機能とか、文化機能とか、生物生産機能とかそういった多くのメリットがあるので、地球に住んでいる以上はできるだけCO₂を減らして大きな災害のないようにするのが国民にとってはいいことだと思いますので、そう大きな金額ではないんですけど、地球に、日本に住む以上はやっぱ少しのまあ金額でも協力して頂いて、このなにか山の手入れからそういった山の手入れをすることによってまた海岸のなにも良くなることもあげておられますので、できたらよろしくお願ひ申し上げます。

議長
4 番 議員

長 他に
北山議員

ええっと私もこの「全国森林環境税」、ここらあまりこう分かんないので聞きたいと思います。今、松本議員から 30 何県が実施

しているというような話がありました。であのう県があこの徴収するんかんあつてというような、そういうことは漠然と今、ちょっと分かったような気がするんですが、やはりこの賦課徴収の方法、実施されとう県があるんであれば、どういふかたちで、そこらあたりをもう少しこう具体的に分かりやすく答えて頂きたい。それからあこの町村にも配布をされるようなかたちになるんかなあとは思いますが、どういふかたちで配布をされるのか、どういふこう内容のものに配布をされるのか、そこらもちょっと具体的に教えて頂きたいと思ひますんで、よろしくお願ひ致します。

議 長 松本議員
6 番 議 員

あこの徳島県はできてないし、今するんであれば全国でして頂いたらいいのかなあという考へておりますが、今のところ先も申し上げましたように、37都道府県で実施してござりまして、後、市では横浜市が実施してござります。ほのもちろんそれに対しては、例えば実施するようになったらほの金額は私は分かりませんが、まあ国なり県なりがある程度そう大きな金額でないことでできていくんだろと思ひますけど、まだできてないのでまあはっきりしたことは言えませんが、今のところはもうほなけんさっきも申しあげたように、県だけが実施してござりまして、できてみなければ美波町にどれぐらいのなにかが交付税が下りてくるかというんは、まだできてござりませんので、私が作るものでござりませんので、そう具体的ななにはちょっと今のところ分かりません。

議 長 北山議員
4 番 議 員

まあ今の答弁で30都道府県って言われたんですかね。それが実施をしておると、松本議員さんは全国でやってもらいたい。で何か実施をされてないんであんまり分からないというような、何かほういふ答弁だったように思ひます。私はやっぱり内容がまだ分からないので、これあこの提案者と賛成議員の方はこれ産業建設副委員長と委員長のように思ひます。そこであこのこれあこの意見書、もうこれ最初陳情で来ておったように伺ってます。であこの陳情をひとつ請願にして、あこの産健の委員会ですら十分こう議論をした中で採択をして、意見書として出していったら、私もう少しこう理解が出来るんですが、このいろんなことに課題としていろいろこう挙げてもらってござること。こんなんにほら使えるんはいいなあ、私もそのようには感じるんですが、この中身がこう具体的に、今、提案者の方ですら具体的にはこう説明をできないような感じなんで、これ逆にこう提案者にお願ひなんですけど、一足飛びに意見書に持って行くよりも、これあこの来たところを紹介

するというかたちで請願にして、であのう正副委員長の委員会で十分こう議論をして、後に意見書としてこう出されるのが私ども議員としてもより分かった上で採決ができますんで、そのようなかたちでして頂ければありがたいと思うんですが、どうですか。

議長 長 小休します。
(時に 17時00分)
(小休中)
(時に 17時00分)

議長 長 再開します。
いやいや、今小休で。
再開します。
松本議員

6番議員 あのおそらくもう来年度には全国の市町村ならい、47都道府県が実施すると思いますので、まあできたら今回、意見書として提出する方向でお願いしたいと思います。

議長 長 北山議員
4番議員 はい、今の答弁からしても来年45都道府県で実施される。で47ですか、実施されるというような、そういう答弁だったんですが、これあのおうこの際に請願として提出されて、で12月で意見書を出すということにしても、来年あのおう実施されるんだったら十分こう間に合う話だと思います。であのうそういうかたちであのうして頂きたいと私は再度お願いを申したいと思いますんで、よろしくお願い致します。

議長 長 永本議員
7番議員 ええあのおう中川議員からの趣旨で一番大事なことが抜け取ると思うんで、国税なのかどうなのかというご質問だったように思う。税務課長にお聞きしたいですが、「全国森林環境税」というほんな交付税あるんですか。税務課長分かりますか、どうぞ。

議長 長 小休します。
(時に 17時02分)
(小休中)
(時に 17時08分)

議長 長 再開します。
戎野議員
小休します。
(時に 17時08分)
(小休中)
(時に 17時08分)

議 長 再開します。

丸龍議員

1 1 番 議 員 はい、ええまあ各議員さんからお話が頂きましたが、今回はです
ね議長、意見書で出して下さい。

議 長 他に

戎野議員

小休します。

(時に 17 時 09 分)

(小休中)

(時に 17 時 09 分)

議 長 再開します。

松本議員

6 番 議 員 まあご存じのとおり、もうこの大きな台風、集中豪雨があ
のう今回も来ましたし、喫緊の課題でできるだけ早くして他所と変わ
らんぐらいのなににできたらいいなあとしますので、まあ請願
でなしに意見書でよろしくお願いします。

議 長 戎野議員

9 番 議 員 あのう環境税というお金を集めたら台風がいかにも収まるか
のようちょっと意見が出ておりますので、少し具体的に聞いてい
きたいと提案者に思います。この税の徴収方法は、今おっしゃら
れたんは定額のようなんですが、それは全国定額でいくのか、定
率で行くのか、さらにこれは個人を対象とする場合、法人はそう
いう環境に対する温暖化等で一番排出CO₂を出しているという
ふうに今、生産企業に対して厳しい目がいつているんですが、そ
れに対してどういうふうな徴収の仕方をするのか、その点につい
てお聞きをしたい。それから市町村への分配はどこがどのように
やっていくのか。そしてその都市の人達はその部分を山林保全の
地方を支えるというふうに考えていくだろうというふうな提案だ
ろうと思うんですけど、総論には非常にいいんですけど、この各
論がなかなか不明であるので、もう少しこれは審議というか、あ
のう検討するべきだというふうに思いますが、その点、提案者に
定額の費用それからどのような徴収方法、法人に対してどうする
のか、その点をお聞きしておきたいとします。

議 長 松本議員

6 番 議 員 ええまだ今のところ国税の方とも県の方ともまだ決まって
ないので、その詳細は分かりませんが、さっきも申しあげたように、
安いところ個人では 300 円から今のところまあその 37 団体では
500 円ぐらいが 8 割ぐらい占めております。それとあのう法人の

住民税につきましては、それも県でまちまちでございまして、少ないところであれば千円から 40 千円とか、高いほのところでは横浜市などでは 4,500 円から 270 千円とか、それも今のところ各県とか大きな横浜市みたいところが実施していますので、それもほら具体的に言われても、今のところそれぐらいしか答えはございませんので。

議 長 戎野議員
 9 番 議 員 分からんことをまあ提案されとるわけなんですけど、やはりあのうこの負担の公平、全国でも公平とか、そういうもんがあつて税金に対するまあひとつの指示というか、それが行われていくと思いますので、極端に何万も出し、極端に片一方では 300 円とか言うてますから、そういうもんに対してもう少しどういふうな状況になって行って、その理由がはっきりするまで検討した方がよかろうと思うんですが、いかがでしょうか。

議 長 中川議員
 1 2 番 議 員 もうひとつお聞きしたいんですが、この「森林環境税」っていうのはこの趣旨からするとどうも雇用対策に使うような感じがするんです。この税自身は酸素の消費税みたいなもので、まあ広く浅く取ろうということなんですが、税率というか今のところは定額というていますが、それもはっきりしない。それから特定財源として使えるのかという保証もいっこもない。あの消費税がそうなんです、福祉目的税だつて言つてたのに、もう一向に逆の方に使われて、そして個人とか企業の中でも大企業優遇になって、そういう点で非常にこう問題の多い税制でないかという気がします。その辺のところどうなんでしょうか。

議 長 小休します。
 (時に 17 時 15 分)

(小休中)

(時に 17 時 15 分)

議 長 再開します。
 松本議員

6 番 議 員 ええ中川議員さんのおっしゃるんもよく分かるんですけど、一応これは今のところ各県とか、各市とかやっておりますので、最終的には国がするようになったら一律な感じになるんでなかろうかと思いますが、あのう今の状況だけでは消費税みたいに何%に上がるとか、そういったことは具体的には分かりません。

議 長 ええもう、これで質疑を終わります。
 これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず原案に反対の立場で。

北山議員

- 4 番 議 員 私はあのうこの意見書について反対の立場で討論したいと思
います。まずその理由の一番としまして、提案者の答弁が「分から
ない」「分からない」というような内容であったやに思います。
そこでそんな安易な状態の中で提案するのはおかしいのではない
か。それから先ほどの小休の中での町長の話しでは、現在、国の
審議会で審議をされていると。来年になれば国会で提案をされる
というような、そういう話だったんだろーと思います。であるな
らばせっかく美波町にも産業建設委員会、常任委員会があります
んで、そこでもう少し審議をした上で善後策を考えていくべきだ
と私は思います。ええこの時期になぜ安易にこの意見書を出さな
ければならないかっていうその理由が全くこう見てこんのんです
よね。あの国でこう審議をして頂いて、そこらこう情報をどんど
んどんどん吸収して、ええ常任委員会で十分こう審議をした上で、
美波町議会として最良の手立てを講じるべきだと思いますので、こ
ういう安易な議案の提案については反対をしたいと思います。以
上です。

議 長 賛成者の発言ございませんか。

丸龍議員

- 1 1 番 議 員 7月の7日の漁業者との意見交換会でも山林保全をして頂いて、
そのために山を守って頂きたいというふうなご意見も頂きました。
また先日の総務委員会でも山林の保全の必要性、また重要性
を皆、委員さん議員さんもおっしゃられたと思います。その中
での強靱な山林づくりという観点から、この意見書に私は賛成した
いと思います。よろしくお願い致します。

議 長 他に討論ございませんか。

中川議員

- 1 2 番 議 員 私は先ほどの質問で言うたとおりに、問題点がたくさんある中で
これは反対の立場でやりたいと思います。ひとつはこの負担が公
平であるかという点で、先ほど言うたように、確かに目的はまあ
それは大事なと思うんですが、その今言うたように誰から誰に負
担入ってもらうのかと、ほういう基準が非常にあいまいで、むしろ
酸素をたくさん消費しているそういうところから取るべきだと、
集め方は。次に使い方についてもやっぱり特定財源だということ
がはっきりしていない。そういう点で何に使われるか分からない。
この点ももう非常に問題で、今、消費税とか国保税も重税感でも

う苦しんどう人がたくさんおる中でね、こういうはっきりしないむしろ心配のある税をね、むやみに意見書で進めてくれやいうのは、私は反対です。以上です。

議 長

他にございませんか。

戎野議員

あっごめん、先あげたけん、ごめん。かんまんけ。

江本議員

3 番 議 員

ええ私は賛成の立場で言わして頂きます。というのは、近隣の山林、すごく荒廃があつて民家においてもかなりの危険な森林っていうのが増えてきております。そのためにいろいろ財政的な面からもお願いはしてあるんですけどなかなか思うようにはかどっていかないというような状況もありますので、この森林整備と環境保全ということ踏まえまして、ほういうかたちの「森林環境税」っていうもんを取り入れて頂きたいということで、この意見書で要望するんは、私は筋であると思っておりますので、賛成致します。

議 長

戎野議員

9 番 議 員

あのう環境保全とか、あのう非常に美辞麗句なかたちでおっしゃられますけど、現実山を守ると言いながら、今どういうことが行われているかということで、まあ地方でも見てみましたら輸入材をどんどん片一方では増やしていくし、大きな林道を付けて山崩れを誘発したりしているということで、単に税金をまあ環境税っていうもんを付けて、それを徴収してそれをまたばらまくというふうな対応では、私は山林とかいうものは守れるとは思いません。従って本当に環境保全をいうのであれば、それぞれ地域の中での山林に対する対策をもっと地道にすべきということで、この環境税という定かでない税金の徴収の仕方は反対します。

議 長

ええこれで討論を終わります。

発議第 8 号「全国森林環境税の創設に関する意見書（案）」を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成 7 : 反対 4)

(賛成 1 番・2 番・3 番・6 番・8 番・10 番・11 番 : 反対 4 番・7 番・9 番・12 番)

「起立多数」です。

よって議案第 8 号、すいません。

よって発議第 8 号は、「全国森林環境税の創設に関する意見書

(案)」は採決、採択とすることに決定しました。

続いて発議第9号「国民健康保険都道府県単位化に係る意見書(案)」についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。

向山議員

10 番 議員

発議第9号 平成29年9月22日美波町議会議長、川尻竹藏殿。提出者、美波町議会議員、向山篤宏。賛成者、美波町議会議員、戎野博、北山朝彦、舛田邦人、中川尚毅。国民健康保険都道府県単位化に係る意見書(案)。上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条第1項及び第2項の規定により提出致します。意見書を提出理由につきましては、国民健康保険都道府県化に係る意見書提出に関する請願について、議長から先般審査を付託され、審査を致しましたが、審査において国民健康保険税がその構造上、脆弱であり、低所得者には負担が大きいことから国の負担を増やし払える保険料とする必要があることから、意見書を提出するものであります。国民健康保険都道府県化に係る意見書(案)1959年改正された健康国民保険は旧法と現行法区別するほど大きな改革でした。1957年版厚生白書には医療保健の適応を受けていない国民は約2,900万人、総人口の32%にも及ぶと報告されていました。されました。医療保健に加入することが出来ない国民が病気になること、多額の医療費が必要となり困窮と疾病の悪循環になり、人道的にも放置できない状況を指摘しております。健康法では第1条で社会保障及び国民保健の向上を目的にかかげ、他の医療保健に入れられない、入れられない無職者、高齢者、病人などの適応除外をつくらず、全ての国民が必要な医療にアクセスできるよう国民皆保険の基盤となる政治としてスタートしました。半世紀が過ぎ、無職者、低所得者が多い。他の医療保健と比べると所得が低いのに保険料が高い逆転現象を起こしている。高齢者が多く医療費が高いなど人口構成の変化や社会構造の変化などから、国保が構造的な多くの問題を抱えていることが国の審議会で審議され、小規模保険者の財政運営が不安定として、国は国保の都道府県化を打ち出してきました。高すぎる保険料を払える額に引き下げて欲しい、高い保険料、保険税を払って病気になる医療費が払えないなど、国民健康保険は住民にとって切実な問題になっていることから、次の事項を要望致します。

国の助成を増額し、払える保険料とすること。以上地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。平成29年9月22日、

美波町議会議長、川尻竹藏。提出先、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議員。すいません、参議院議長です。申し訳ないです。

ええ次に県に対しての意見書ですけども、国民健康保険都道府県単位化に係る意見書（案）1959年改正された国民健康保険は、旧法と現行法を区別するほど大きな改革でした。1957年版厚生白書には医療保健の適応を受けていない国民は約2,900万人、総人口の32%にも及ぶとの報告されました。されました。医療保健に加入することが出来ない国民が病気になると、多額の医療費が必要となり困窮及び、貧困と疾病の悪循環になり、人道的にも放置できない状況を指摘しております。健康法では第1条で社会保障及び国民保健の向上を目的にかかげ、他の医療保健に入れないう職者、高齢者、病人などの適応除外をつくらず、全ての国民が必要な医療にアクセスできるように国民皆保険の基盤となる制度としてスタートしました。半世紀が過ぎ、無職者、低所得者が多い。他の医療保健と比べると所得が低いのに保険料が高い現象、逆転現象を起こしている。高齢者が多く医療費が高いなど人口構成の変化や社会、産業構造の変化などから、国保が構造的な多くの問題を抱えていることが国の審議会で審議され、議論され、小規模保険者の財政運営が不安定として、国は国保の都道府県化を打ち出しました。高すぎる保険料を払える額に引き下げて欲しい、高い保険料を支払って病気になっても医療費が払えないなど、国民健康保険は住民にとって切実な問題となっていることから、こと。またスムーズに新制度施行に、を行うために来年4月から実施にあたるにあたって次の事項を要請します。1 国の補助を増額要望し、払える保険料とすること。2 新制度にかかる運営方針を早く決定し、又納付金を早く確定すること。以上地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。平成29年9月22日美波町議会議長、川尻竹藏。徳島県知事、飯泉嘉門殿。以上よろしくお願ひ申し上げます。

議長 説明が終わりました。質疑を行います。

ございませんか。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

北山議員

4 番 議員 私は賛成の立場で討論をしたいと思っております。県に対する意見書で、所管課及び住民の為に委員長の英断で（2）新制度に係る運営方針を早く決定し、また納付金を早く確定することという内容を入れて頂いたことに対し、もろ手を挙げて賛成しますので、どう

議

長 ぞよろしくお願ひ致します。
他にございませんか。
それでは討論を打ち切ります。
議案第、すいません。失礼しました。
それでは発議第 9 号「国民健康保険都道府県単位化に係る意見書（案）」を採決します。
お諮りします。
本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願ひます。
（賛成 11：反対 0）
「起立多数」です。
よって発議第 9 号「国民健康保険都道府県単位化に係る意見書（案）」は採択とすることに決定致しました。

続いて発議第 10 号「学校での働き方改革をとおして教職員と子どもの豊かな教育環境づくりを求める意見書（案）」についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。

戎野議員

9 番 議員

えっと意見書を読み上げる前に少し訂正を加えたいと思います。意見書の 2 枚目の（案）の中の内、中段の方にさらに給特報がそんざいするため自発的勤務という名のもとにという部分があるんですが、この給特報の報が法律の法でありまして、教育職員の給与に関する特別措置法ということで、給特法というふうになっております。恐れ入りますけど、法律の法に報いるを変えて頂けたらと思いますので、よろしく訂正をお願い申し上げます。

では読み上げて意見書（案）の提案をさせていただきます。

発議第 10 号 美波町議会議長、川尻竹藏殿。平成 29 年 9 月 22 日、提出者、美波町議会議員、戎野博。賛成者、美波町議会議員、中川尚毅。

「学校での働き方改革」を通じて教職員と子どものゆたかな教育環境づくりを求める意見書（案）でございます。上記の議案を別紙のとおり会議規則 13 条の第 1 項及び第 2 項の規定により提出します。「学校での働き方改革」を通じて教職員と子どものゆたかな教育環境づくりを求める意見書（案）。電通の「過労自死事件」は、労基法等の労働法制を蔑ろにすることが、命にかかわる重大な問題となることを、私たち働く者に残酷な教訓として示すこととなりました。政府は「働き方改革実現会議」を立ち上げ、時間外労働の上限規制に乗り出しています。しかし、民間企業ばかりか公

務職場も同様の問題を抱え、特に学校現場の慢性的な長時間労働は、「学校のブラック化」と揶揄されるほどの深刻な状況となっています。近年、さまざまな教育施策は打ち出される中、学校の多忙化が一層進んでいることが教職員を追い込んで行きます。多くの教職員がうつ病など精神疾患で休職、過労死、過労自殺している現状を、見過ごすわけにはいきません。「平成 27 年度公立学校教職員の人事行政状況調査結果」によると 2015 年度に鬱病などの精神疾患で休職した教員は 5,009 人で、病気休職者の 6 割以上となっています。この数字は改善されることなく、平成 19 年以降、高止まりしたままです。教員は 36 協定締結権が事実上剥奪されています。さらに給特法が存在するため、自発的勤務という名のもとに、すべてサービス残業となる時間外勤務をせざるを得ないのです。翌日の仕事に向けての心身の疲れを回復する時間を十分に確保することが、子ども達への質の高いゆたかな教育の実現に繋がります。子どもの笑顔あふれる学校づくりのためにも、まず、教育現場の多忙化解消のための「学校での働き方改革」を実現していく必要があります。私たちは、政府の「働き方改革」において「教職員をはじめ全ての労働者の時間外勤務時間制限の法制化」の実現を求めるものである。以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。平成 29 年 9 月 22 日、美波町議会議長、川尻竹藏。提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣でございます。以上よろしくお願いを申し上げます。

議長 説明が終わりました。質疑を行います。
質疑ございませんか。

寺下議員

8 番 議員 すいません、ちょっと言葉、文言を教えてくださいんですけども、36 協定って言われましたかね。その協定の内容っていうのはどういうものなのかと、後、給特法っていうのはどういうものなのか、教えてください。

議長 戎野議員

9 番 議員 ご存じのとおり全ての職場では労働基準法というものが適応されていく。その基準法の第 36 条が時間外労働の規定でありまして、そこで時間外を無制限にしていた場合、労働者自身の健康と命が損なわれるということで、ここで労働基準法において一定元の週の何時間とか、そういうふうな労働時間の規制を行っております。その 36 条ということで 36 協定というものが全ての職場で労働者を代表する労働組合とか、その職場の代表者と結ぶべき

協定となっております。これを破ると労働基準法違反として処罰をされます。それが労働 36 協定でございます。後ですね、この給特法っていうのは昭和 47 年にまああのう教職員そのもには時間外手当や休日勤務手当は支給しないと、しかしそのかわりに給与月額の 4%の教職調定額を支給していくというふうに代替措置をしております。そしてその 4%をまあ実際はもっと時間外しっとっても 4%以上の時間外をしていてもそこまでしか反映できないというところで、これにも問題がありますので、超過勤務の制限ということについての規定がこの給特報ということでございます。以上です。

議長 他に質疑ございませんか。

8 番 議員 あっすいません、寺下議員

えっと今、説明して頂いた内容で、ええ文言に関しては分かりました。で、これ最初スタートがええ学校での働きかけ改革をつうじてということが始まっているんですが、最後、教職員をはじめ全ての労働者の時間外勤務時間制限の法制化の実現というふうに書かれてあります。もちろん全ての労働者の現場環境の改善というのは、いうまでもないんですが、早急に教職員の環境の改善を求めるのであれば、まずは教職員に限定してすればいいんじゃないかなあというふうに私は思うんですが、このあたりはこの意見書（案）ということで、判断させてもらってもよろしいでしょうか。

議長 戒野議員

9 番 議員 あのう労働者が、より過酷な条件でさらに働いている条件が存在した場合、必ず使用者側としてはもっと厳しいところあるんだということで、その状況を改善しようとしないと。まずはあのう教職員の厳しい今、本当に夜の 10 時・11 時までおって、そしてから帰るという女性の教職員が多いんですが、そういう中できちんとした教育、そしてまた自らの家庭も犠牲にしていくということで、教職員の厳しいところを放置しておいて、じゃあこんどら他にところを議論する場合に、もっと教職員がもっとが厳しいですよと言われたら、あのうさらに下を見て暮らすというふうな条件になって行きますので、私は全ての本当は労働者が 100 時間・200 時間というふうな本当にサービス残業をするようなことを放置していったら、結局のところいいところの条件はもっと削られていくということで、やはり厳しいところからどんどん規制をしていかなければならないと思いますので、ご理解を頂けたらと思います。

- 議 長 他にございませんか。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありますか。
寺下議員
- 8 番 議 員 えっと私は反対の立場から討論させていただきます。やはりあのう先ほども述べさせていただきましたが、やっぱり教職員の現在の職場環境っていうのは、大変あのう厳しいところがあると思います。なのでやはりまずあの教職員の職場環境を改善っていうところを法制化するにしても、まあ限定して急いで進めて頂きたいという気持ちがありますので、これを最終あのう全ての労働者のっていうところまで枠を広げている部分に関しては、私は反対の討論とさせていただきます。
- 議 長 はい、北山議員
- 4 番 議 員 ええと私は賛成の立場で討論をさせていただきます。ええっと子どもは国の宝だというように言われております。美波町としてもそのとおりだろうと思います。それを育てる教職員の環境、これはまず第一に変えていくということは何を置いてもすべき話だと思いますので、私は賛成を致したいと思います。
- 議 長 他にございませんか。
これで、すいません。
はい、中川議員
- 1 2 番 議 員 反対はないんですけど、賛成ということで意見を言わせて頂きます。ええとこの教職員の取り囲む状況っていうのは非常に厳しいということは言われるんですが、何が厳しいかいうたらまあいくつかあると思うんです。ひとつは聖職論ですね、教師は聖職者だから我慢せえと、そういう議論で、これは明らかに間違いでありまして、戦前は絶対だということで「お国の為に行って来い」と、そういう指導をしたりもしたという苦い経験があって、戦後はやはり教員自身がこう労働者としての権利があるんだということになったんですが、それが未だに守られていない。ひとつは給料ですね、未だに先生は給料がええとこう言われておるんですが。たしかに田中内閣時代に人格法、景気がいい時に民間に優秀な人材が流れてほれではいかんということで、
- 議 長 中川議員、短い目に、短かぁにお願いします。
- 1 2 番 議 員 どしてそんなに制限するん。
- 議 長 このことに対して
- 1 2 番 議 員 ですからそういう非常に厳しい状況にあるんだと
- 議 長 端的にお願いします。
- 1 2 番 議 員 で実際あのうひと月ぐらいになりますかね、あのう新聞報道で

も教職員の超過勤務が 200 時間を超えとると、過労死ラインを超えとるという報道があったように思うんです。そういう点でこれは放っておくことはできない。しかも今、政府が働き方改革と称して自由に、無制限に残業できるようにしようとしている中でね、これはもう看過できないということで、私は教職員をはじめ全労働者となっておりますが、これは当然のことだと思うので、賛成を致します。

議

長

ええこれで討論を打ち切ります。

発議第 10 号「学校での働き方改革をとおして教職員と子どものゆたかな教育環境づくりを求める意見書（案）」を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成 5 : 反対 6)

(賛成 4 番・7 番・9 番・10 番・12 番 : 反対 1 番・2 番・3 番・6 番・8 番・11 番)

「小数」です。

よって発議 10 号は、発議 10 号「学校での働き方改革をとおして教職員と子どものゆたかな教育環境づくりを求める意見書（案）」は不採択とすることに決定しました。

日程第 17 議員派遣について議題と致します。

お諮りします。

議員派遣についてはお手元にお配り、配りましたとおりはい、小休します。

(時に 17 時 49 分)

(小休中)

(時に 17 時 50 分)

議

長

再開します。

議員派遣についてはお手元にお配りしたとおりで、派遣したいと思えます。

ご異議ございませんか。

小休します。

(時に 17 時 50 分)

(小休中)

(時に 17 時 50 分)

議

長

再開します。

それでは質疑を行います。

北山議員

4 番 議員

ええっとあのう議長から提案されておる議員派遣の件について

て、議長にお聞きをしたいと思います。ええっとこの2件目、議会広報研修会、地方創生について研修って載っとんですが、ええっとこれ議会広報の研修はどれだけなのか。それと地方創生についての研修はどれだけなのか、教えてを頂きたいと思います。

議長 小休します。

(時に 17時51分)

(小休中)

(時に 17時53分)

議長 再開します。

今ご質問のあった地方創生事業についての研修やね。ほれは議会広報研修会です。さきのね、28日。地方創生についての、すいません。すいません、訂正します。あのう議会広報研修会が29日、28日が地方創生についてを研修と。

北山議員

4番議員

このあのう9月29日の議会広報研修会。この内容についてもう少し教えてもらいたいのと、それと9月28日の地方創生についての研修会、研修ですか、を内容を教えて頂きたいのと、それと(4)で派遣議員が議員となっております。これはどの議員さんを対象にしておるのか、そこらを教えて頂きたいと思います。

議長

地方創生についての研修の質問だったかと、これもほうやね。これは地方創生については日本版DMOについて。あのう官民などの幅広い連携によって、地域観光を積極的に進める組織。これはですね、永本議員が6月議会にて一般質問をされております。その研修です。あのう広報研修会、今まで通常の研修会やね。あっあ、ええ、これは広報委員会、委員です。

北山議員

4番議員

広報、議会広報の研修会、これは広報の委員さんっていうのは分かります。しかし地方創生について研修、これが日本版Dなんとかってというような、永本議員さんがあの一般質問で提案したこと。ほれを

議長

いやいやあのう、そういう質問があった。

4番議員

質問があったことを研修してくるの。

議長

小休します。

(時に 17時57分)

(小休中)

(時に 17時57分)

議長

再開します。

4番議員

そこらのこう研修の内容をね、もう少しこう教えて頂きたいん

ですよ。でなかったら分かんので、先ほど言よった日本版D
なんとかやいうんから、永本議員さんの質問でとか言われても、
ちょっと私理解ができんので、もう少しこう具体的に内容を教
えて頂きたいと思います。

議 長 地方創生事業ということで、官と民間などの幅広連携のもとに
よってですね、地域の観光を積極的に推進すると。官民が、連携
してです。

はい、北山議員

4 番 議 員 えっと官と民が連携をして、ほれはええ事だと思うんです。は
い、ほれをなぜ広報の委員会なんですか。ほこのところもう少し
分かりやすく説明して下さい。議長の説明ちょっと分かりにくう
て理解がしにくいんで、もう少し噛み砕いて説明して頂ければあ
りがたいんですけど。

議 長 小休します。

(時に 17時58分)

(小休中)

(時に 17時59分)

議 長 再開します。

ちょっと待って。ええ北山議員が言うたんは、広報がなんでと
いう。

いやいや、はい、北山議員

4 番 議 員 えっと、ええあのう議会広報の研修会っていうんに行くんは、
これは議会広報の委員さんっていうんはよく分かるんです。ほの
かわりこの地方創生、先ほど言われた官と民がどうのこうのって
言うんの、何で広報の委員なのか、この研修の具体的内容を分か
りやすくこう説明して頂かなければ、この研修について広報の委
員さんに行ってもらってというほの根拠が分かんのですよ。
ほこのところをもっと分かりやすく説明をして頂きたいと思いま
す。

議 長 それはですね、議員活動の一環として研修をするということ
です。

北山議員

4 番 議 員 あのうちちょっとやっぱり分かりにくい答弁なんで、何回もこう
さしてもらうんは申し訳ないんですけども、やはりあのう十分に
理解した上で、採決をしたいと思えますんで、これ議員活動、こ
れ全部議員活動ですよ。なんで広報の委員さんがこの地方創生の
研修か、それがこう分かんと言よんのですよ。これあのう全部の
議員さんがね、地方創生のことについて研修に行く。その内容が

こうちゃんとこう説明して頂けて、全部の議員さんが行くというんなら、ああなるほどなあっていう感じがするんですが、私の質問に議長はまったくこう答えてないように私思うんですよ。議長の答弁で納得しましたって言いづらいんですね、そこらもう少しこう分かるように説明をお願いしたいと思います。

議長 もう議員活動の一環ということで、もうそれ以上答える、私としてもね、まあ北山議員さんがおっしゃることに対しては、もうほれ以上ない。

北山議員

4 番 議員 このほんでまず内容を教えて下さい、研修の。どういう内容なのか、官と民がやいうような、ほんなんではちょっと分からんのですよ。これあのね、これこの議会の当初にこれ町長の提案理由の説明にあるんですよ。8月25日金曜日に美波町地方創生推進会議、検証部会を開催しとなっとなですよ。美波町でもあのいろいろなこと、これ地方創生についてこう議論されよんですよ。まず議会とすれば町のチェック機関でありますんで、まず町の動き、それをきちっとこう把握した上で、そしてまあ議長が主催する全協なりでいろいろ審議をした上で、それからこうこういう内容をもう少し勉強せんかとか、そういうんなら話は分かるんですが、これ内容もまったく今こう説明をして頂けんという中で、何で広報の委員さんにこの勉強をしてもらうってこと、ほの根拠が全く分からんのですね。そこを、それならばこれは置いておいて広報の研修は広報の委員会がこれ所管なんですから、広報の委員会に入って頂いて、地方創生については議長が全協を開いて美波町で今審議されとうこの内容とか、それから近くの町村でもいろいろなことをやっとうと思うんですよ。美波町にとって何が一番こう必要、この地方創生を根拠に何を一番こう必要なのがあるのかとかいうことをね、議会がいろいろ調査研究していく。そんな中で美波町に一番いいものっていうのを町がつくって来たときにきちっとこうチェックができるような、そういう体制をつくるのであれば当然こう議員活動でやれることやなあとは思いますが、ただ議員活動じゃ議員活動じゃ、もうほれ以外に言えないという話であれば、これ審議のしようがないんですよ。そこらのところもう少しこう、きちっと議長がこう提案されとんだから、提案者がきちっと説明をせんだら、私らは分からんのですよ。そこのところよろしくお願いします。

議長 ほんで、はい。でまあ先ほどから北山議員の質問に対してですね、地方創生事業についての研修ということで、日本版のDMO

について官民などの幅広い連携に寄っての地域観光の、地域観光を積極的に推進する組織のですね、そういうことの研修をするということです。

北山議員

4 番 議 員 地域観光、地域観光のほの研修をするのにね、何でほの広報の委員会なんだということなんですよ。ほれ全部がやらないかんことちゃうんですか。議員活動とすれば全議員がやるのが議員活動になる訳じゃないですか。それをね、ただ単に広報の委員会、ほら 29 日に行くから前日に行ってってというようなことなんかも分かりませんがね、そういう安易な感じで提案されては困るんですよ。これあのう議長も当然ほらお分かりのことと思うんですけど、これ 28 年度のこの決算にも出てましたよねこれ産業課長が説明してたやないですか。浜プランとかいうような話で、そこらあたりを十分こう議会の中でね、もう少し勉強した上で何をこれ以上に勉強した方がいいのかっていうんをきちっとこう浮かび上がらせて、それから東京へ行くなりなんなりするんであれば、ほれは町民の方やって理解が頂けると思うんですが、こういう今、議長がおっしゃるように全くこう分からん説明、理解できない説明をされて、これあのう東京、派遣をされたということになったらこれ、あのう住民の血税が関わってくるんですよ。全て住民の血税なんですよ。ほの血税を使うのに議会の長たる議長がそういうこう安易なね、説明も具体的な説明もできない中でこれを提案するっていうんは、私あのう町民に対しても背信行為にあたるんでないんかなあ。ほんな感じしますよ。やっぱり中身をきちっと説明して、そいて提案をして頂くようにして下さい。また私全くこの今の議長の説明では分かりません。で、これ以上説明ができないんであれば、これはもう削除をして下さい。どうですか、議長、私の質問にお答え下さい。お願いします。

議 長 まああのう私の判断でこれい載つとる議員派遣の件でですね、載っておるわけですが、まあいろいろほの質疑がありましたが、議員活動に一環として議員があのおう充分研修をして頂いて、また帰ってきてですね、やはり皆さんにも報告きちっとして頂けたらということと私は思っております。

北山議員

4 番 議 員 今、議長がおっしゃいました。説明会をやると、これ町民対象に説明会するんですか。そこのところはっきりして下さい。これやっぱりね、住民の血税を使うんだからね、やっぱり費用対効果、ほれをきちっとやっぱり出して行かなんだらあかんと思うんです

よ。これだけいいことを勉強してきたということは、やっぱりきちっとやっぱり住民説明会を開いてもらうなり、そこらはっきりして下さい。

議長　　まずですね、議会でやっぱり説明をして頂くと。その次の段階ということで、まあその都度判断をさして頂くと。

北山議員

4 番 議員　　あのう議長がやっぱりね、美波町議会の長なんですから、ほんないまいな言い方でなしに、あの議員に説明するやいうんでなしに、もう町民の、町民の血税を使うんですからね。町民に当然説明するんが当たり前なんですよ。そしてあのうこれの内容については当然、議会活動っていうんだったら全部の議員が行って初めて議会活動。これ一部の人間のね、一部の議員が行くんであれば個人的に行ってもらったらいいんですよ。何ら個人的、個人的にやるんだったらなんら問題ないんですよ。ほれは報告やって住民にせいだってかまんと思いますよ。住民の血税を使うんでね、これが問題なんですよ。ほこのことをね、もう一部の議員だけがそういうことをやっていくとなってきたあら、これは議会を私物化しようと、住民はそのように感じますよ。こんなきちっと住民の、住民にも説明できないような内容でね、こういう住民の血税を使うやいう、ほんなんを議長が提案すること事態おかしいと思いますよ。そこら十分ね、これあのう全部の議員で、この地方創生については皆がやっぱり勉強せないかんことなんで、まず東京で行くお金を使うよりも、ほの庁舎内でまずいろんなほれの所管の常任委員会やってあるわけやないですか。ほこであかんのんであれば議長が主催する全員協議会でやるなり、まずそこでいろんな下勉強をした上で、なにが美波町に必要なんか、そういうことを研修してくるべきだと思います。今のような答弁の内容ではとてもこれを容認することはできません。

議長　　永本議員

7 番 議員　　私は6月にDMOについて質問をした立場から発言させていただきます。あのう本当にこれを進めようとするんであればですね、ちょっと順序は間違っておりはしないかというのを、これはいいことですよ。参議院へ行って勉強してくることは、しかしですね、今までに本当にやろうとして実際に漁業者とか、農業者はなかったですね。町当局、それから十数人が県西部のDMO、現実に成果を上げておるDMOの植田社長、そらという会社なんです、の植田社長を招いて講演を聞いたり、また視察にも行ったわけです県西部にね。そこから始めな参議院へいきなり、ちょっと議長

の発想がよく分らないですね。本当に進める気があるんですかほれ。本当にやろうと思えば身近なところから、現実に成功しとるところから聞きに行くんがあたりまえじゃないですか。ちょっとおかしいですよ。

議 長 中川議員
1 2 番 議 員 ええっとこの広報研修会の日程と、ほの地方創生についての研修の日程、これはもうはっきり分かっているんでしょうか。ほの辺のところひとつお聞きしたいと思うんです。

議 長 小休します。
(時に 18時15分)
(小休中)
(時に 18時15分)

議 長 再開します。
ええ 28日の地方創生研修については、参議院会館 1時17分から5時まで、広報研修会は午後1時から5時、例年どおり5時。

中川議員
1 2 番 議 員 あのう実はあのうこれ何で聞いたかいうたら、新聞にも報道されとるように去年のほの広報委員会の研修について、あのう第2日目については、ええこの広報研修とほのどんな関係があるのかがはっきりしない。内容的にね、ほれはさっき北山議員質問したと思うんですが、もうひとつはほのあれです、何だったかな、ちょっと度忘れした。えっとほの手続きやね、議長が派遣命令を出したんかどうかと、そういう点では議長は教訓を勉強されてこうやって議決をしようとしたと思うんですが、そのさっき聞いた内容についての関連性、これについてはまだそれを示す証拠書類を備えなさいというふうに監査委員から指摘を受け取るわけですね。そういう点でやはりそういう内容、広報委員会と関係があるというそういうのをね、ぜひとも聞かして頂きたいということです。よろしくお願いします。

議 長 小休します。
(時に 18時18分)
(時に 18時30分)

議 長 再開します。
質疑もたくさん出ましたので、これで質疑を終わりたいと思います。平行線であるので。

戒野議員
9 番 議 員 まああのうこれあのう議員活動の一環としていくというたら、

全ての委員会はどこにでも行けるといふうなことになるのと、今回は広報の委員会が広報の自分のかもしのところに行くんだったら分かるんですけど、本来は総務産業が担当すべきそういう部門でなかろうかと思うのに、そこにやっぱりね、あもう無理があると。私は採決でとおったらええんだというふうに言ってるみたいなんですけど、採決さえあればいいんだというふうには、私はやっぱりね、こういう出張の命令を出っしょったら住民はそう理解してくれないのでないかと。つまり前回の監査委員からも指摘があったように、本当に必要があると認めるとき、この100条の地方自治法の方にも必要と認めるそういう必要性が裏付けであって、議員派遣ができていくわけなんで、ここにやはり無理があると私は思いますので、もう少しこの出張に対しては本来総務なり研修するところはいくらでもあると思いますので、やはりこの前日まあ前回ですか、日帰りで議員研修の広報をやってきた人たちがおる中でですね、単に2日をひっつけていこうというふうにとられがちになるので、その点、私は無理があると思いますから、こういう派遣は辞めるべきだと思います。

議長 北山議員
 4番議員 それだけ強行にね、進めていこうとするんだったらきちっとやっぱり住民に説明できる内容をちゃんとほこで説明して下さいよ。ほれができんとこれ住民の血税を使うやいうんはおかしいですよ。ましてや前年度と同じ人がまた行くや。新聞ざたになっとう問題ですよ、住民から請願を受けて。ほの反省全くないやないですか。また同じことをするんですか。ほこのところきちっと答弁して下さい。

議長 長 まああもう何べんも言うようにやっぱり議員活動の一環として、やっぱり議員はやっぱりいろいろ研修すべきやと言うことです。

小休します。

(時に 18時32分)

(小休中)

(時に 18時32分)

議長 再開します。

4番議員 北山議員
 私はあもう議員が議員活動で勉強することをするなって言よんではないんですよ。さっきから何回こう聞つきよんですか。ほこをきちっともっと考えて下さい。この内容をなんで広報の委員会なんだという話をしようわけでないですか。その内容が全くあ

う述べられんと、そして広報の委員に行ってもら。こんな話しないやないですか。これ一泊したら宿泊費の 14 千円と日当 2 千円がまた必要になってくるんですよ。この 1 人 16 千円、これだけの税金を頂くために住民がどれだけ頑張ってもらわないかんのんか、ほこらのことは分かっとんですか議長。全てこれは住民の血税ですよ。行くんであれば個人の、個人のお金で行ったらいいやないですか。なんしにほんな公の金を使う必要があるんですか、こんな内容も述べられんような内容の研修で、こんなん認められんでしょ。数の力だけでやっていくんですか。きちっと述べた上でするんならして下さい。

議長 私は質問に対してもう答えとうと思っております。
4 番 議員 なんや答えになってないやないですか。

議長 永本議員

7 番 議員 議長あなたはですね、あのう広報を発行の最高責任者ということは分かっておりますか。どうなんですか。分かってない。議会広報の発行の最高責任者あなたですよ、その下に編集委員長がおる。あのね、12 月、昨年の 12 月議会広報いつ発行されたと思えますが。本年 4 月 14 日です。それから 3 月議会広報、本年の 7 月 14 日です。14 日はずいぶんお好きなようでして、6 月議会の発行は本日 9 月 22 日です。あのね、議会広報というのはね、次の定例会の 1 カ月前に必ずや各家庭に届いてなければですね、賞味期限が切れとうじゃないですか。議会からは発生した紙くずですよ、これは。ほんなもん税金使こてもうたら困りますよ。

(拍手あり)

最高責任者としてどない考えとんですか。3 回も議会の広報の発行が遅れとる。それも何カ月も遅れとるじゃないですか。一番まあ手早くやっておられる東みよし町の議会広報の発行は、3 月の広報が 4 月の 1 日でした。それから海陽町では 4 月 10 日ですよ、・・・皆そういうふうにしておる。本町だけ何でこない 100 日も遅れないかんのんですか。次の定例会に遅れたらそれはもう広報ではありませんよ。議会発生紙くずですよ。そんなもん税金使こてもうたら困ります。終わります。

議長 これで質疑を終わります。これから討論を行います。
討論はありませんか。

北山議員

4 番 議員 ええっと討論なんで反対という立場で討論をしたいと思えます。この議長が全く的確な内容の説明もない中で、ええ広報の委員会が行く必要性を全く感じない。この派遣を強硬に進めていこ

うとされておると。そのことに対して町民の血税が使われたいうことを、は住民に対して費用対効果を表せないということで私は反対を致します。

議 長 江本議員
 3 番 議員 私は賛成の立場で一言述べたいと思います。ええ地方創生についてっていう文言の別の研修みたいなかたちの件だと思いますが、これ結果としていろいろレポートなり、この内容について報告して頂いて、その判断によって町民の方も納得するんじゃないかなろうかと思いますので、そういうかたちの研修要綱でいいともいますので、議員派遣は必要であるというような考えでおります。以上です。

議 長 永本議員
 7 番 議員 私は反対の立場から述べさせていただきます。あまりにも準備がなさすぎる。軽薄すぎます。ですから反対です。終わります。

議 長 寺下議員
 8 番 議員 私は賛成の立場から討論させていただきます。町の課題について勉強することがそんなにいけないことなのか。東京研修という機会を捉え、個別ではなかなか実現できない国レベルでの勉強会を持つことが、なぜここまで質疑され反対されるのか、私には分かりません。

(発言するものあり)

議 長 黙って下さい。
 8 番 議員 先ほど平成 28 年度歳入歳出決算についても、全員異議なしで認定されております。今回、監査委員からの指摘があった部分に関しては、20 日の全員協議会で議員派遣命令簿について協議し、午前中控室で様式の確認を行っており、それらの措置は講じられております。以上のことから私はこの議員派遣に賛成致します。

議 長 ええ反対の、中川議員
 1 2 番 議員 さっきも言いましたように派遣命令という点でこういう議決をすることによってそれを正当化しようとするのは分かります。その点はまあかしくなったとは思いますが、肝心のほの関連性を示す証拠の文書を残しなさい、あのうはっきり残しなさいという指摘があったんですね。それがないと住民の理解は得られないと、そういう指摘されたんですから、やはりそういうなぜひっつけてやらなければいけないのかとか、なぜ広報委員会がこの研修をしなければならないのかと、そういうことを説明する文章が必要だと思うんです。で議長はその辺のところは理解できているのでしょうか。それが心配です。ですからもしそれが出来な

いんであればね、この地方創生については一旦削除するとか、別の項にするとか、そういうことをして頂きたいと考えます。

議長 他にございませんか討論。

戎野議員

9 番 議員 ええ賛成の人がないので続いて反対の私は討論を述べたいと思います。やはり研修に行くのは私は勉強に行くのは非常にいいことだと思います。しかし本来はこれは広報の委員会がなぜそこに行かなければならないのか、本来広報の研修に行くという、そういうんをまずは基本にすべきだと。どうしてもついでに行くんだからということで、本当に必要性が認められるときということで、それだったら行く以上ですね、ちゃんと町民にも報告をちゃんとそれをしていかないかない。こういう理由でやったんだということでですね、そういうことも全くせず、町民からお金の税金の返還請求も受け取る中で、また同じようなことをやっ行って行く。ただそれは数があればいいというふうな意識があるかのように私は受け取られますので、ぜひここは住民の立場で考え直すべきだと思いますので、反対します。

議長 松本議員

6 番 議員 あのう賛成の立場で討論します。職員、議員は地方公務員でありますので、第 39 条の中には職員とか議員にはその勤務能率の発揮及び増進の為に研修を受ける機会が与えなければならないとなっており、議員として多くの研修を受講し、町の為により良い方向をつくっていくことも必要だと思いますので、この案件に賛成します。

議長 これで討論を終わります。

(発言するものあり)

静かにして下さい。傍聴者、静かにして下さい。

小休します。

(時に 18 時 43 分)

(小休中)

(時に 18 時 43 分)

議長 再開します。

議員派遣について採決をします。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成 7 : 反対 4)

(賛成 1 番・2 番・3 番・6 番・8 番・10 番・11 番 : 反対 4 番・7 番・9 番・12 番)

「起立多数」です。

したがって議員派遣の件はお手元にお配りのとおり派遣することに決定しました。

先ほどの会議時間を午後 7 時までと延長しましたが、議事進行上の都合により、午後 11 時まで再延長します。

ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

よって午後 11 時まで延長することに決定しました。

小休します。

(時に 18 時 44 分)

(小休中)

(時に 18 時 47 分)

議長 再開します。

日程第 18 発議第 6 号「川尻議長不信任（案）決議について」を議題致します。

小休します。

(時に 18 時 47 分)

(小休中)

(時に 18 時 48 分)

副議長 お静かに、再開します。

地方自治法第 117 条の規定によって川尻議長の退場を求めます。

(議長退出)

提出者の説明を求めます。

永本議員

7 番議員 失礼します。川尻議長不信任決議（案）を提出させていただきます。議員は町民の付託を受け、議会において町民の意向を代弁し議会の様子を町民に知らせるために議論を尽くす努力を致しております。ところが議会の様子はそのようにはなっておりません。審議時間の確保、各議員の発言する機会を保障し、審議における論点の整理と促進といった議長としての責務を果たしているとはいえません。また議会の長として町民に議会の様子を説明したりしようとして、正確な会議録の作成や広報誌の発行など、職員や委員への指導もしておりません。意見が対立した時、一方的に議論を打ち切ったり、反対意見を無視したり、公平性に欠ける民意を致しました。また声を荒げたり、話し合いを拒否したりと議長としての品性に欠け、議会の代表として不適格であります。よって美

波町議会会議規則第15条にもとづき、川尻議長不信任決議（案）を提出致します。よろしくご審議のほどお願い致します。

副議長 説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑はありませんか。質疑を終わります。

これから討論を行います。

江本議員

3 番 議員 ええ私は不信任（案）について反対の立場で申し上げます。川尻議長はその都度その都度にあった議会運営をされており、私はなんら問題はないと思っております。議会運営は各議員の意見を聞き、全体の意見を尊重して進めておると私は思っております。偏った意見などに惑わされることなく公平に判断されております。会議録の作成、また広報誌の発行など、職員・委員を批判していますが、議員各位はそれぞれ受け取り方が違うと思います。私は公正な職務を行われていると理解しておりますので、不信任（案）には反対致します。以上です。

副議長 北山議員

4 番 議員 はい、私はあのう川尻議長不信任決議（案）に賛成の立場で討論をしたいと思っております。これは議会の冒頭、初日ですけれども、初日にも少し議論をさせて頂きました。議会の会議は原則公開であるにも関わらず、9月6日の全員協議会を町当局から言われたということを根拠に非公開として、報道者を排除しました。これは住民の知る権利を、これはいろんな機会を捉えて住民の知る権利ということを阻害したことになると思います。よって理由としましては町当局に言われ町に迎合する姿勢、これは町のチェック機関としてはあるまじき行為である、議長としてあるまじき行為であるということ。2つ目に議会の会議は原則公開に反して、住民の知る権利を阻害した。この2つの理由を持って川尻議長不信任決議に賛成を致します。

副議長 寺下議員

8 番 議員 ええっと私は反対の立場から討論を致します。先ほど提出者の永本議員から提案理由の説明があり、また先ほど北山議員から討論の中で議会の役割であるとか、議員の役割、議長の役割について説明がありまして、それは充分承知を致しておりますので、そのことを前提にして反対の理由を述べたいと思っております。審議時間は発言に関しては、議長としてしっかりと運営をされていると考えますし、その職責を果たされていると思っております。議事進行上においては、繰り返し小休がとられるような流れが生まれないように、それぞれ議員が自覚を持って発言者自身が論点を分かりやす

く整理した上で発言し、進行に協力することは議会においてもっとも基本的なことであると考えます。現状でそのような基本的なことができるのかどうか、改めて個々の議員が自らを省みる必要があるのではないのでしょうか。本町で暮らしておられる住民の福祉の向上とは直接関連のない議会の内部の運営の問題で、たびたび議長不信任案が出されるようでは、多くの住民の信頼は得られないと思います。よって本不信任案には断固として反対致します。

副 議 長
9 番 議 員

戎野議員
ええ川尻議長不信任（案）に賛成の立場で討論に入りたいと思います。あとう第2回の臨時会が行われた時に、舛田議員からですね、北山議員に向かって発言があったその内容で、すぐさま舛田議員が訂正をし、お詫びをしますという発言が記録に残っております。そしてその後、議長は大きな声です、訂正するということは削除だということのをこれまた記録、録音に残っております。明確な発言が会議録のテープに残っておるのに、しかしその会議録にはですね、記載されておらず消されておったというか入っていなかった、書かれていなかったという事実があります。先ほど受け取り方が違うとかいうようなことを発言された議員もおられますが、やっぱり事実でどうだったかっていうことで判断して行かなければならないと思います。そこで会議録になぜないのかということ、事務局に問いただしたところ、議長の指示でと言う返事で、議長にじゃあそれじゃ聞いてみようということ、聞いたところ、記憶にないということ、ごさいました。会議録が録音に入っていて、普通小休中の場合は書かないっていうんは分かるんですけど、それがちゃんと録音、小休中でもないのに録音されている音声は記載されていないということは非常に重要なことで、会議録というものは永遠にかつ重要なものであるからきちんと残しておかなければならないと定められております。それをそういった公文書、証拠書類であるものが改ざんされていくというふうな捉えて、住民がとられた場合は、住民からの情報公開で会議録を取得しても、それが正しく反映されていないということでしたら、一番もととなるものが全然不安定になってまいります。従いまして、そういった議長の対応そのものに対して不信感を与えたこと、これは不信任に値すると思いますので、会議録の記載の点をとらまえて、私は議長はきちっと指導もできていないということで、不信任案に賛成致します。

副 議 長

松本議員

6 番 議 員 私は川尻議長不信任案決議（案）に対して反対の立場で討論します。川尻議長は反対意見は賛成意見を公平に取り扱い、議長の職務を粛々と遂行しており、この不信任案決議は該当致しませんので反対致します。

副 議 長 中川議員

1 2 番 議 員 私はこの決議案に賛成とする立場で意見を言わせて頂きます。ひとつは議事の進行が公平でないということ。例えば先の6月定例会では永本議員が議長、議長と何かも発言を求めたのに対して、なかなかそれを指名しない。そして動議を受付けておきながら日程に追加しないと、そういう点では非常に不公平だと思います。また私自身の個人の発言に対しても、たびたび中断をし、そして先の6月議会では委員長報告に対する質疑をしておいたら、もう質問は1回じゃと、こういうように発言を制限する。もちろん整理するというのは議長の仕事だと思うんですが、そういうふうにして発言に対してそれを邪魔をすると、そういうシーンが度々ありました。まああのう川尻議長に対する不信任決議（案）は今回が初めてでありまして、度々出しておる訳ではないんですが、申し入れは度々しております。それからもうひとつは品性の問題がありますが、議会の議論の最中と、に激昂して恫喝するような言動をしたり、例えばこれは6月議会か3月議会かは議事録見てみないとはいっきりしませんが、もう議会が終わったらたいたいじゃあとかこういうように発言してみたり、それから先ほども出ました訂正することは削除することじゃと言いつつ放ったり、そういう点でやはり議長としてふさわしくないのではないかとということがあります。さらに議長としての仕事についての理解がひとつ足りないのではないかとというのが、例えば定期監査の結果を受け取ったら議員に速やかに配るべきだと思うんですが、それが配られないと。

副 議 長 中川議員、あのうちよっと手短かにお願いします。

1 2 番 議 員 ああそうですか、ということで私はもうこれは議長としては到底職務を遂行するのは無理であると考えて不信任決議（案）に賛成を致します。

副 議 長 他ありませんか。これで討論を終わります。

これから川尻議長不信任決議（案）を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成 4：反対 6）

（賛成 4番・7番・9番・12番：反対 2番・3番・6番・8番・10番・11番）

「起立少数」です。

よって川尻議長不信任決議（案）は否決されました。

ここで川尻議長の除斥につきましてはこれを解除致します。
議長が着席するまで少しお待ち下さい。
小休します。

(時に 19時03分)

(小休中)

(時に 19時04分)

- 議長 再開します。
小休しよか、かんまん。
はい、再開します。
舛田議員
- 1番議員 ええ今の不信任決議案で私が中川議員に手短にと言ったのは大変いかん言葉であります。簡潔に直して下さい。よろしく願います。
- 議長 それでは再開します。
日程第19 議案第7号 あっすいません。発議第7号「寺下議運委員長辞任勧告決議(案)」についてを議題と致します。地方自治法第117条の規定によって、寺下議会運営委員長の退席を求めます。
(8番議員退出)
提出者の説明を求めます。
中川議員
- 12番議員 ええ私は寺下議会運営委員長の辞任勧告決議(案)を提出致しました。賛成者には永本議員、戎野議員、北山議員、3人の議員になって頂きました。でその決議案を読んで説明したいと思いません。議会は町民の付託を受け町民の含意を実現するためにいつも努力をしています。ところが議会運営委員会は先の6月議会において付託されていた住民からの請願を、その中身に触れようとせず不採択としてしまいました。委員長が、委員長というのは意見が対立した時のほの論点を整理して、そしてその議論を深める。これが委員長としての職責であります。この役目を果たしていません。はじめから不採択をもう決めていたかのように請願項目5つの項目、具体的な項目を上げて回答を議会に対して求めておったのであります。その個別の請願項目については一切議論することをせず、あげくのはてに意見の相違ということを理由に議論を打ち切って採決をして不採択にしてしまう。こういう公平性に欠ける運営をしました。これらのことから議会運営委員会委員長としては不適格であると、こういわざるを得ません。そこで寺下議運委員長の辞任を勧告致します。決議案を辞任勧告をする決

議案を提出します。以上です。

議長 説明が終わりました。質疑を行います。
質疑ない、ないんやね。
これから討論を行います。

江本議員

3 番 議員 私は議会運営委員長の辞任勧告について反対の立場でお話したいと思います。先ほど6月議会において付託された請願の中身について触れようともせず不採択とありますが、何回も会議は開いて審議はしてきました。その結果として結論を出されたのでありまして、委員長の議会運営委員運営になんら間違ったところはないと思っております。よって正常に運営されたと思っておりますので、辞職勧告に該当しないと私は思っており、よって私は反対致します。

議長 永本議員

7 番 議員 私は議案に賛成の立場から述べさせていただきます。請願権、これについては憲法に保障された全国民に与えられた権限であります。従ってあくまでも住民の立場に立って丁寧に審査すべきものであります。非常に審査の内容が粗雑であったと思っておりますので、この勧告決議案に賛成致します。終わります。

議長 丸龍議員

1 1 番 議員 私は反対の立場から討論をしたいと思っております。私は寺下議員、運営委員長の辞任勧告決議に反対の立場から討論をしていきたいと思っております。提出者から委員長には不公正に欠ける運営を委員長として不適格であると書かれております。しかし私は議運の委員長としてしっかり議会運営されていると考えます。その職務を十分果たされていると思っております。よって寺下議会運営委員長辞任勧告決議には断固反対致します。

議長 他にございませんか。

戎野議員

9 番 議員 あのう今、議事録、会議録をずっと読みよったんですが、やはりあのうこの請願の審議は充分なされてない。5、5つの質問が出されたんですけど、1問目だけやりました。後、2・3・4と5番目まで、ぜんぜやってないんですよ。これ事実ですよ、会議録見たら誰でも分かるんです。それを私もまあ議員のある方も指摘しております。ほういう運営をして、そして中立とかそして公正なちゃんとした運営ができていなんて言えるんでしょうか。やはりね、委員長となったらその託された請願に出された5つの疑問点について、やはりちゃんとほこで審議すべきですよ。なぜ1問だ

けしかやらなくて、後あのうとばかりしてそのままいったんですか。それについて委員長報告に対して私は抗議しました。それにも答えてませんよ、だからやはり委員長とあったらその質問に対してちゃんと請願に付託されたことの請願の内容を審議すべきだと、それをしてない委員長の運営の仕方は全くまずい。これは町民が見た場合に当然そういう疑問が起きてきますので、まあ議運の委員長として私はふさわしくないと思いますので、この不信任案に賛成致します。

議 長

他に

松本議員

6 番 議 員

はい、私は反対の立場で討論致します。寺下議運委員長は議会運営など、請願・意見書についても委員及び委員外議員の発言を聞き、粛々と的確に公平に議会運営委員長の役職を果たしており、この辞任勧告決議は該当致しません。よって反対致します。

議 長

北山議員

4 番 議 員

すいません、ええっと私はこの辞任勧告決議案に賛成の立場で討論をしたいと思います。私自身、先日の6月議会において議会運営委員会に付託された住民からの請願に関連して平成28年度の全員協議会の通知をもらっていないという件について、3月13日の議会運営委員会で委員長から不確かであるので少し調査をしますというような話を頂いておりました。で6月議会でその調査はどうだったんですかと、本議場で聞きますと、案内は送付されたということを確認しておりますと、はっきりとそう述べられております。しかしどこで確認をしたのかということを知ると最終、私が確認を怠っておりましたと確認をしてなかったというようなことで、私は本会議で委員長に嘘をつかれたというかたちになりました。私はあのう本会議で議員が嘘の答弁をする。これはもってのほかだと思います。そのような委員長、とても私、信用することはできません。でこの議事録を見られた町民も当然そのように感じると思いますので、この決議勧告決議案に賛成をしたいと思います。以上です。

議 長

他にございませんか。

これで討論を終わります。

これから寺下議運委員長辞職勧告、すいません。寺下議運委員長辞任勧告決議（案）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成 4：反対 6）

（賛成 4番・7番・9番・12番：反対 1番・2番・3番・6番・10番・11番）

「起立少数」です。

よって寺下議運委員長辞任勧告決議（案）は否決されました。
ここで寺下議会運営委員長の除斥については、つきましては、これを解除致します。

小休致します。

（時に 19時17分）

（小休中）

（時に 19時18分）

議長 再開します。

北山議員

4番議員 ひとつお聞きしたいと思います。先日、私と3人の同僚議員と4人で会議録が録音どおり作成していないので、善処されたいという申し入れをしております。これは申し入れをした方に議長からきちっと渡っているんですか、この文章は、どうなんですか。

議長 渡っております。

4番議員 どしたんですか。ほれはどないなっとん。

議長 小休します。

（時に 19時19分）

（小休中）

（時に 19時20分）

議長 再開します。

日程第20 常任委員会の閉会中の所管事務の調査についてを議題と致します。各常任委員長から所管事務のうち、会議規則第73条の規定によって、お手元に配りました、所管事務の調査事項について閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ございませんか。

（異議なし）

「異議なし」と認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第21 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題と致します。議会運営委員長から、会議規則第73条の規定によって、お手元に配りました、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。
お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第 22 各委員会の閉会中の継続調査についてを議題と致します。各委員長から、目下、委員会において調査中の事件について、会議規則第 73 条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は、すべて終了しました。会議規則第 7 条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

本定例会は、本日で閉会することに決定しました。これで本日の会議を閉じます。

平成 29 年美波町議会第 3 回定例会を閉会します。

お疲れ様でした。ご苦勞様でした。

(時に 19 時 24 分)

左記、会議の次第は書記の記載したものであるが、その正確を証するために署名する。

平成 29 年 11 月 18 日

美波町議会議長

川尻竹蔵

議会議員

向山篤宏

議会議員

丸龍孝敏